

福山市次世代育成支援対策推進行動計画

前期（2005（平成17）年度～2009（平成21）年度）

2005（平成17）年3月

福 山 市



はじめに

福山市長 羽田 皓

次代を担う子どもたちが将来に夢と希望をもって成長していくことは、市民すべての願いであります。

近年の急速な少子化や核家族化の進行など子どもたちや保護者を取り巻く環境はめまぐるしく変化しております。

家庭の教育力や地域の子育て力の低下、地域の間関係の希薄化などが指摘され、また、児童虐待などの痛ましい事件が後を絶たず、子どもたちだけでなくその保護者に対しても支援が必要となっております。

国における2003年度（平成15年度）の「次世代育成支援対策推進法」、「少子化社会対策基本法」の制定や2004年度（平成16年度）の「児童福祉法」、「児童虐待の防止等に関する法律」の改正により、行政や家庭、子どもに関係する機関、団体、住民の役割が明確化され、子育て家庭を地域社会全体で支援していく体制の整備が求められています。

このような状況を踏まえ、本市では、「**みんなで創る 子育て^{ナンバーワン} ONLY^{ワン}. 1** のまち ふくやま」を基本理念に、子育て家庭を取り巻くすべての人が協働し、「福山で生まれてよかった」、「福山で子育てをしてよかった」と誰もが実感できるような子育て環境の整備を推進していくため、この「福山市次世代育成支援対策推進行動計画」を策定いたしました。

この計画に掲げた目標と具体的な施策を積極的に推進することにより、子育て家庭への支援や子どもが健やかに育ち、自立することができる環境づくりに努めてまいります。

市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本計画の策定にあたり、「福山市次世代育成支援対策推進懇話会」の委員の皆様には、それぞれの専門分野から現在の子育て家庭がおかれる現状など貴重なご意見いただきましたことにつきまして心から感謝申し上げます。

2005年（平成17年）年3月

目 次

第 1 章	計画策定にあたって.....	1
1-1	計画の目的	1
1-2	計画の位置付け	1
1-3	計画の期間	2
1-4	策定の方法	3
第 2 章	計画の背景.....	4
2-1	少子化の現状	4
2-2	少子化が及ぼす影響	6
2-3	少子化への対応.....	10
第 3 章	本市の子育てをめぐる状況.....	12
3-1	本市の概要	12
3-2	保育・教育	22
3-3	母子保健事業	32
3-4	子育て支援事業	34
3-5	児童虐待の状況	36
3-6	本市における課題	37
第 4 章	計画の基本的考え方.....	39
4-1	計画の役割分担	39
4-2	基本理念	41
4-3	基本目標	42
4-4	体系図	44

第5章 計画の内容.....	45
基本方針1 安心できる母子保健の推進	45
基本方針2 子育て家庭に対する支援の充実	60
基本方針3 次代を担う世代の育成	74
基本方針4 援助を必要とする子育て家庭への支援	88
基本方針5 子育て家庭にやさしい安全・安心な生活環境の整備	96
資料編.....	103
用語集.....	119

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1-1

計画の目的

少子化、核家族化の進行、地域との関係の希薄化など子育て家庭を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、育児に対する不安やストレス、児童虐待、少年非行の低年齢化などが社会問題化しています。

この計画は、次代を担う子どもたちの健やかな育ちや自立を促し、更には、親自身の育ちを支援し、子育て・親育て支援社会を形成することを目的とします。

1-2

計画の位置付け

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく行動計画であり、「第三次福山市総合計画後期基本計画」や「健康ふくやま 21」、「福山市学校教育ビジョン」など関連する計画と整合性を持ったものとします。

また、計画の推進にあたっては、全庁的な体制の下に、地域社会、家庭など本市を構成する様々な方と一体となって取り組んでいきます。

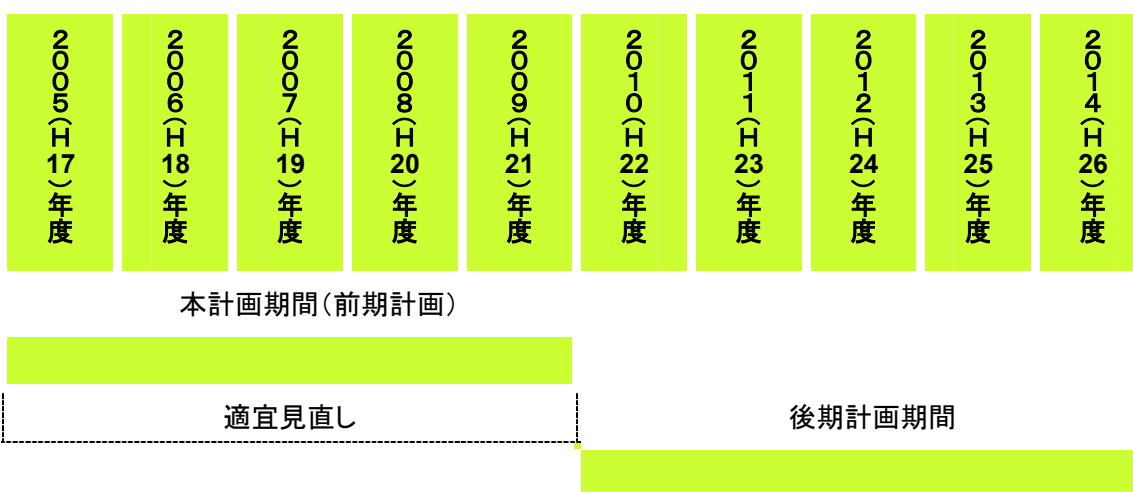
第1章 計画策定にあたって

1-3

計画の期間

次世代育成支援対策推進法は10年間の時限法であり、同法に基づくこの行動計画は、5年ごとに策定することとされています。

この計画は、2005(平成17)年度から2009(平成21)年度までの5年間を前期計画として策定し、2010(平成22)年度から2014(平成26)年度までの5年間を後期計画として策定していきます。



1-4

策定の方法

1) ニーズ調査の実施

この計画を策定するに当たり、2004（平成16）年2月に「次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施しました。

① 「福山市次世代育成支援に関するニーズ調査」の概要


調査対象	就学前児童編	小学校児童編
配布数	3,000件	3,000件
抽出方法	無作為抽出	
回収数	1,552件	1,648件
回収率	51.7%	54.9%
調査期間	2004（平成16）年2月18日～3月1日	

② 「沼隈町次世代育成支援に関するニーズ調査」の概要

調査対象	就学前児童編	小学校児童編
配布数	513件	315件
抽出方法	無作為抽出	
回収数	331件	265件
回収率	64.5%	84.1%
調査期間	2004（平成16）年2月1日～2月13日	

2) 策定体制

この計画は、庁内組織として「福山市次世代育成支援対策行動計画策定委員会」において今後の福山市の子育て支援のあり方や次代を担う子どもたちの育成などについて協議、検討を行い、また、子どもに関係する団体や学識経験者、保護者会などの代表者により構成される「福山市次世代育成支援対策推進懇話会」において意見をうかがいながら策定しました。



第2章
計画の背景

第2章 計画の背景

2-1

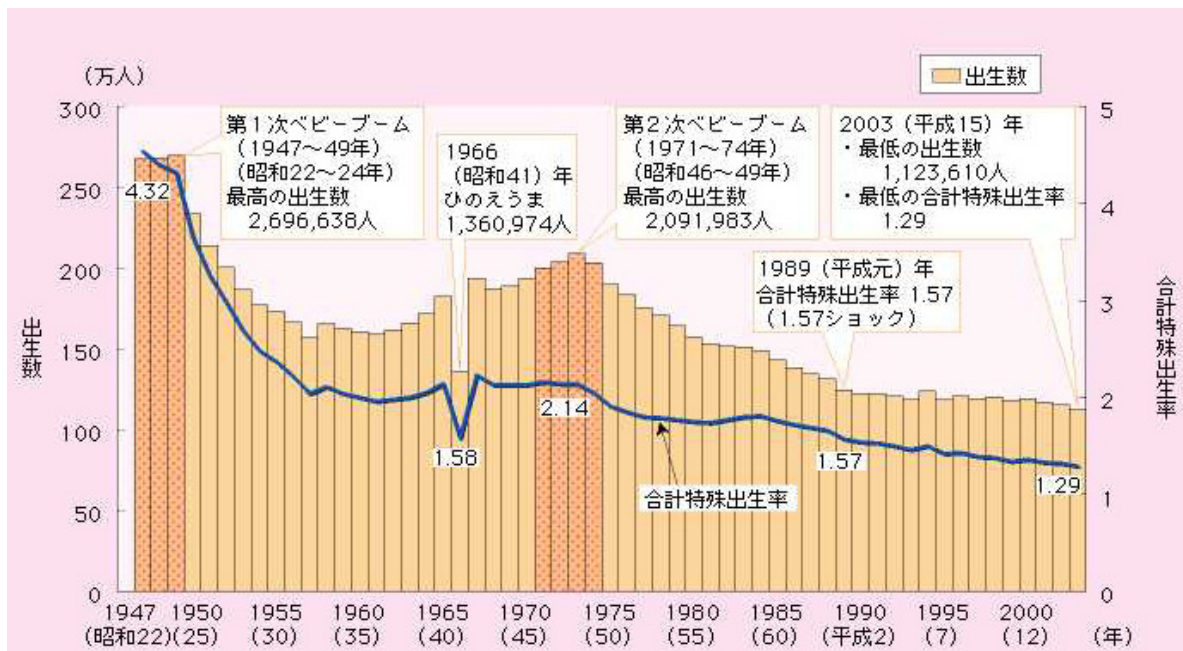
少子化の現状

我が国の総人口は、2002(平成14)年1月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」によると2006(平成18)年をピークとして、2007(平成19)年以降減少に転じ、このままの状況が続けば、2050(平成62)年には1億59万人にまで減少すると予測されています。

年少(0～14歳)の人口推移は、出生数が1973(昭和48)年の209万人から2000(平成12)年の119万人まで減少し、年少人口も1980年代初めの2,700万人規模から2000(平成12)年国勢調査の1,851万人まで減少しています。

合計特殊出生率については、第1次ベビーブーム期には4.32であったものが2003(平成15)年には1.29とこれまでの最低水準となり、出生数も前年より30,245人少ない1,123,610人と、これも過去最低となっています(下図参照)。

■ 出生数及び合計特殊出生率の推移

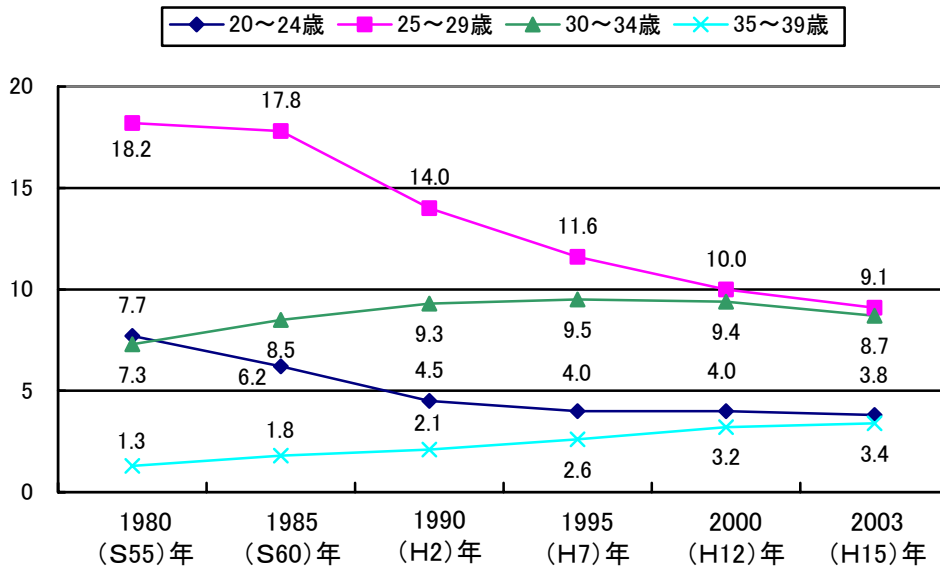


資料:内閣府「少子化社会白書」

第2章 計画の背景

■女性（母親）の年齢階級別出生率

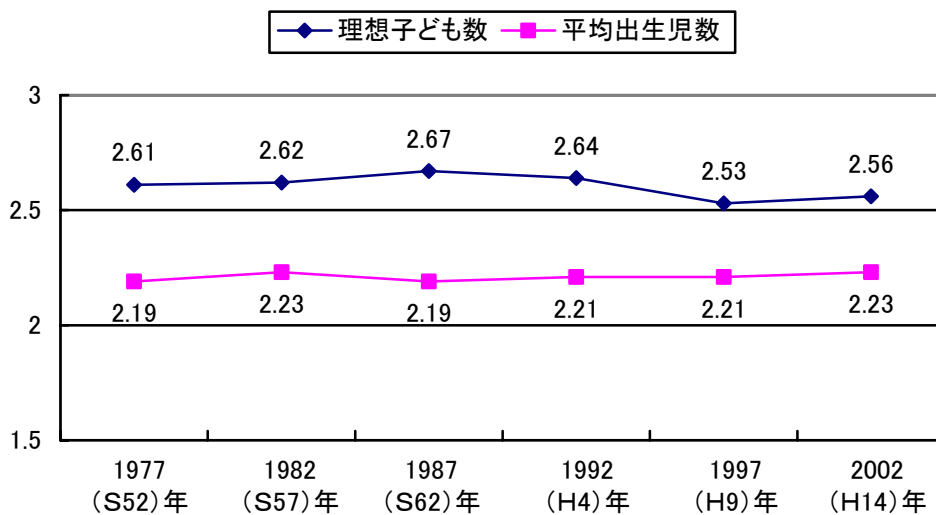
（単位：％）



資料：内閣府「少子化社会白書」

■平均出生児数・理想子ども数の推移

（単位：人）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出産動向基本調査（第10～12回）」、「出産力調査（第7～9回）」

注1：理想子ども数については、50歳未満の妻に対する調査

注2：平均出生児数は、結婚持続期間15-19年の妻を対象とした出生児数の平均。1987（S62）年は、初婚の妻を対象とした集計。1982（S57）年、1992（H4）年と同一の初婚同士の夫婦に基づいた平均出生児数は2.19人

2-2

少子化が及ぼす影響

少子化が社会経済に与える影響には様々ありますが、社会面での影響と経済面での影響について考えます。

1) 社会面での影響

① 家族形態の変容

2000(平成12)年の国勢調査によると我が国の世帯数は約4,678万世帯で、1世帯当たりの平均人数は、2.67人となっています。

一般世帯全体の中で「単身」世帯の占める割合は、1975(昭和50)年では19.5%であったものが2000(平成12)年にはその約1.4倍の27.6%となっており、全世帯の4分の1以上が「単身」世帯となっています(P7参照)。

また、18歳未満の児童のいる世帯の家族類型別世帯数を見ると、「夫婦と子どもの世帯」と「ひとり親と子どもの世帯」の割合は1975(昭和50)年から1995(平成7)年までは約7割と横ばいで推移していましたが、2000(平成12)年には約74.5%と上昇しています。

3世代等の親族との同居世帯の割合は、1975(昭和50)年には27.8%でしたが、2000(平成12)年には23.1%となっています。

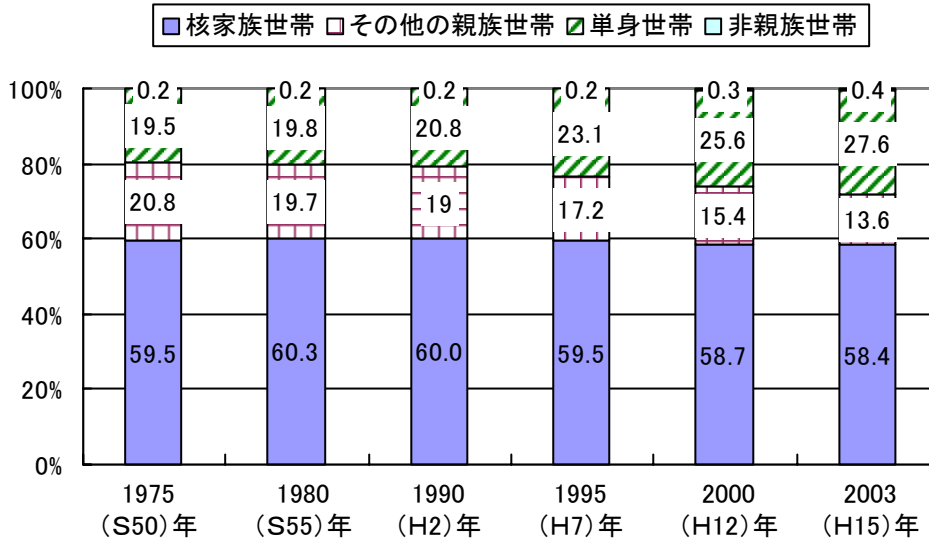
このような中、福山市(旧福山市、旧内海町、旧新市町、旧沼隈町)における一般世帯数の推移を見ると、1975(昭和50)年の100,255世帯から2000(平成12)年には146,676世帯へ46,421世帯増加をしています。家族類型別の推移を見ると、「夫婦のみ」もしくは「単身」世帯の増加が顕著となっているのに対し、「3世代」世帯は減少が続いています(P18~20参照)。

このようなことから本市においても核家族化は今後も進行すると予測されます。

第2章 計画の背景

■一般世帯に占める単身世帯数割合の推移

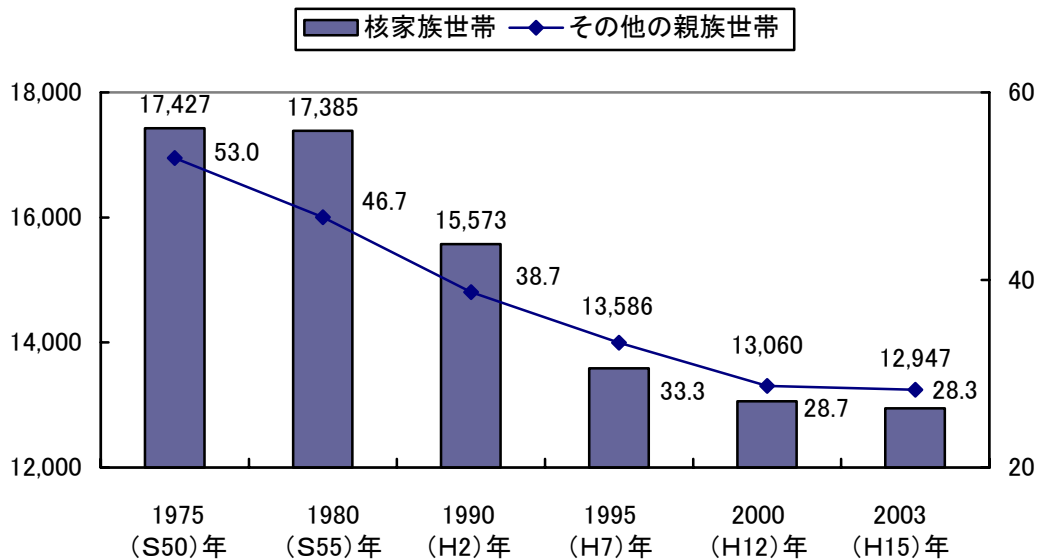
(単位：%)



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」

■児童のいる世帯数及び世帯割合の推移

(単位：世帯、%)



資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」

② 子どもへの影響

子どもの健全な発育には、他者との十分なコミュニケーションが必要と考えられており、核家族化の進行や兄弟姉妹が少なくなっているために、コミュニケーショ

第2章 計画の背景

ンがうまくとれない子どもが増えているのではないかという課題が生じています。

福山市（旧福山市、旧内海町、旧新市町、旧沼隈町）における15歳未満の人口が占める割合は、1975（昭和50）年から2000（平成12）年まで年々減少していることから、周りに年齢が近い子どもが少なくなり、交流の機会が減少していることが考えられます。（P12～14 参照）

子どものいる世帯や兄弟姉妹、子ども自体の減少は、子ども同士が切磋琢磨し、社会性を育みながら成長する機会を減少させ、生きる力を身に付けることを困難にする可能性があります。

核家族化の進行や地域との関係の希薄化などにより人間関係やコミュニケーションの不足が子どもや家庭の多くの問題を発生させてきたとの指摘があり、また、子ども同士や子どもたちが赤ちゃんと接する機会が減少していることも親となつてからの子育てに対して様々な面でマイナスの影響を及ぼしているのではないかと考えられています。

③ 地域社会の変容

少子化により地域における子どもの数が少なくなり、子ども会行事など地域でのイベントへの参加が困難になってくるなど、地域の活力の減少が危惧されています。

地域における人口の減少は、防犯や保健・福祉活動においても支障を来すこととなり、地域の活力の維持という点で大きな課題となります。

2) 経済面での影響

① 労働力人口の減少と経済成長への影響

我が国の労働力人口は、2000（平成12）年の6,766万人から2003（平成15）年には6,666万人となっています。

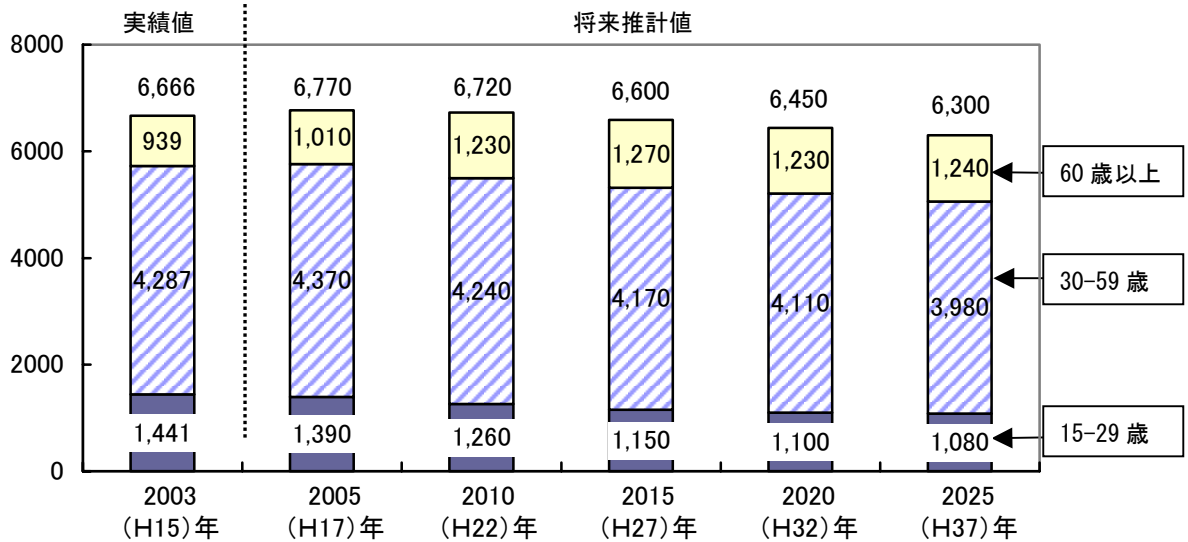
福山市（旧福山市、旧内海町、旧新市町、旧沼隈町）においては、2000（平成12）年の国勢調査によると15歳以上人口351,237人のうち労働力人口（就業者と完全失業者を合わせた人口）は216,993人（就業者206,480人、完全失業者10,513人）、非労働力人口（家事従事者、通学者、高齢者等）は130,754人で、労働力人口については1995年の219,988人と比べると2,995人減少しており、また、非労働力人口については同年の121,691人と比べると9,063人増加しています。

労働力人口の減少は、経済成長率に対するマイナスの影響を与えるなど経済社会の活力への影響が危惧されます。

第2章 計画の背景

■労働力人口の推移と見通し

(単位：万人)



資料：2003 (H15) 年までは総務省統計局「労働力調査」、2005 (H17) 年以降は厚生労働省職業安定局推計 (2002 (H14) 年 7 月)

注：四捨五入の関係で合計が合わないことがある。

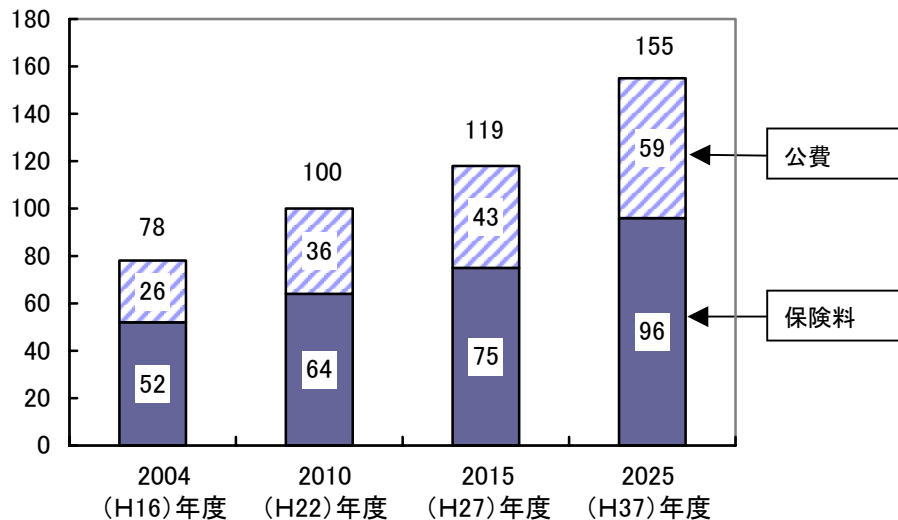
② 国民の生活水準への負担

経済的な需給面から見ると、人口の減少に伴って食糧、衣類、住宅などを中心に商品への需要が減少することが予想されます。

また、社会保障制度を維持するための負担増は、現役世代の可処分所得の減につながり、消費需要の拡大に影響を与えられと考えられます。

■社会保障負担の見通し

(単位：兆円)



資料：厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し (2004 (H16) 年 5 月推計)」

注：四捨五入の関係で合計が合わないことがある。

2-3

少子化への対応

1990(平成2)年の合計特殊出生率 1.57 ショック以降、国においては少子化社会への対応が重要な政策課題として位置付けられるようになり、1994(平成6)年には「エンゼルプラン」の策定が行われ、1999(平成11)年には少子化対策推進関係閣僚会議において、「少子化対策推進基本方針」が決定されるとともに、大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治 6 大臣合意による「新エンゼルプラン」が策定されました。これらの取組にもかかわらず、2002(平成14)年の新人口推計(「日本の将来推計人口」)が示すように、少子化の流れは食い止められておらず、2002(平成14)年には「少子化対策プラスワン」が取りまとめられ、2003(平成15)年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

福山市においても 1997(平成9)年に「子どもが生き生きと育つまち 福山」を将来像とした「福山市児童育成計画」を策定するとともに、「健康ふくやま21」や「福山市学校教育ビジョン」など様々な分野において子どもと子どもを取り巻く家庭、地域、職場などの環境整備に取り組んでまいりました。

そして、今般、次世代育成支援対策推進法に基づき、従来の取組に加え、市や地域、住民が一体となって更に少子化対策を推進していくため、「福山市次世代育成支援対策推進行動計画」を策定しました。

	国	福山市	世の中の動き
1990 (H2) 年			合計特殊出生率 1.57 ショック
1994 (H6) 年	エンゼルプラン策定		育児休業法施行
1995 (H7) 年		ふくやま女性プラン策定	
1997 (H9) 年		福山市児童育成計画策定	将来人口推計の公表 (出生率予測 1.80 → 1.61)
1999 (H11) 年	少子化対策推進基本方針 新エンゼルプラン	福山市障害者保健福祉総合計画実施プラン策定	
2000 (H12) 年	国民的な広がりのある取組みの推進について		
2001 (H13) 年		第三次福山市総合計画 後期基本計画策定	
2002 (H14) 年	少子化対策プラスワン		新人口推計の公表 (出生率予測 1.61 → 1.39) 学校週5日制実施
2003 (H15) 年	次世代育成支援対策推進法成立 少子化社会対策基本法成立	健康ふくやま21策定 福山市学校教育ビジョン策定 福山市男女共同参画基本計画策定	合計特殊出生率 1.29

第2章 計画の背景

	国	福山市	世の中の動き
2004（H16）年	少子化社会対策大綱 児童虐待防止法の改正		
2005（H17）年	児童福祉法の改正 子ども・子育て応援プラン	福山市次世代育成支援対策推進行動計画策定	育児・介護休業法施行



第3章

本市の子育てをめぐる状況

第3章 本市の子育てをめぐる状況

3-1

本市の概要

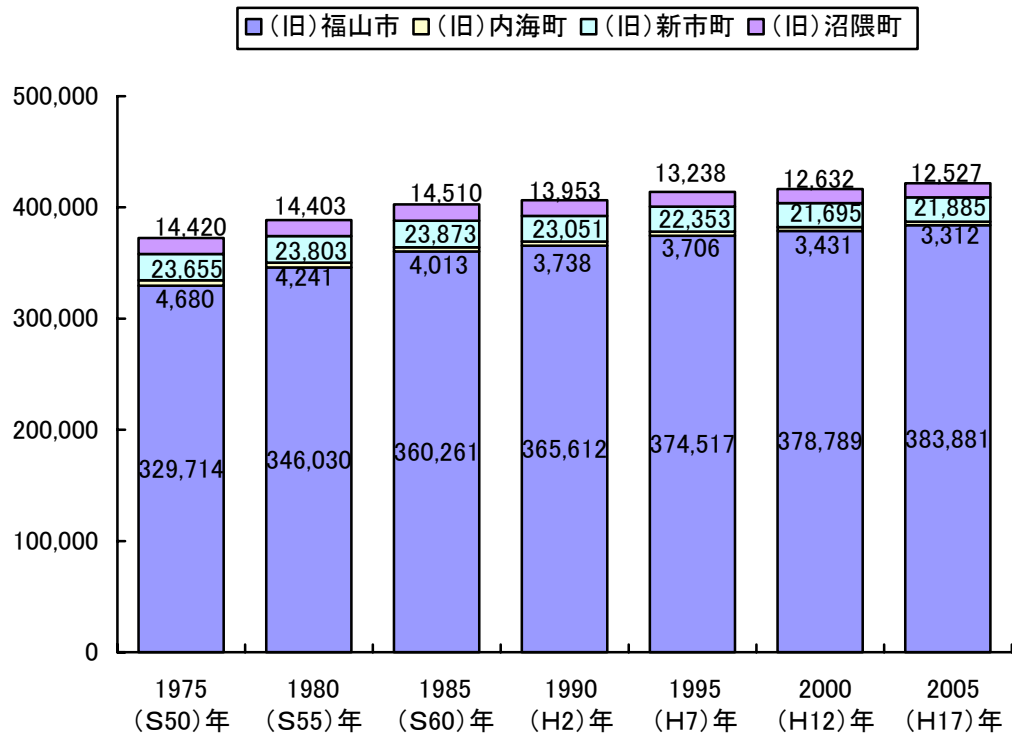
1) 人口

国勢調査によると福山市の人口は1975(昭和50)年当時329,714人であったものが、2003(平成15)年2月に旧内海町、旧新市町と、2005(平成17)年2月に旧沼隈町との合併により同年2月1日現在421,605人となっており、人口推移は、1975(昭和50)年以降緩やかではあるものの増加しています(下図参照)。

本市における年齢3区分別構成割合の推移を見ると、0～14歳の年少人口比率が減少し続けているのに対し、65歳以上の高齢者人口は増加し続けています。2005(平成17)年では高齢者人口比率が19.1%であるのに対し、年少人口比率は14.8%となっており、高齢者人口比率が年少人口比率を上回っています(P13、14参照)。

■人口推移

(単位：人)

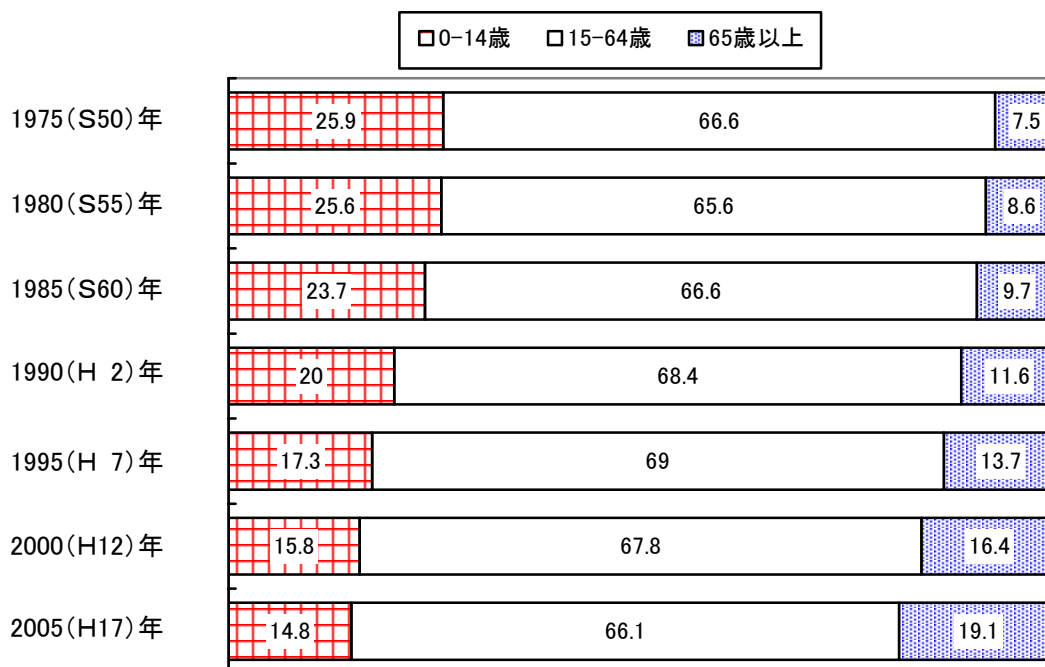


資料：国勢調査（2005(H17)年は2月1日現在の住民基本台帳による。）

第3章 本市の子育てをめぐる状況

■人口構成の推移（旧福山市）

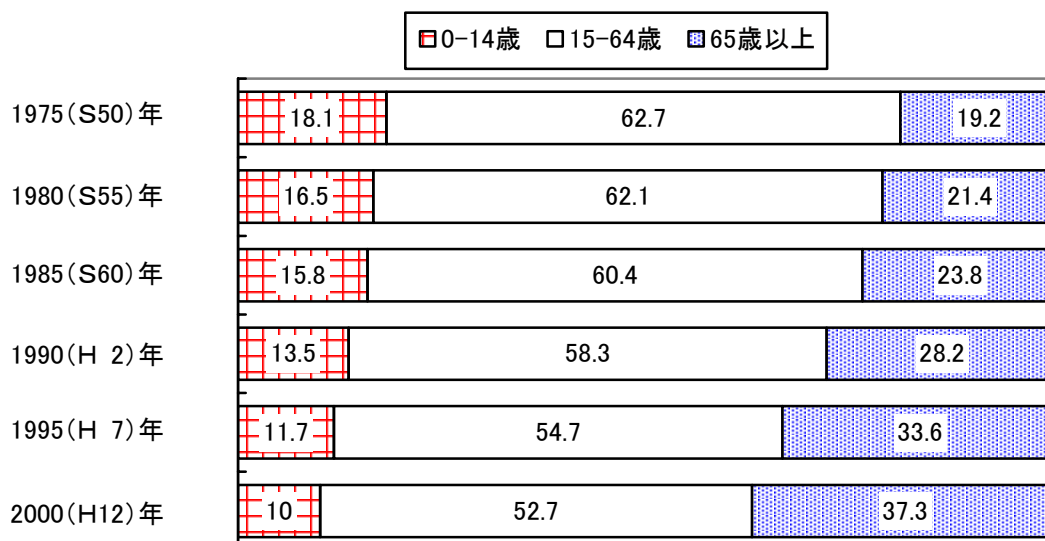
（単位：％）



資料：国勢調査（2005(H17)年は2月1日現在の旧福山市、旧内海町、旧新市町、旧沼隈町の住民基本台帳による。）

■人口構成の推移（旧内海町）

（単位：％）

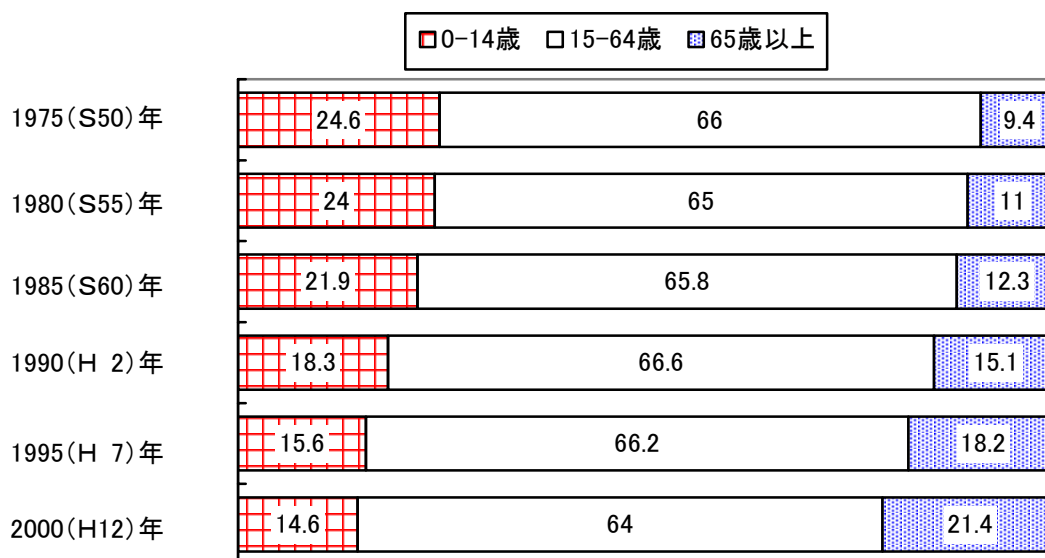


資料：国勢調査

第3章 本市の子育てをめぐる状況

■人口構成の推移（旧新市町）

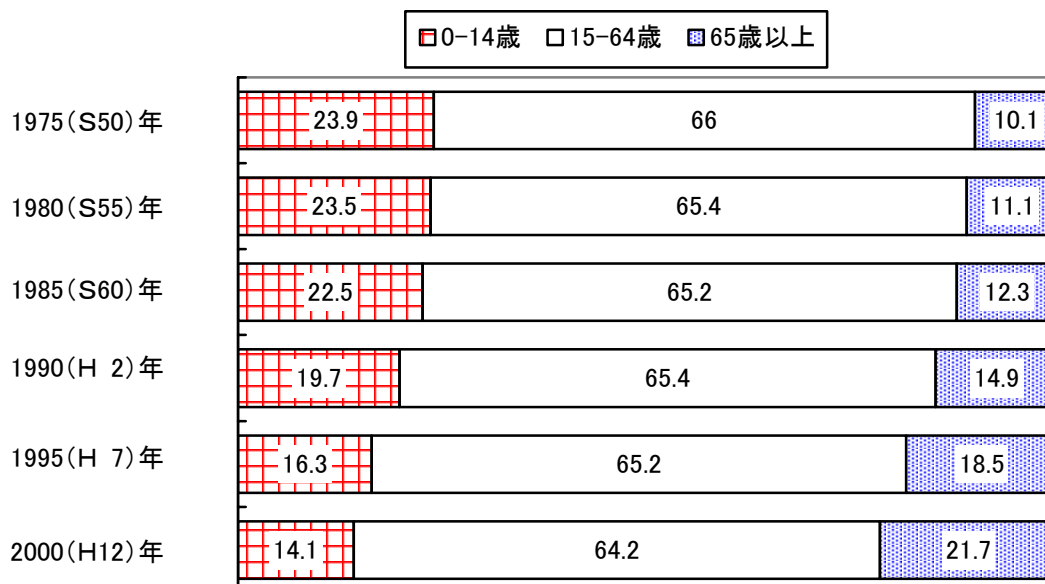
（単位：％）



資料：国勢調査

■人口構成の推移（旧沼隈町）

（単位：％）



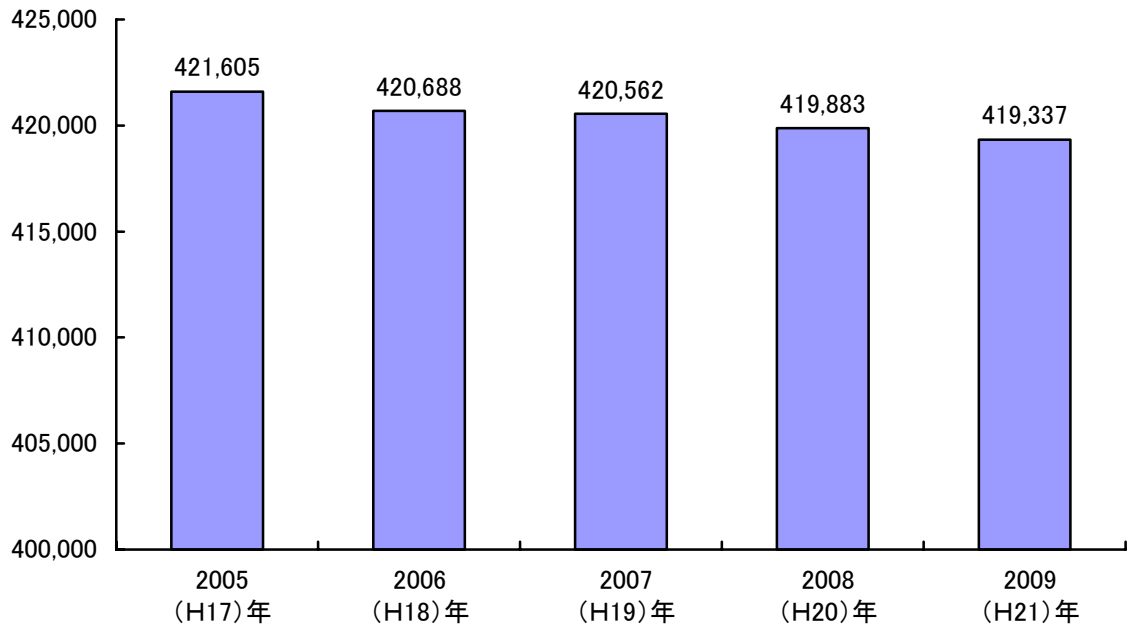
資料：国勢調査

第3章 本市の子育てをめぐる状況

また、2000（平成12）年から2004（平成16）年までの福山市（旧福山市、旧内海町、旧新市町、旧沼隈町）における住民基本台帳を基に、コーホート変化率法により人口推計を行うと、2009（平成21）年における福山市の推計人口は419,337人となっています（下図参照）。

■人口推計

（単位：人）



資料：市調べ

2) 就学前・小学校児童人口

福山市（旧福山市、旧内海町、旧新市町、旧沼隈町）の0歳児から小学生までの人口の推移を見ると、1975(昭和50)年から1980(昭和55)年までは増加傾向にありましたが、その後は減少に転じており、2000(平成12)年には50,818人となっています。1975(昭和50)年から2000(平成12)年までの減少率は全体で36.6%ですが、9～11歳で21.1%、0～2歳では44.7%となっており、年齢が下がるにしたがって、人口の減少率が高くなっています（下図参照）。

出生率については、2003(平成15)年の福山市は広島県全体と比較するとやや高い割合となっています（P17参照）。

また、合計特殊出生率の推移を見ると2005(平成17)年の合併前の福山市については広島県平均や全国平均と比較して1998(平成10)年以降、高い割合で推移しているものの、人口を維持できるとされる2.08人を大きく下回っており、2003(平成15)年には1.45人となっています（P17参照）。

また、コーホート変化率法による人口推計によると、2009(平成21)年における福山市の就学前・小学校児童の推計人口は49,004人となっています（下図参照）。

■就学前・小学校児童人口の推移と推計

(単位：人)

	1975 (S50)年	1980 (S55)年	1985 (S60)年	1990 (H2)年	1995 (H7)年	2000 (H12)年	2005 (H17)年	2009 (H21)年
0歳児	7,447	5,980	5,184	4,245	4,241	4,263	3,913	3,861
1歳児	7,839	6,021	5,363	4,481	4,239	4,309	4,154	3,973
2歳児	7,834	6,430	5,534	4,525	4,235	4,202	4,052	3,983
0～2歳計	23,120	18,431	16,081	13,251	12,715	12,774	12,119	11,817
3歳児	7,536	6,501	5,530	4,904	4,210	4,252	4,302	4,024
4歳児	7,237	6,851	5,549	4,946	4,219	4,144	4,292	4,051
5歳児	6,829	7,177	5,828	5,183	4,307	4,248	4,210	4,067
3～5歳計	21,602	20,529	16,907	15,033	12,736	12,644	12,804	12,142
6歳児	6,601	7,544	5,877	5,245	4,493	4,201	4,245	3,999
7歳児	6,265	7,614	6,290	5,450	4,558	4,154	4,292	4,189
8歳児	6,225	7,314	6,434	5,374	4,817	4,197	4,114	4,191
6～8歳計	19,091	22,472	18,601	16,069	13,868	12,552	12,651	12,379
9歳児	4,859	7,009	6,738	5,514	4,945	4,181	4,149	4,197
10歳児	5,869	6,741	7,068	5,730	5,112	4,254	4,285	4,230
11歳児	5,561	6,501	7,450	5,763	5,202	4,413	4,097	4,239
9～11歳計	16,289	20,251	21,256	17,007	15,259	12,848	12,531	12,666
合計	80,102	81,683	72,845	61,360	54,578	50,818	50,105	49,004

資料：国勢調査（2005(H17)年は2月1日現在の旧福山市、旧内海町、旧新市町、旧沼隈町の住民基本台帳による。）

第3章 本市の子育てをめぐる状況

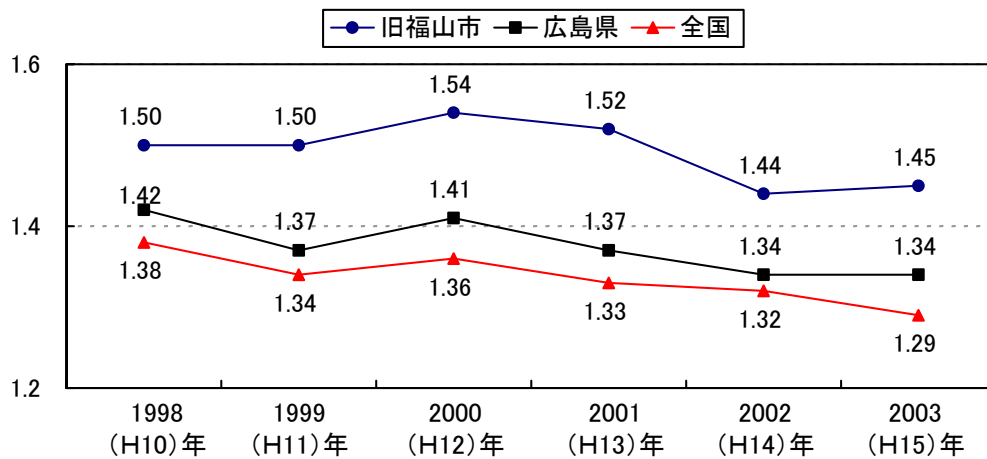
■ 出生数・率

(単位：人、人口千人対)

	福山市		旧内海町		旧新市町		旧沼隈町		広島県	
	出生数	率	出生数	率	出生数	率	出生数	率	出生数	率
1999 (H11) 年	4,041	10.7	14	3.9	176	7.8	114	8.6	27,119	9.5
2000 (H12) 年	4,054	10.8	15	4.4	173	8.0	110	8.8	27,384	9.6
2001 (H13) 年	4,118	10.8	12	3.4	203	9.1	84	6.5	27,328	9.6
2002 (H14) 年	3,898	10.2	7	2.0	152	6.9	113	8.9	26,508	9.3
2003 (H15) 年	4,091	10.0					100	7.9	26,285	9.2

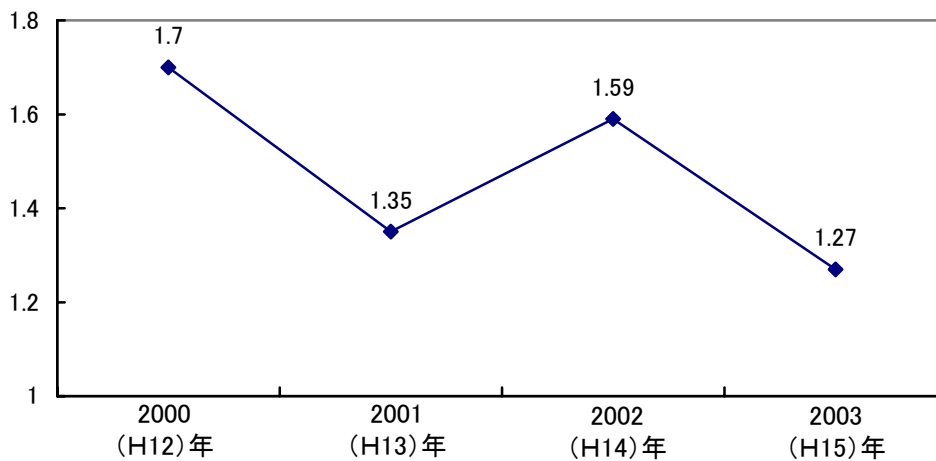
資料：人口動態統計（2003(H15)年は旧内海町、旧新市町を含む。）

■ 合計特殊出生率の推移（旧福山市）



資料：人口動態統計（2003(H15)年は旧内海町、旧新市町を含む。）

■ 合計特殊出生率の推移（旧沼隈町）



資料：人口動態統計

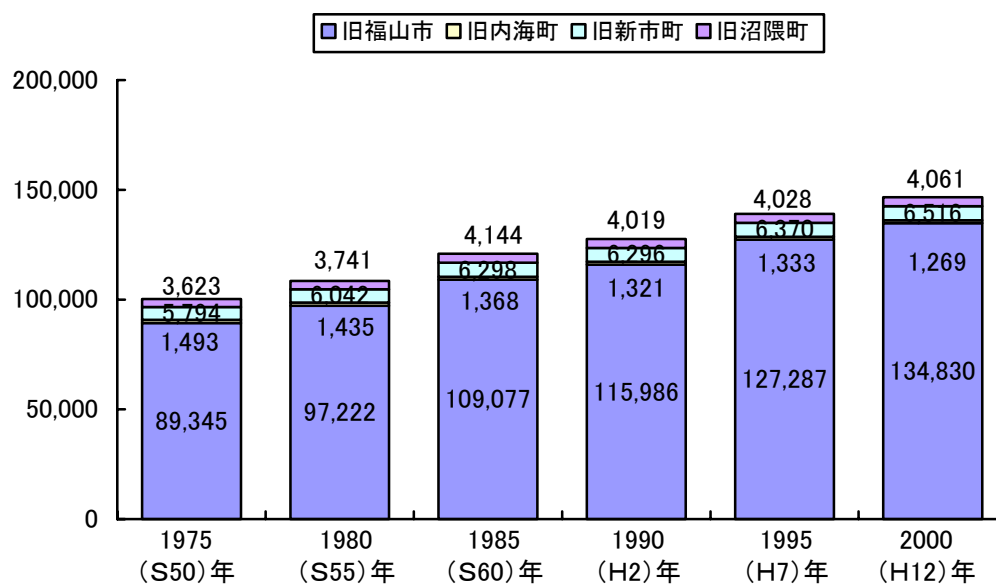
3) 世帯の状況

福山市（旧福山市、旧内海町、旧新市町、旧沼隈町）の一般世帯数の推移を見ると、1975（昭和50）年の100,255世帯から2000（平成12）年には146,676世帯へ46,421世帯の増加となっています。

家族類型別割合の推移を見ると、いずれの旧市町においても、「夫婦のみ」「ひとり親と子ども」「単身」世帯が増加傾向にあるのに対し、「夫婦と子ども」「3世代」世帯は減少傾向にあります（P19、20参照）。

■一般世帯数の推移

（単位：世帯）

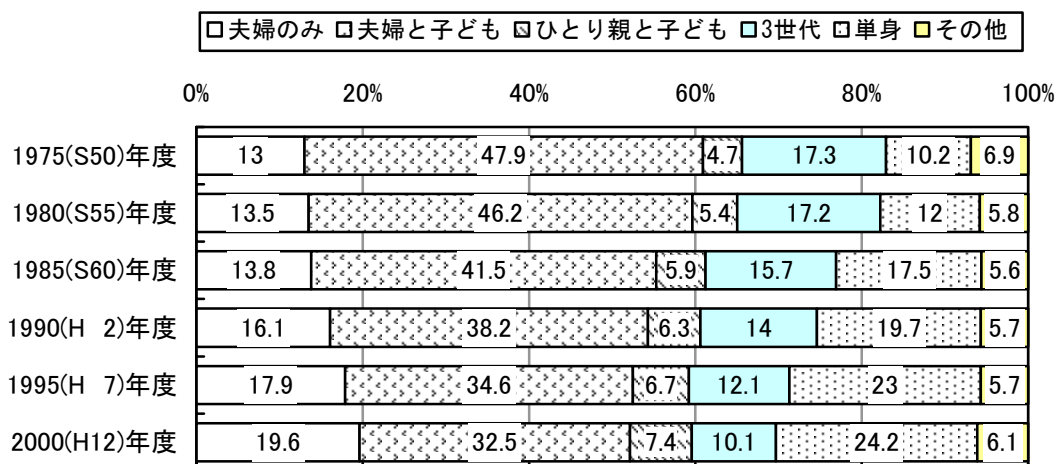


資料：国勢調査

第3章 本市の子育てをめぐる状況

■家族類型別割合の推移（旧福山市）

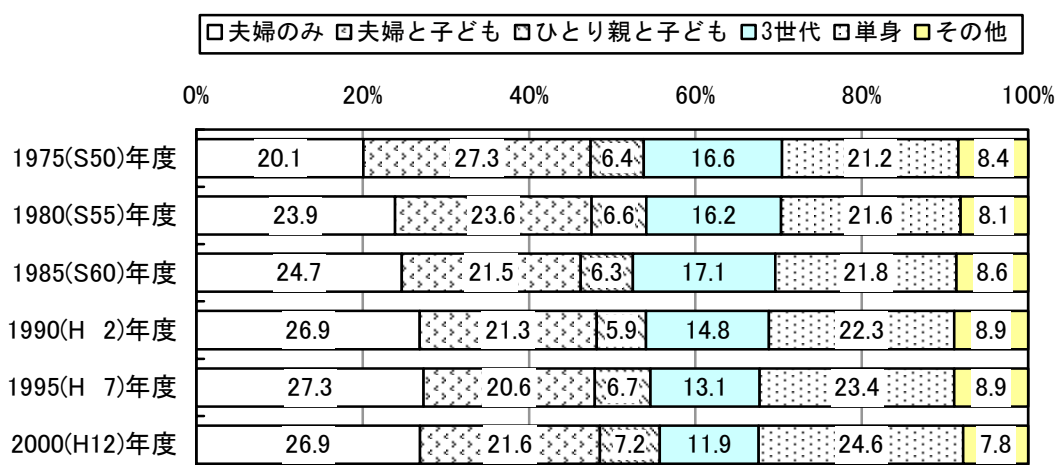
（単位：％）



資料：国勢調査

■家族類型別割合の推移（旧内海町）

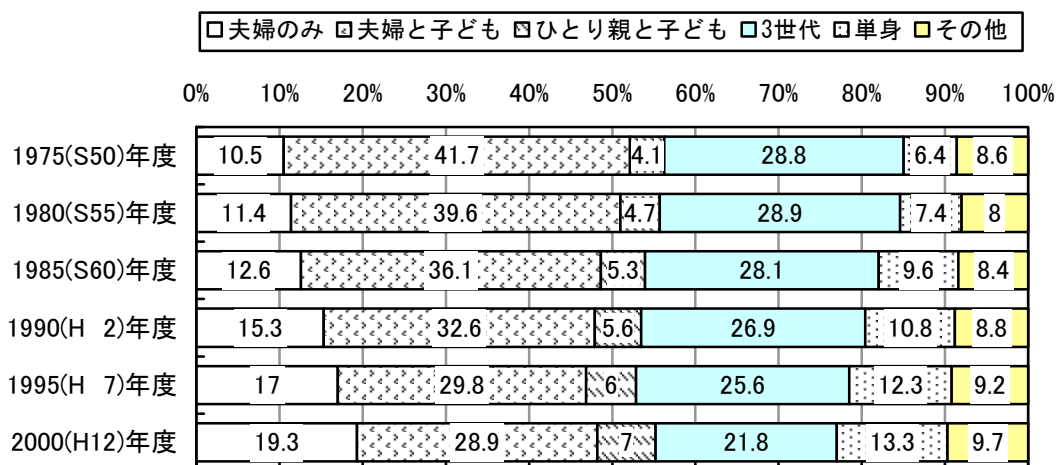
（単位：％）



資料：国勢調査

■家族類型別割合の推移（旧新市町）

（単位：％）

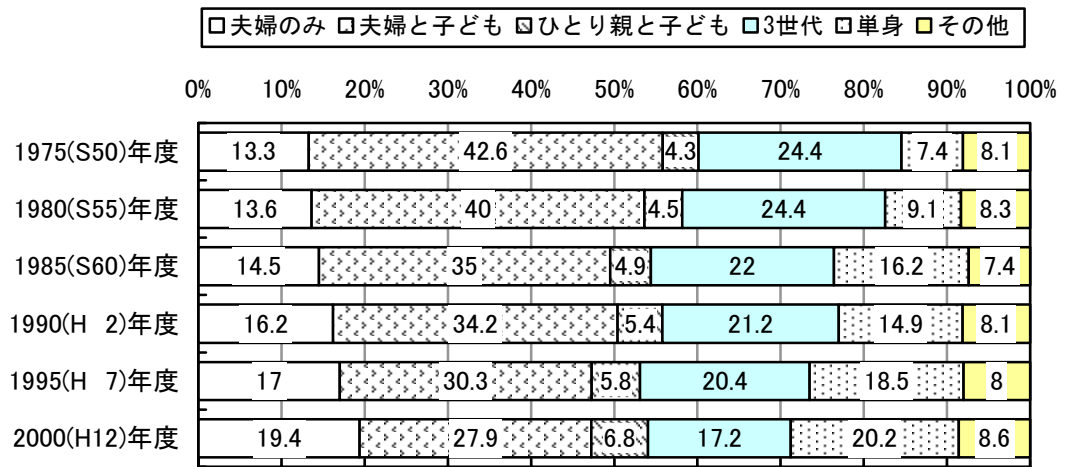


資料：国勢調査

第3章 本市の子育てをめぐる状況

■ 家族類型別割合の推移（旧沼隈町）

（単位：％）



資料：国勢調査



第3章 本市の子育てをめぐる状況

4) 労働力

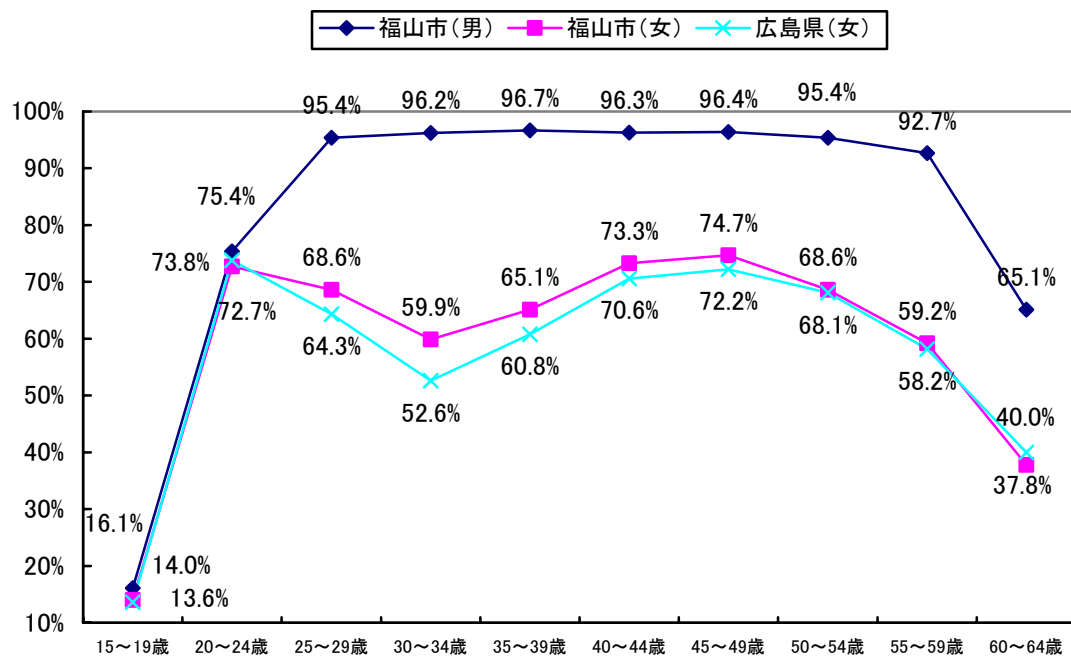
福山市（旧福山市、旧内海町、旧新市町、旧沼隈町）の労働力人口を男女別に見ると、2000(平成12)年では男性が126,101人(労働力率74.8%)、女性が90,892人(同49.8%)で、1995(平成7)年の労働力人口と比べると男性が129,742人で3,641人減少し、女性が90,246人で646人増加しています。

労働力率（15歳以上の人口に対する15歳以上の就業者、休業中の者及び完全失業者の割合）は61.8%で、1995(平成7)年の64.1%に比べ2.3ポイント低下しています。

女性の労働力率を見ると、45歳～49歳の層が最も高く、広島県と比較しても大きな差は見られないものの、全体的に広島県と比較してやや高い割合となっています（下図参照）。

■労働力率（合併後の福山市）

（単位：％）



資料：2000（H12）年国勢調査

3-2

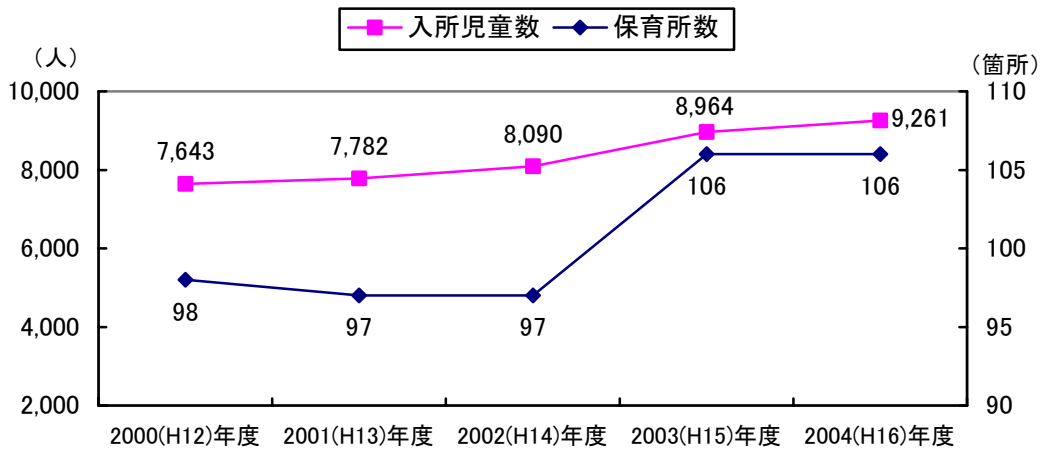
保育・教育

1) 保育所入所児童数・幼稚園入園児童数

保育所入所児童数は、1996(平成8)年以降増加しており、年齢別に入所児童数の推移を見ると「0歳児」から「2歳児」までの入所割合が増加しています(P23~24参照)。

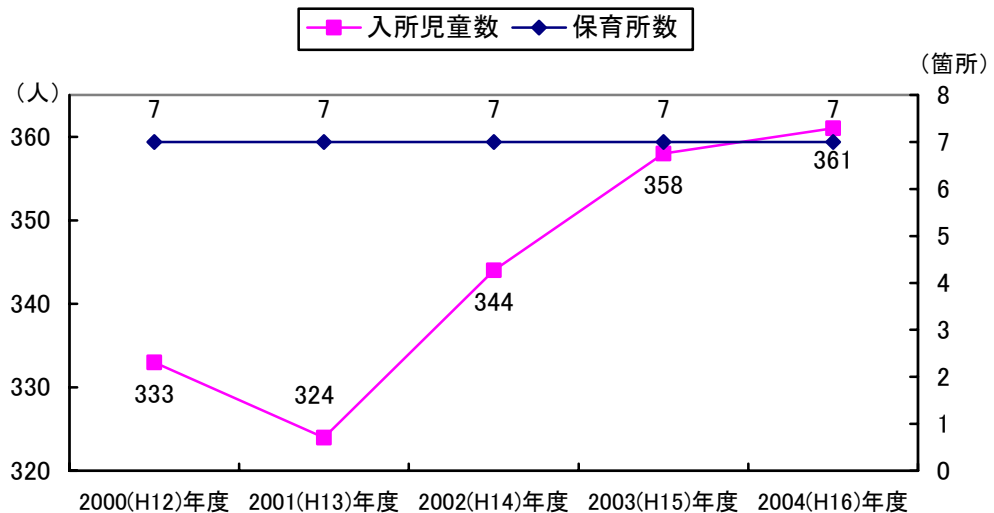
幼稚園入園児童数は、1995(平成7)年以降減少傾向が続いていましたが、2002(平成14)年以降増加傾向に転じており、入園児童数の年齢別割合は、各年齢ともほぼ横ばいとなっています(P25参照)。

■ 保育所数、入所児童数の推移(旧福山市) (単位:人、箇所数)



資料:市調べ(各年度4月1日現在)

■ 保育所数、入所児童数の推移(旧沼隈町) (単位:人、箇所数)



資料:市調べ(各年度4月1日現在)

第3章 本市の子育てをめぐる状況

■年齢別保育所の入所児童数の推移（旧福山市）

（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1995（H7）年度	114	341	677	1,637	1,880	1,489	6,138
1996（H8）年度	130	419	742	1,688	1,857	1,477	6,313
1997（H9）年度	157	473	869	1,776	1,890	1,546	6,711
1998（H10）年度	145	495	933	1,903	1,962	1,559	6,997
1999（H11）年度	178	576	930	1,849	2,067	1,645	7,245
2000（H12）年度	207	655	1,040	1,901	2,007	1,833	7,643
2001（H13）年度	189	705	1,142	1,912	2,048	1,786	7,782
2002（H14）年度	257	728	1,178	1,967	2,093	1,867	8,090
2003（H15）年度	221	852	1,311	2,173	2,269	2,138	8,964
2004（H16）年度	279	849	1,404	2,178	2,339	2,212	9,261

資料：市調べ（各年度4月1日現在）

■年齢別保育所の入所児童数の推移（旧沼隈町）

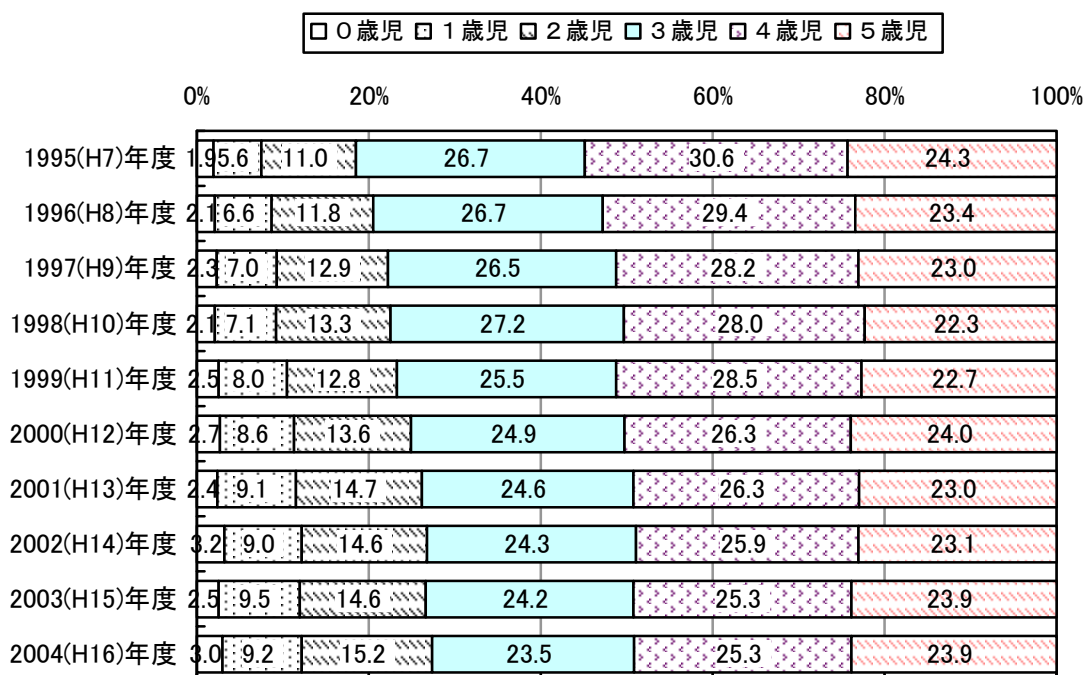
（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2000（H12）年度	16	29	44	70	87	87	333
2001（H13）年度	10	34	46	76	78	80	324
2002（H14）年度	11	33	41	84	86	89	344
2003（H15）年度	15	33	54	69	94	93	358
2004（H16）年度	13	38	45	89	74	102	361

資料：市調べ（各年度4月1日現在）

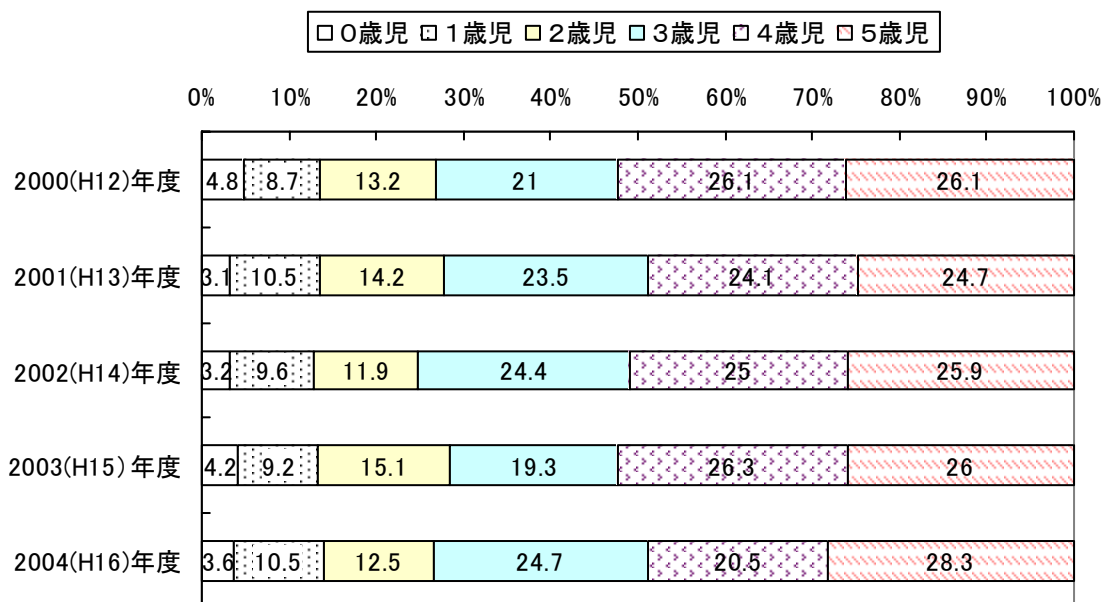
第3章 本市の子育てをめぐる状況

■保育所入所児童数年齢別割合の推移（旧福山市）（単位：％）



資料：市調べ（各年度4月1日現在）

■保育所入所児童数年齢別割合の推移（旧沼隈町）（単位：％）



資料：市調べ（各年度4月1日現在）

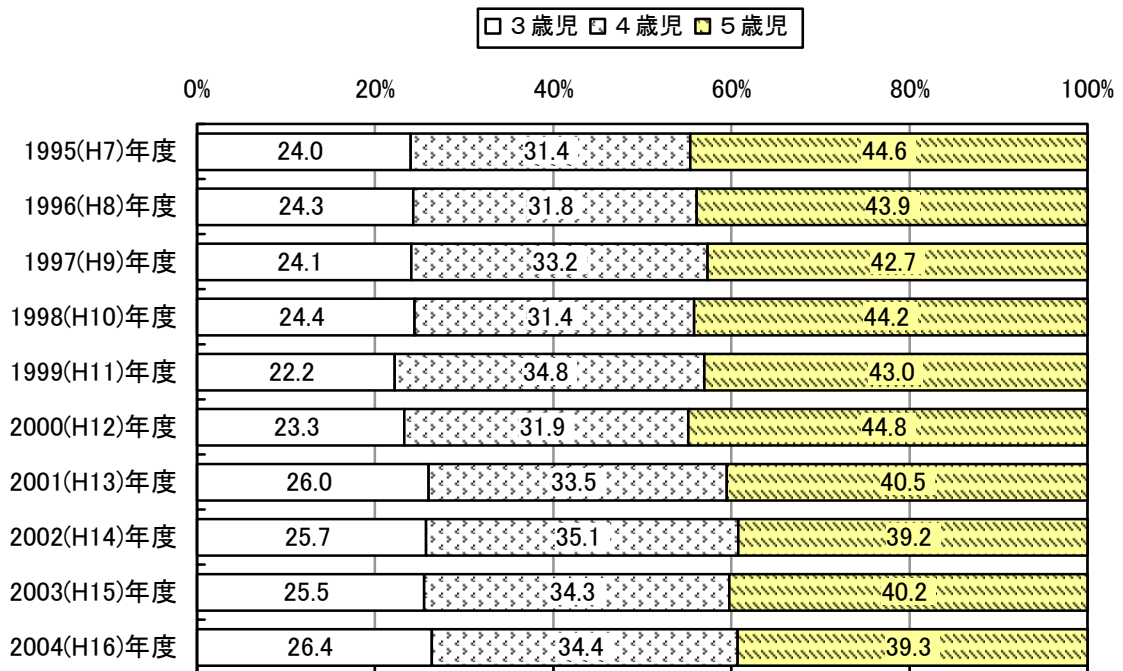
第3章 本市の子育てをめぐる状況

■年齢別幼稚園入園児童数の推移 (単位：人)

	入園児童数			
	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1995 (H7) 年度	1,221	1,601	2,276	5,098
1996 (H8) 年度	1,215	1,590	2,192	4,997
1997 (H9) 年度	1,179	1,621	2,083	4,883
1998 (H10) 年度	1,184	1,520	2,140	4,844
1999 (H11) 年度	1,026	1,608	1,984	4,618
2000 (H12) 年度	1,045	1,432	2,014	4,491
2001 (H13) 年度	1,142	1,473	1,778	4,393
2002 (H14) 年度	1,156	1,576	1,758	4,490
2003 (H15) 年度	1,195	1,612	1,887	4,694
2004 (H16) 年度	1,238	1,612	1,842	4,692

資料：市調べ（各年度5月1日現在）

■幼稚園入園児童数年齢別割合の推移 (単位：%)



資料：市調べ（各年度5月1日現在）

2) 特別保育事業の実施状況

福山市においては、特別保育事業として、乳児保育、延長保育、一時保育、休日保育などを行っています。

乳児保育は、実施箇所数や私立保育所における入所児童数は増加傾向を示していますが、公立保育所の入所児童数は横ばい傾向を示しています（下図参照）。

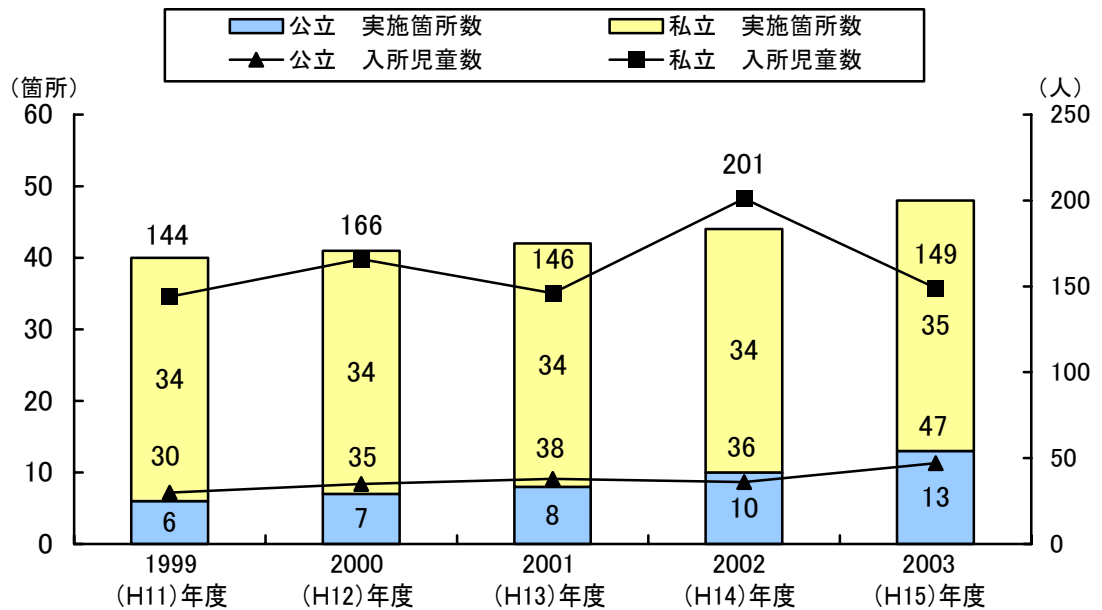
延長保育、一時保育は、利用児童数、実施箇所数ともに増加傾向を示しています。特に、実施箇所数は2001(平成13)年度以降、大幅に増加しています（P27参照）。

休日保育は、2002(平成14)年度まで増加を続けていましたが、2003年度ではやや減少しています（P28参照）。

ファミリー・サポート・センター事業は、会員数は増加傾向を示しており、特に依頼会員の増加が著しくなっています。利用件数は、2002年度から増加が大きくなっています（P28～29参照）。

① 乳児保育の推移

(単位：箇所数、人)



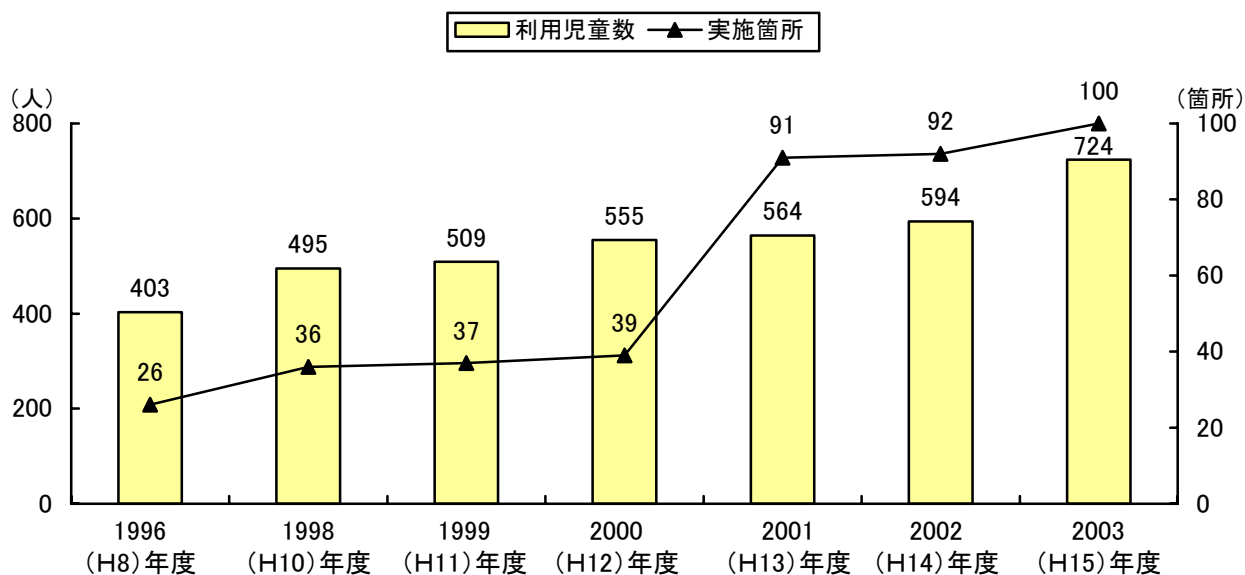
資料：市調べ（各年度4月1日現在。旧沼隈町を除く。）

第3章 本市の子育てをめぐる状況

② 延長保育の推移

■利用児童数

(単位：人、箇所数)

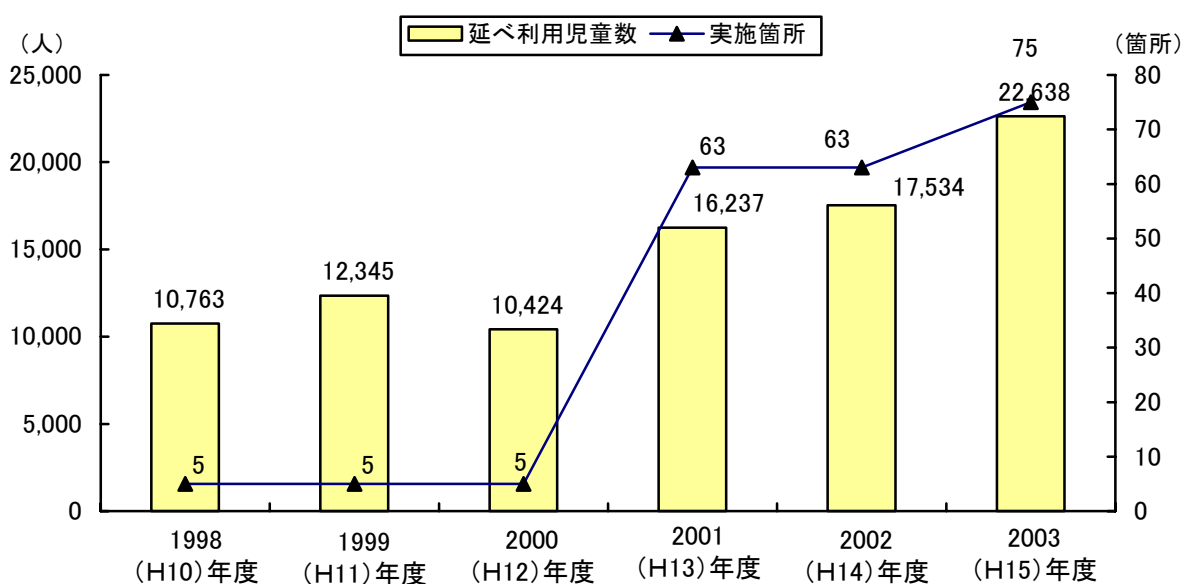


資料：市調べ（各年度3月31日現在。旧沼隈町を除く。）

③ 一時保育の推移

■延べ利用児童数

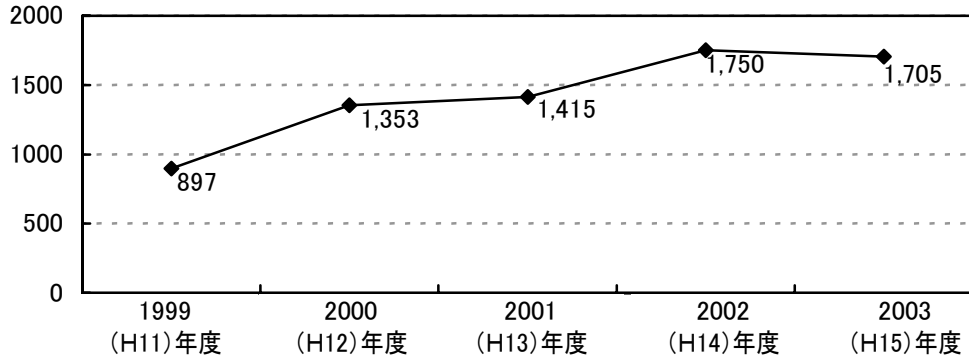
(単位：人、箇所数)



資料：市調べ（各年度3月31日現在。旧沼隈町を除く。）

④ 休日保育の推移

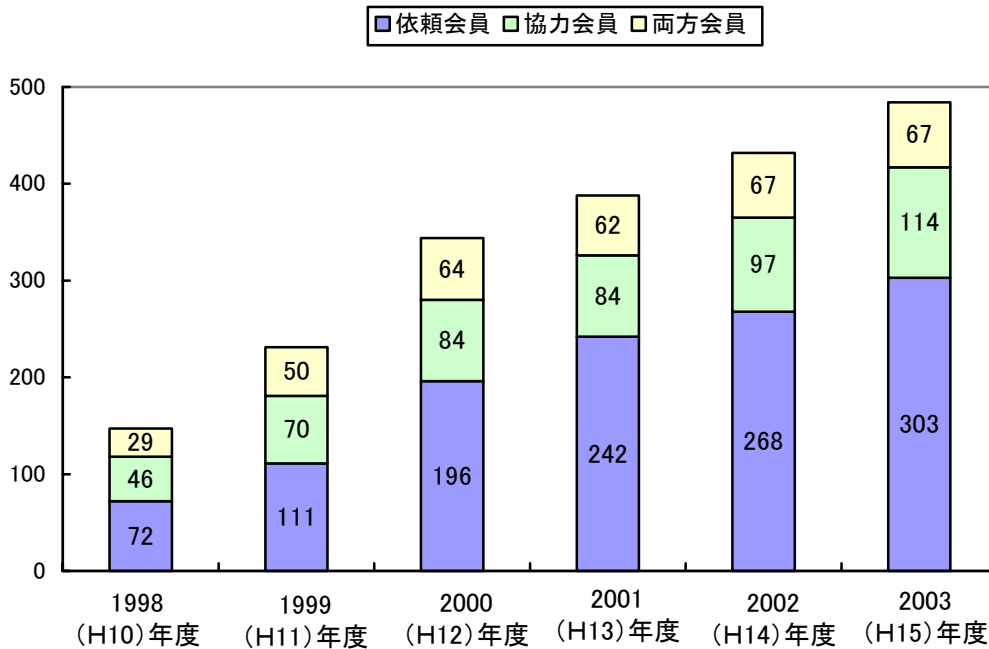
■利用児童数 (単位：人)



資料：市調べ（各年度3月31日現在。旧沼隈町を除く。）

⑤ ファミリー・サポート・センター事業の状況

■会員の推移 (単位：人)

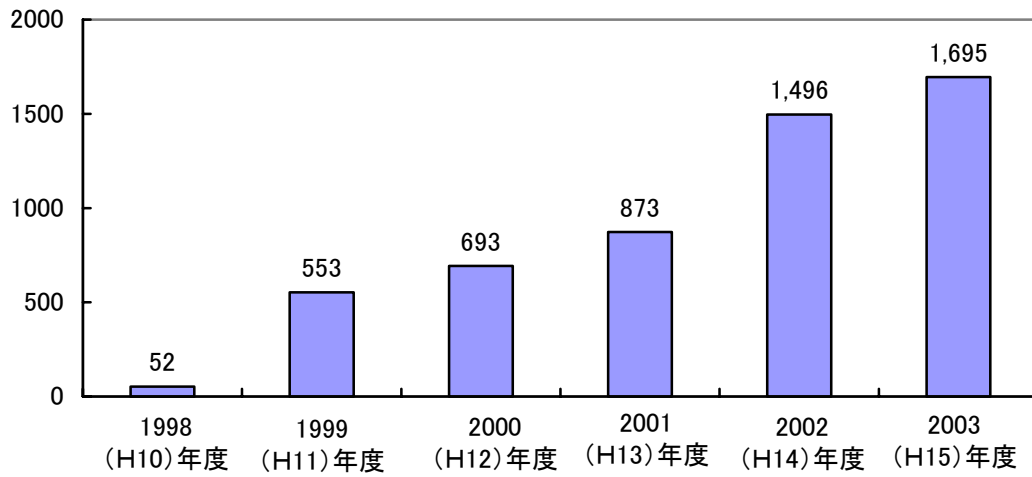


資料：市調べ（各年度3月31日現在。旧沼隈町を除く。）

第3章 本市の子育てをめぐる状況

■利用件数

(単位：回)



資料：市調べ（各年度3月31日現在。旧沼隈町を除く。）



3) 学校教育の状況

学校数の推移を見ると、小学校数は2004(平成16)年現在で68校となっており、1994(平成6)年の62校から2003(平成15)年の旧内海町、旧新市町との合併により6校、2005(平成17)年の旧沼隈町との合併により4校増加し、72校となっています(下図参照)。

児童総数については、1994(平成6)年から2002(平成14)年にかけて減少傾向が続いていましたが、学校数と同様に合併により24,512人となっています(下図参照)。

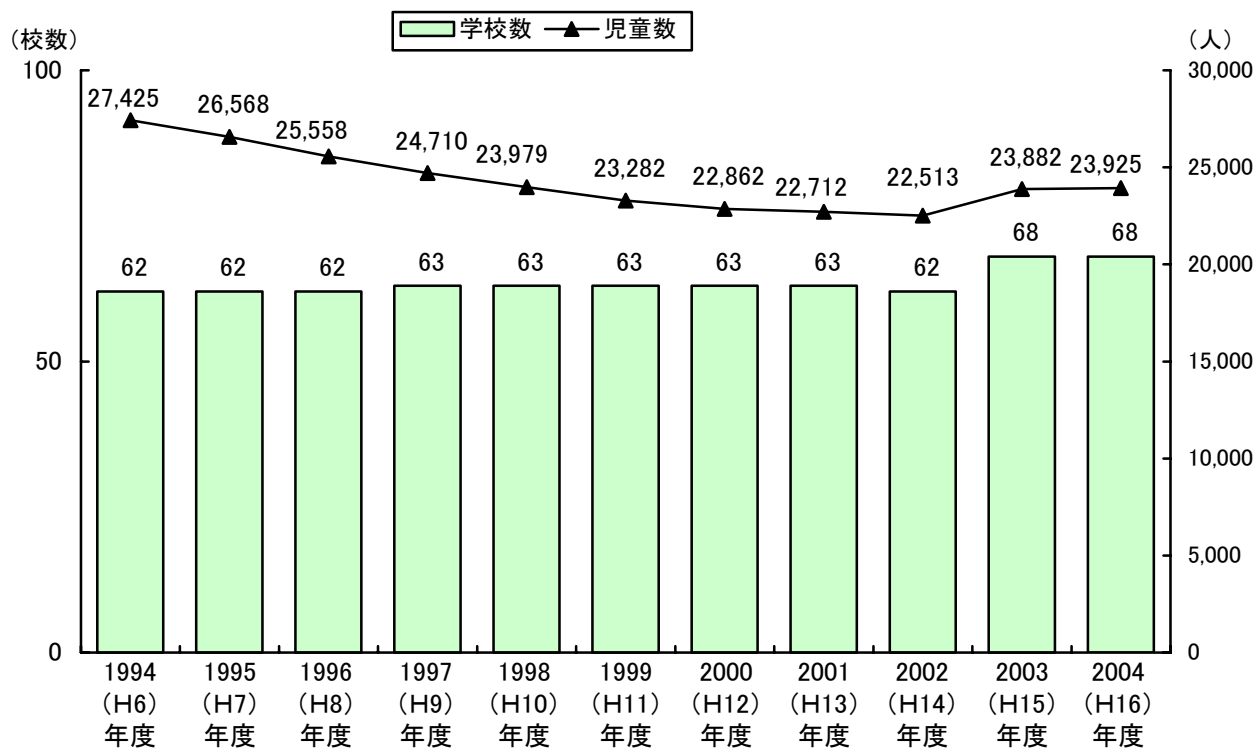
また、中学校数は、2004(平成16)年現在で31校となっており、1994(平成6)年の27校から2003(平成15)年の旧内海町、旧新市町との合併及び福山中学校の設置により4校増加しています。また、2005(平成17)年の旧沼隈町との合併により2校増加し、33校となっています(P31参照)。

生徒総数については、1994(平成6)年から2002(平成14)年にかけて減少傾向が続いていましたが、学校数と同様に合併により10,462人となっています(P31参照)。

① 小学校の学校数・児童数

■学校数、児童総数の推移

(単位：校数、人)



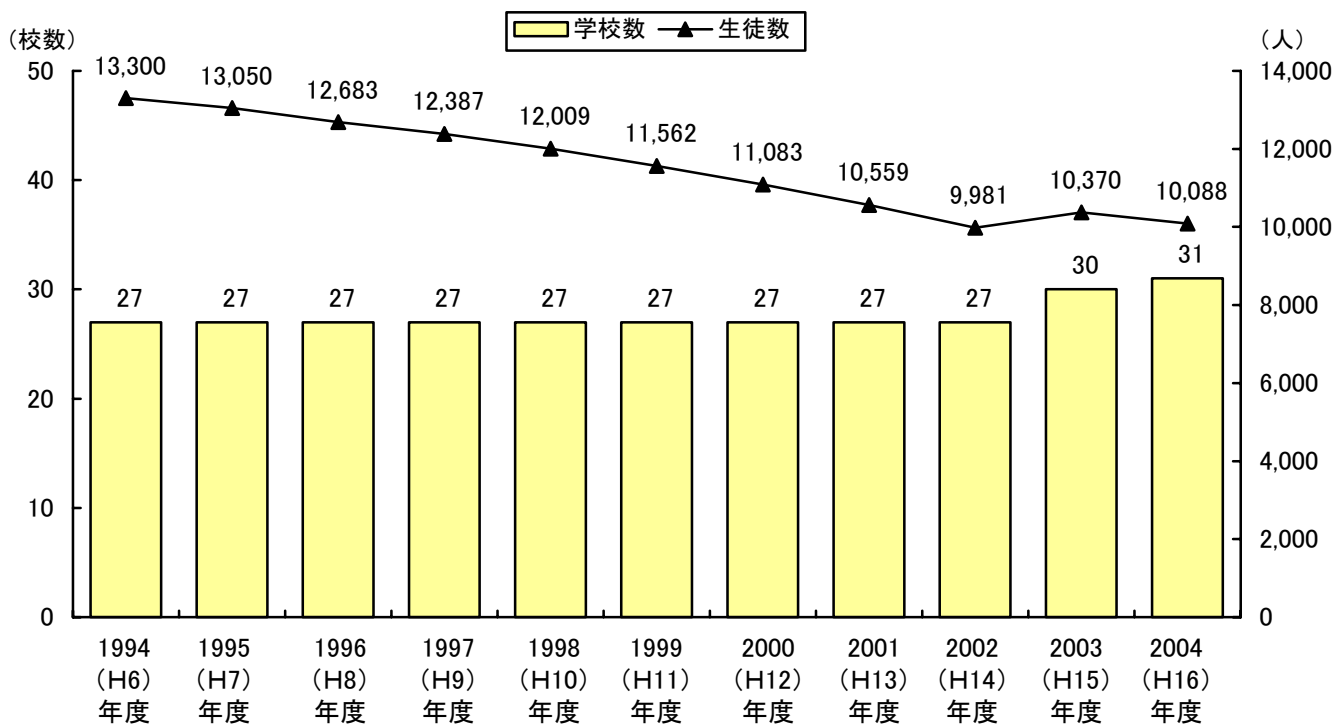
資料：市調べ（各年度5月1日現在。旧沼隈町を除く。）

第3章 本市の子育てをめぐる状況

② 中学校の学校数・生徒数

■学校数、生徒総数の推移

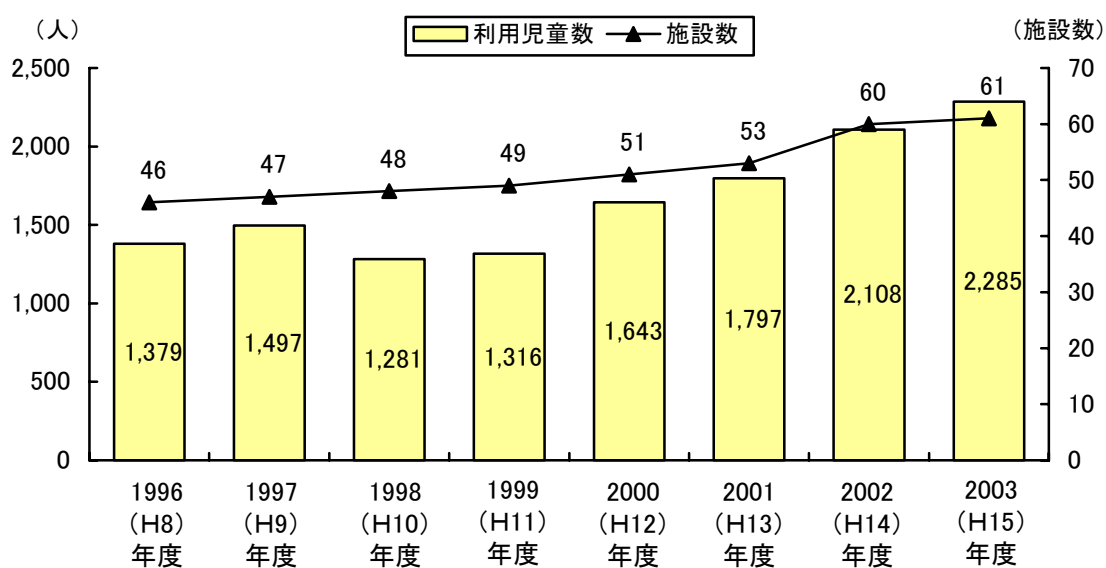
(単位：校数、人)



資料：市調べ（各年度5月1日現在。旧沼隈町を除く。）

③ 放課後児童クラブ事業

■利用児童数の推移



資料：市調べ（各年度3月31日現在。旧沼隈町を除く。）

第3章 本市の子育てをめぐる状況

3-3

母子保健事業

■母子健康手帳の交付数

(単位：人)

	1999 (H11) 年度	2000 (H12) 年度	2001 (H13) 年度	2002 (H14) 年度	2003 (H15) 年度
交付数	3,409	4,361	4,192	4,334	4,144

資料：市調べ（各年度3月31日現在。旧沼隈町を除く。）

■離乳食講習会

(単位：回、人)

	1999 (H11) 年度	2000 (H12) 年度	2001 (H13) 年度	2002 (H14) 年度	2003 (H15) 年度
回数	16	32	32	33	36
参加者数	442	561	537	588	662

資料：市調べ（各年度3月31日現在。旧沼隈町を除く。）

■乳幼児健康相談

(単位：回、人)

		1999 (H11) 年度	2000 (H12) 年度	2001 (H13) 年度	2002 (H14) 年度	2003 (H15) 年度
回数		348	314	228	245	275
参加者 (延人数)	乳児	3,386	3,484	3,651	4,030	4,286
	幼児等	2,625	2,136	2,010	2,028	2,381

資料：市調べ（各年度3月31日現在。旧沼隈町を除く。）

■妊婦一般健康診査

(単位：人)

		1999 (H11) 年度	2000 (H12) 年度	2001 (H13) 年度	2002 (H14) 年度	2003 (H15) 年度
妊婦一般健康診査	受診延人数	7,808	8,074	7,898	7,885	7,746
超音波検査	受検数	264	279	278	282	333

資料：市調べ（各年度3月31日現在。旧沼隈町を除く。）

■乳幼児一般健康検査

(単位：人)

	1999 (H11) 年度	2000 (H12) 年度	2001 (H13) 年度	2002 (H14) 年度	2003 (H15) 年度
受診延人数	6,959	6,993	6,805	6,823	6,965

資料：市調べ（各年度3月31日現在。旧沼隈町を除く。）

■4か月児健康診査

(単位：人)

	1999 (H11) 年度	2000 (H12) 年度	2001 (H13) 年度	2002 (H14) 年度	2003 (H15) 年度
対象者	4,065	4,020	4,080	3,930	4,129
受診者	3,297	3,344	3,370	3,333	3,539
受診率(%)	81.1	83.2	82.6	84.8	85.7

資料：市調べ（各年度3月31日現在。旧沼隈町を除く。）

第3章 本市の子育てをめぐる状況

■1歳6か月児健康診査

(単位：人)

	1999 (H11) 年度	2000 (H12) 年度	2001 (H13) 年度	2002 (H14) 年度	2003 (H15) 年度
対象者	4,021	4,079	4,016	3,957	4,158
受診者	3,616	3,645	3,576	3,540	3,715
受診率(%)	89.9	89.4	89.0	89.5	89.3

資料：市調べ（各年度3月31日現在。旧沼隈町を除く。）

■3歳児健康診査

(単位：人)

	1999 (H11) 年度	2000 (H12) 年度	2001 (H13) 年度	2002 (H14) 年度	2003 (H15) 年度
対象者	3,771	4,095	4,098	4,024	4,256
受診者	3,153	3,439	3,376	3,366	3,548
受診率(%)	83.6	84.0	82.4	83.6	83.4

資料：市調べ（各年度3月31日現在。旧沼隈町を除く。）

■小児総合相談

(単位：回、人)

	1999 (H11) 年度	2000 (H12) 年度	2001 (H13) 年度	2002 (H14) 年度	2003 (H15) 年度
回数	12	12	22	24	24
参加者数	101	115	121	121	122

※2001 (H13) 年以前は乳幼児発達相談として実施

資料：市調べ（各年度3月31日現在。旧沼隈町を除く。）

■訪問指導

(単位：人)

	1999 (H11) 年度	2000 (H12) 年度	2001 (H13) 年度	2002 (H14) 年度	2003 (H15) 年度
総合	1,226	1,602	1,737	1,747	2,539
妊産婦	359	392	502	485	831
乳児	459	568	653	609	986
新生児（再掲）	244	266	300	254	372
幼児等	408	642	582	653	722

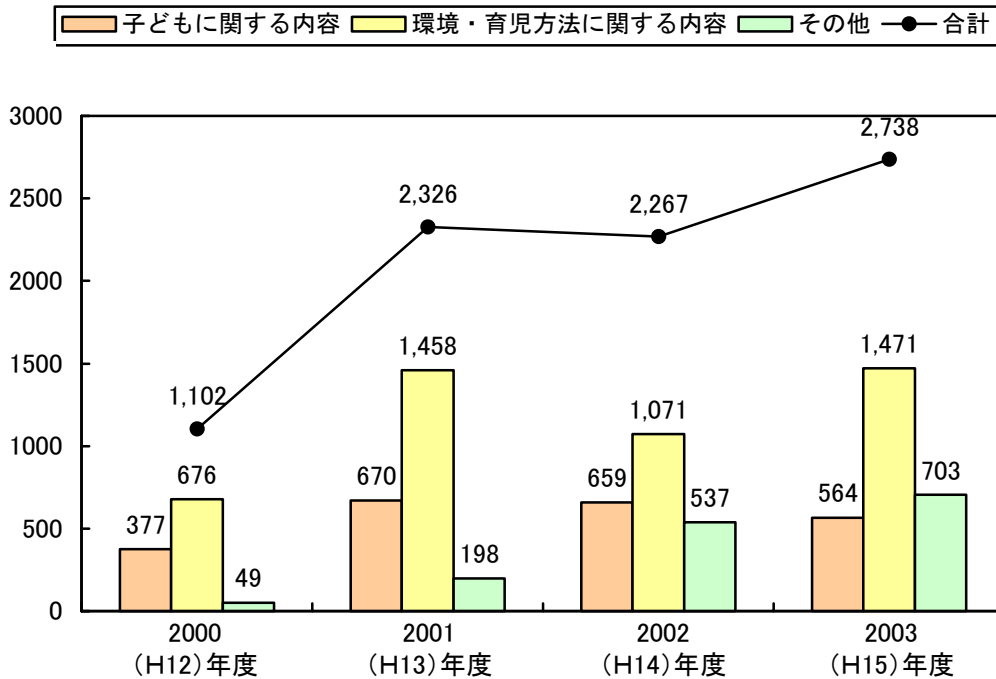
資料：市調べ（各年度3月31日現在。旧沼隈町を除く。）

3-4

子育て支援事業

① ふくやま子育て応援センター

■ふくやま子育て応援センターでの相談内容 (単位：件)



資料：市調べ（各年度3月31日現在。旧沼隈町を除く。）

② 地域子育て支援センター事業

ふくやま子育て応援センターにおける育児に関する不安やストレスなどの相談、子育て家庭の保護者によるサークル活動の支援をしています。

また、11所の保育所を核としてそれぞれの地域の保育所が連携をしながら家庭で子どもを保育している保護者や子どもを対象にしたイベントの開催や育児相談などを実施しています。

③ ぐりとぐら広場(福山市自然研修センター(ふくやまふれ愛ランド))

■ぐりとぐら広場実施状況

開催時期	開催日数	参加者数
2002 (H14) 年度 (10~3月)	40日間	1,417人
2003 (H15) 年度 (9~3月)	87日間	3,599人

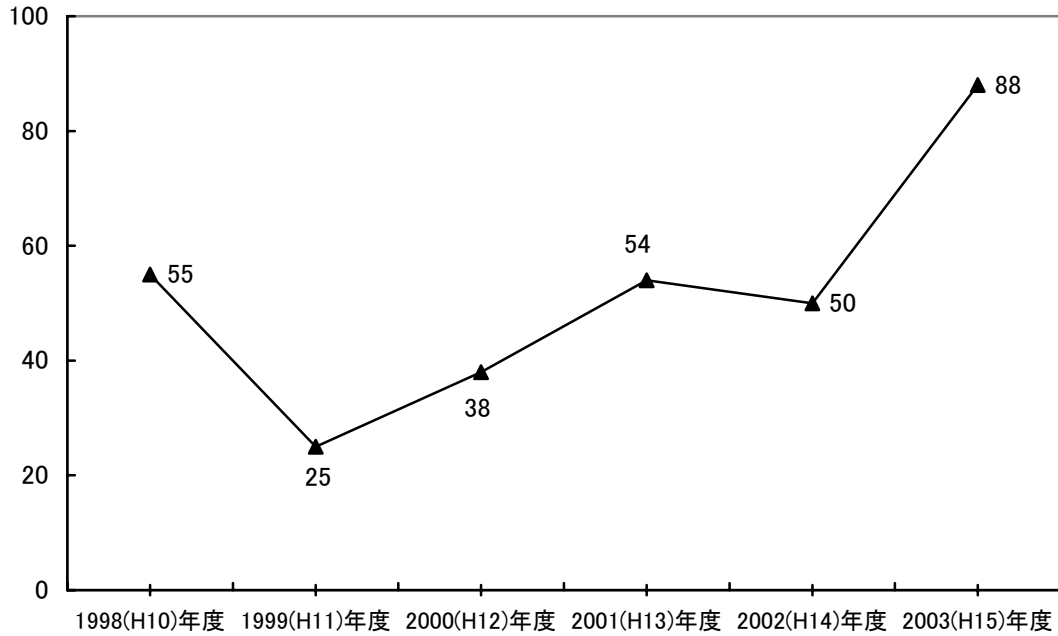
資料：市調べ

第3章 本市の子育てをめぐる状況

④ 家庭児童相談件数

■家庭児童相談室での相談件数の推移

(単位：件)

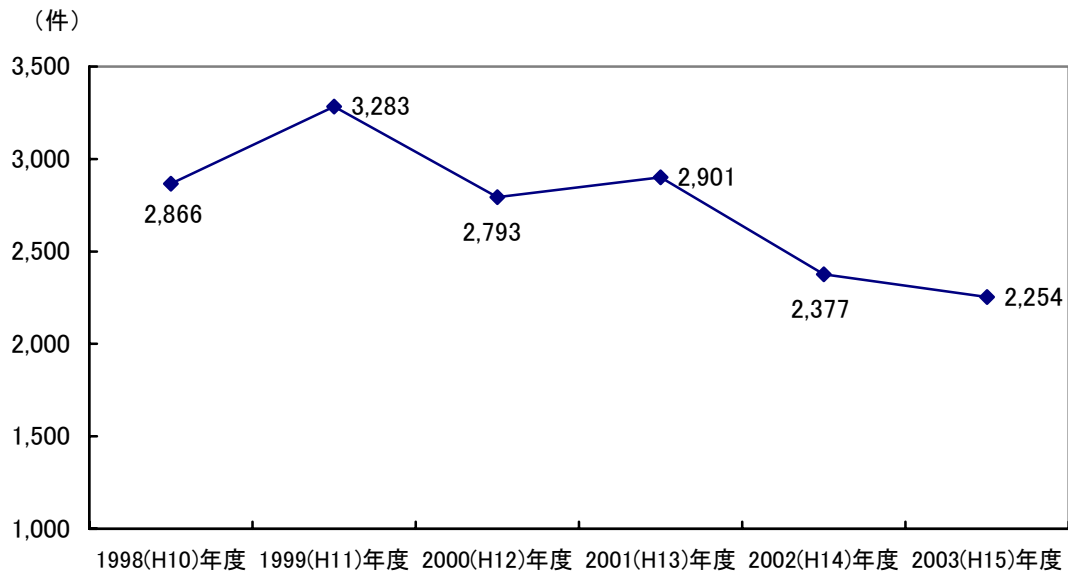


資料：市調べ（各年度3月31日現在）

⑤ 母子相談件数

■母子相談員への相談件数の推移

(単位：件)



資料：市調べ（各年度3月31日現在）

3-5

児童虐待の状況

児童虐待の防止については、2000(平成12)年11月「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されたことにより、広く国民一般の理解の向上や関係者の意識の高まりが見られ、また様々な施策の推進が図られています。

しかしながら、児童虐待は後を絶たず、福山市においても児童虐待の相談件数は、広島県福山児童相談所の集計によると2000(平成12)年度47件から2003(平成15)年度149件となっています(下図参照)。

■相談件数 (単位：件)

	相談件数
2000 (H12) 年度	47
2001 (H13) 年度	96
2002 (H14) 年度	166
2003 (H15) 年度	149

資料：広島県福山児童相談所

■相談の受付経路 (単位：件)

家族	親戚	近隣・知人	本人	福祉事務所	児童委員
27	11	22	0	1	4
保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校	その他
2	11	11	3	35	22

資料：広島県福山児童相談所(2003(H15)年度)

■主な虐待者 (単位：件)

実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他
31	11	96	2	9

資料：広島県福山児童相談所(2003(H15)年度)

■虐待の内容 (単位：件)

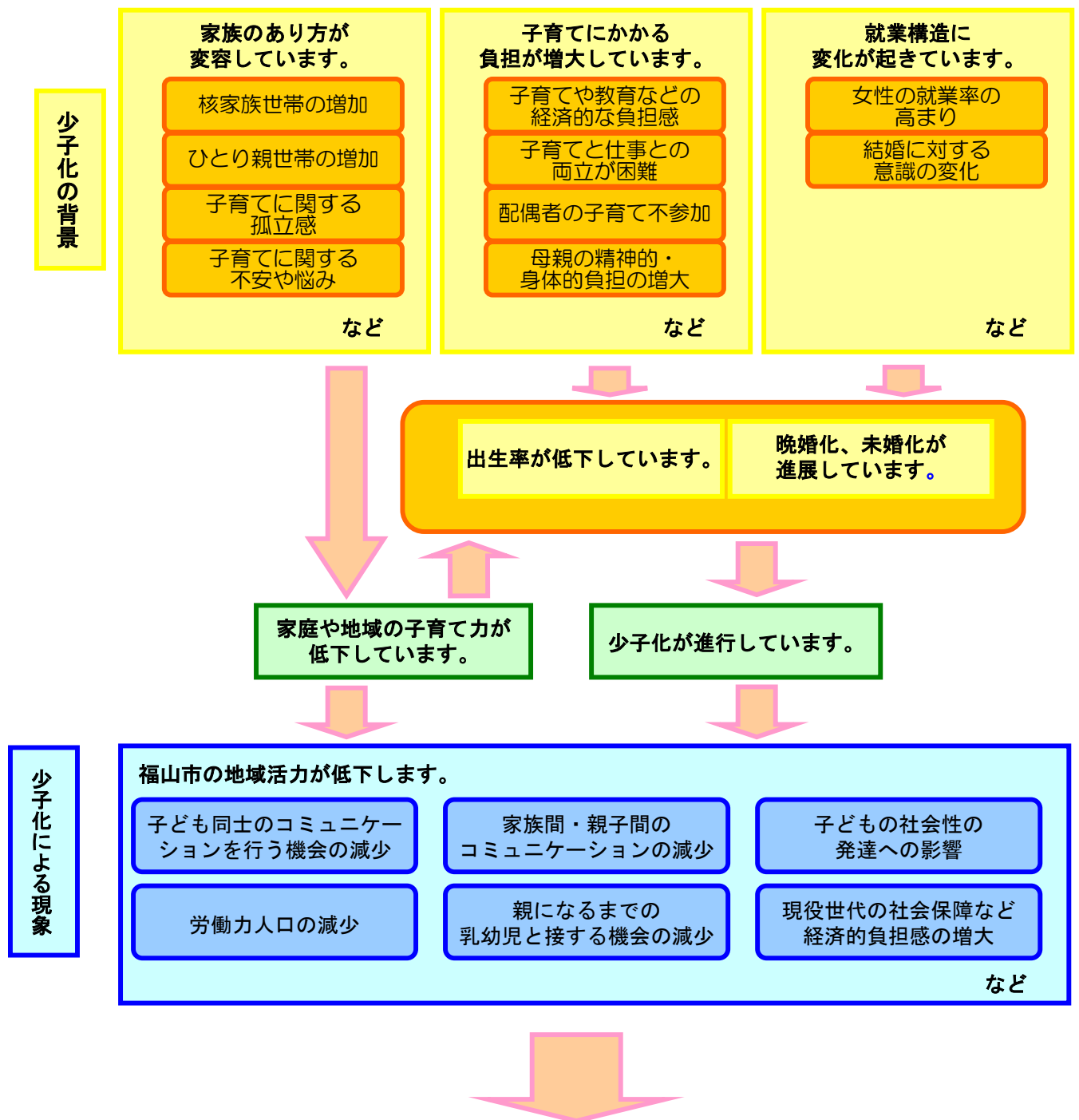
区分	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
0～3歳未満	16	14	—	—	30
3～就学前	19	20	—	2	41
小学生	34	25	—	3	62
中学生	4	8	—	1	13
高校生、その他	2	1	—	—	3
合計	75	68	0	6	149

資料：広島県福山児童相談所(2003(H15)年度)

3-6

本市における課題

前述までのように本市の子どもを取り巻く環境などの現状から本市においても少子化は進行しており、地域を活性化し、地域の子育て力を向上させることにより、子どもと子育て家庭を支援し、安心して子どもを産み、育て、すべての子育て家庭やそれを取り巻く地域住民すべてが生き生きとして心豊かに暮らすことができる子育て環境をつくりあげることが喫緊の課題となっています。



各種の子育て支援事業を推進します。

乳幼児健康診査

保育所入所

地域子ども教室

訪問指導

放課後児童クラブ事業

体験学習

など

「安心して
子どもを産み、育て、
心豊かに暮らすことが
できるまち」
をめざします。



福山だからできる
福山ならではの
子育て支援施策を充実します！！

- ※ みんなで創る 新しい生命に出会い、育てる幸せを実感できるまち
- ※ みんなで創る 子どもが希望をもって生き生きと育つ喜びのあるまち
- ※ みんなで創る 心と心で支え合う やさしさあふれる子育てのまち



第4章

計画の基本的考え方

第4章 計画の基本的考え方

4-1 計画の役割分担

この計画は、市民誰もが「福山で生まれてよかった」、「福山で子育てをしてよかった」と実感できるよう地域住民すべての人が生き生きとして心豊かに暮らすことができ、安心して子どもを産み、育てることができる子育て環境をつくるために策定するものです。

このため、この計画は、子どもや子育て家庭のみならず、行政、地域など福山市を構成するすべての主体を対象とします。

行政が担うべき役割

行政は、子育て家庭が安心して子どもを産み、健やかに育つことができるまちづくりに向けて、母子保健事業や各種の子育て支援事業などを充実するとともに事業主に対する子育てと仕事の両立のための啓発や行政と地域とが一体となり効果的な子育て支援をすることができる環境を整備していきます。

地域が担うべき役割

子育てに関して、悩みや不安感を持つ家庭が増加しており、子育て家庭を取り巻く地域が担う役割が大切になっています。

地域社会全体で子どもの心身の成長を見守るとともに、様々なイベントや自然体験活動などを通して地域のきずなを強めることで地域の子育て力を向上させます。

家庭が担うべき役割

少子化、核家族化、地域における人間関係の希薄化や家庭の教育力の低下などが危惧されております。

家庭は、子育てに関して第一義的な責任を有するものであり、子どもの健全育成に最も影響を与えていることから、親や家族との愛情によるきずなを形成し、人に対する信頼感や倫理観・自制心や自立心を身に付けさせるなど家庭の教育力を取り戻し、心豊かな子育てをめざします。

4-2 基本理念

本市では、「安心して子どもを産み、育て、すべての子育て家庭やそれを取り巻く地域住民すべてが生き生きとして心豊かに暮らすことができる子育て環境を家庭、行政、地域がともに形成し、子育てに喜びを感じ、分かち合うことができる社会」をつくりあげること为目标として、次の基本理念を定めます。



第4章 計画の基本的考え方

4-3 基本目標

1) みんなで創る 新しい生命に出会い、育てる幸せを実感できるまち

少子化や核家族化の進行により、地域の子育て力や家庭の養育力の低下が指摘される中、「育児に関する知識や育て方が分からない」、「相談相手がいない」などの育児不安を抱える子育て家庭に対する支援が求められています。

このような状況を踏まえ、子どもが生まれる前から親を支援し、安心して子どもを産むことができ、育てる幸せを実感できる環境を整備するため、次の基本方針を定め、取り組んでいきます。

- 安心できる母子保健の推進
- 子育て家庭に対する支援の充実

2) みんなで創る 子どもが希望をもって生き生きと育つ喜びのあるまち

今日、少子高齢化、高度情報化、グローバル化の進展など教育を取り巻く環境は大きく変化し、諸般の教育改革が求められています。

2002(平成14)年度から完全学校週5日制が始まるとともに、小中学校では、各学校が特色ある教育活動を展開して子どもに豊かな人間性や基礎基本、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を身に付ける取組を行っています。

また、家庭や地域の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、家庭、行政、地域が相互に連携しつつ、社会全体で家庭の教育力を向上し、次代の親となる子どもが希望をもって生き生きと育っていくことができる環境づくりをするため、次の基本方針を定め、取り組んでいきます。

- 次代を担う世代の育成

3) みんなで創る 心と心で支え合う やさしさあふれる子育てのまち

児童虐待を受けた子どもと親との再統合やひとり親家庭の就労支援、障害児の健全な発達の支援など特に援助を必要とする子育て家庭が自立し、心豊かに暮らしていくためには、行政や近隣の住民など地域社会全体で支援し、様々なかかわりの中で子育て家庭と地域とが子育ての楽しさを実感することができ、ともに喜びを分かち合うこ

第4章 計画の基本的考え方

とが必要です。そのために、地域のネットワークづくりの推進や各種の子育て支援事業を充実するとともに、子どもを犯罪や有害な環境から守り、安全で安心して生活できる環境づくりを推進していくため、次の基本方針を定め、取り組んでいきます。

- 援助を必要とする子育て家庭への支援
- 子育て家庭にやさしい安全・安心な生活環境の整備

基本理念

ナンバーワン

オンリーワン

みんなで創る 子育てNO.1 ONLY.1のまち ふくやま

基本目標


- ◎みんなで創る 新しい生命に出会い、育てる幸せを実感できるまち
- ◎みんなで創る 子どもが希望をもって生き生きと育つ喜びのあるまち
- ◎みんなで創る 心と心で支え合うやさしさあふれる子育てのまち

基本方針

- 1 安心できる母子保健の推進
- 2 子育て家庭に対する支援の充実
- 3 次代を担う世代の育成
- 4 援助を必要とする子育て家庭への支援
- 5 子育て家庭にやさしい安全・安心な生活環境の整備

基本施策

- 1-1 妊娠・出産期の支援
- 1-2 乳幼児期から思春期までの保健対策
- 1-3 楽しい育児の実現
- 1-4 小児医療の充実
- 2-1 保育所その他の施設での保育サービスの充実
- 2-2 地域の多様なニーズに応えた子育て支援サービスの充実
- 2-3 子育て家庭に対する情報提供の充実
- 2-4 子育てと仕事の両立支援の推進
- 2-5 子育て家庭に対する経済的な支援
- 3-1 生きる力を育成する学校の教育環境の整備
- 3-2 家庭における教育力の向上
- 3-3 地域における教育力の向上
- 3-4 次代の親の育成
- 3-5 児童生徒の健全育成の推進
- 3-6 地域全体との協働による子育て支援の推進
- 4-1 児童虐待防止対策の充実
- 4-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 4-3 障害児施策の充実
- 5-1 安全で、安心して子育てができるまちづくりの推進
- 5-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 5-3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- 5-4 子どもの交通安全を確保するための活動の推進



第5章
計画の内容

第5章 計画の内容

基本方針1

安心できる母子保健の推進

1

妊娠・出産期の支援

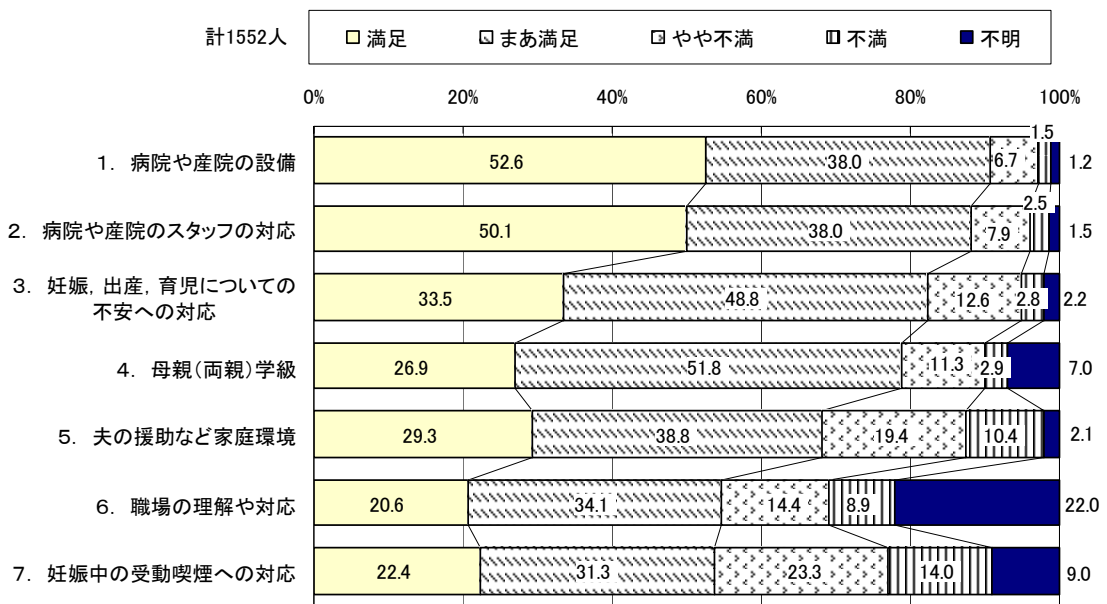
現状と課題

2003(平成15)年度に実施した「福山市次世代育成支援に関するニーズ調査(以下「ニーズ調査」という。)(就学前)」によると、妊娠・出産時の状況について、「不満」「やや不満」と回答した人の割合が最も高いのは、「妊娠中の受動喫煙への対応」の37.3%であり、次いで「夫の援助など家庭環境」の29.8%となっております(下図参照)。

妊娠・出産期の女性は、心身の大きな変化に加えて、これから子どもを育てるという大きな責任を父親とともに背負っています。そのため、ライフスタイルにも変化を要求され、希望と不安の中で日々生活をしています。

この時期の母子と家族の健康を家庭のみならず行政、地域などが協働して支援し、守ることが、安心して子どもを産み育てるための第一歩となると考えられます。

■妊娠・出産時の状況に関する満足度



資料：福山市次世代育成支援に関するニーズ調査

今後の方向性

安心して妊娠・出産ができるよう、家庭、行政、地域、職場などが協働して妊娠期からの継続した支援体制を整備するとともに、子育てを保護者だけのものとするのではなく、地域全体で支援する体制を整備し、地域の子育て力の向上を図ります。

具体的な施策

※ 子育て支援ボランティア事業

少子化、核家族化が進む中、行政や民間が実施する各種子育て支援事業等を活用できず、また、相談相手もなく一人で子育てに関する悩みを抱える保護者が見受けられることから、子育てを保護者だけのものとするのではなく、地域全体で支援する体制を整備するため、保育士や保健師、子育て経験者等を「子育て支援ボランティア」として育成し、地域の子育て力の向上を図ります。

家庭は
・ 孤立した出産にならないように「子育て支援ボランティア」に相談します。
行政は
・ 「子育て支援ボランティア」を養成します。 ・ 妊娠・出産に関する相談機能を強化します。
地域は
・ 「子育て支援ボランティア」を普及・啓発します。

【数値目標等】

	現状値	目標値
子育て支援ボランティアの配置	52 小学校区（2004 年度）	すべての小学校区（2012 年度）

※ 母子健康手帳の交付

安全な妊娠・出産のための情報提供や妊娠・出産、子育てに関する一貫した健康の記録など母子が自らの健康管理に活用するために母子健康手帳を交付し、母子保健事業を啓発しています。

家庭は
・ 妊娠届出書を早期に提出します。 ・ 母子健康手帳を活用し、妊婦健診を受診します。 ・ 妊娠・出産に関する情報を把握し、安全な妊娠・出産をします。 ・ 家族で妊娠・出産の支援をします。
行政は
・ 妊娠・出産に関する相談機能を強化します。 ・ 妊娠届出書の早期提出を勧奨します。 ・ 分かりやすい妊娠・出産に関する情報提供を行います。
地域は
・ 妊娠・出産に対する家族の支援を推進します。 ・ 妊娠届出書の早期提出を勧奨します。

第5章 計画の内容 基本方針1 基本施策1 妊娠・出産期の支援

※ 妊婦一般健康診査

医療機関において問診、診療、血液検査（HBs抗原検査）、超音波検査等を行い、妊婦の健康の確保を図ります。

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠・出産に関する情報を把握し、安全な妊娠・出産をします。 ・ 母子健康手帳を活用し、妊婦健診を受診します。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりやすい妊娠・出産に関する情報提供を行います。

※ 訪問指導（すこやか育児サポート事業、産後うつ病質問票を使用した訪問）

妊産婦や満1歳までの育児不安のある母親や家族を対象に、産婦人科医、小児科医、市保健師の紹介により、小児科医による保健指導又は市保健師の家庭訪問等による保健指導を行い、育児不安の軽減を図ります。

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「すこやか育児サポート事業」を利用します。 ・ 「かかりつけ医」をもちます。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児や乳児のいる家庭への訪問による指導を充実します。 ・ 妊娠・出産に関する相談機能を強化します。 ・ 育児に対する相談機能を強化します。
地域は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「すこやか育児サポート事業」を推進します。 ・ 「かかりつけ医」を推奨します。

【数値目標等】

	現状値	目標値
妊娠・出産について満足している人	データなし	100%（2012年度）
妊婦の喫煙率	データなし	0%（2012年度）
ハイリスク児の母親の出産後の精神状態の把握（産後うつ病質問票）及び支援	データなし	100%（2012年度）

※数値データ：「健康ふくやま21」



2

乳幼児期から思春期までの保健対策

現状と課題

旧福山市が実施したニーズ調査（就学前）では、1,552人中、子育てに関して日常悩んでいることや気になることは、「病気や発育・発達に関すること」が38.1%、「子どもを叱りすぎているような気がする」が37.9%、「食事や栄養に関すること」が34.6%となっており（P49参照）、また、食事に関しては、「落ち着いて食べない」が30.6%、「食事の時にテレビやビデオなどを見る」人は、「よく見る」「時々見る」を合わせると76.1%となっていることから乳幼児の健康や食生活についての不安などがあることがうかがえます（P50参照）。

旧沼隈町が実施したニーズ調査においても子育てに関して「病気や発育・発達に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」、「食事や栄養に関すること」が上位となっています。

喫煙に関しては、低年齢化の傾向があります。

喫煙は身体への害だけでなく、心の成長発達にも影響があり、また、受動喫煙による健康被害も考えられます。

更に、性行動の変化に伴い、10歳代の人工妊娠中絶や性感染症罹患率が増加しています。

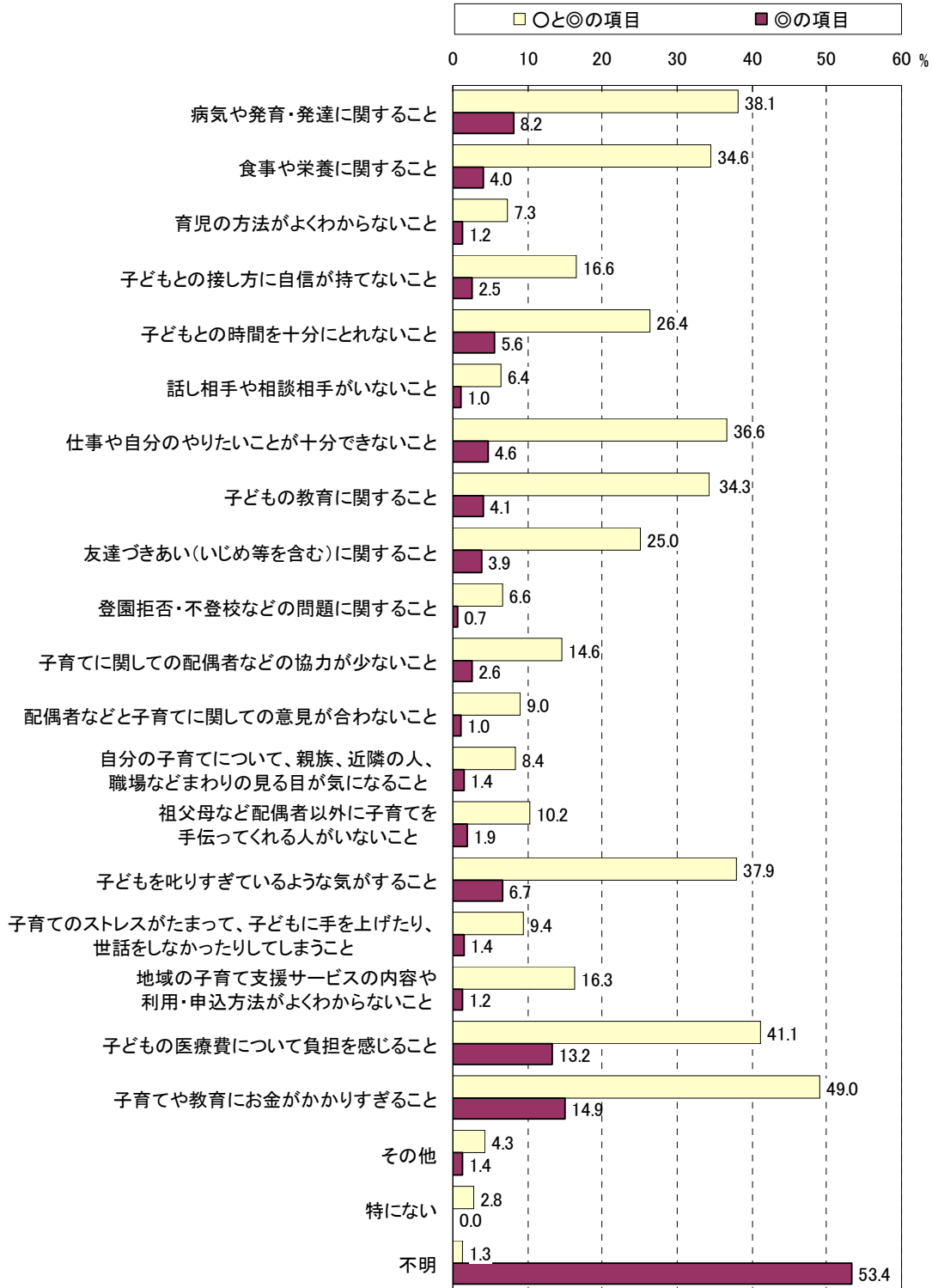
妊娠中絶を繰り返すことは、不妊になりやすく、性感染症に罹患した女性が妊娠した場合の母子感染による母子の身体への影響が心配されます。

また、2001(平成13)年度に福山市が実施した市民健康意識調査によると思春期にある半数の人がストレスを感じています。思春期は人格が確立する時期であり、過度のストレスは、身体のみでなく心の成長発達にも影響します。

次代を担う子どもたちの尊い命を守り、健やかな成長を支援するため、不慮の事故による死亡の防止や子どもごころからの望ましい食習慣や生活習慣を身に付けさせること、性に関する正しい知識を啓発することが必要です。

第5章 計画の内容 基本方針1 基本施策2 乳幼児期から思春期までの保健対策

■子育てに関して悩んでいること（就学前）

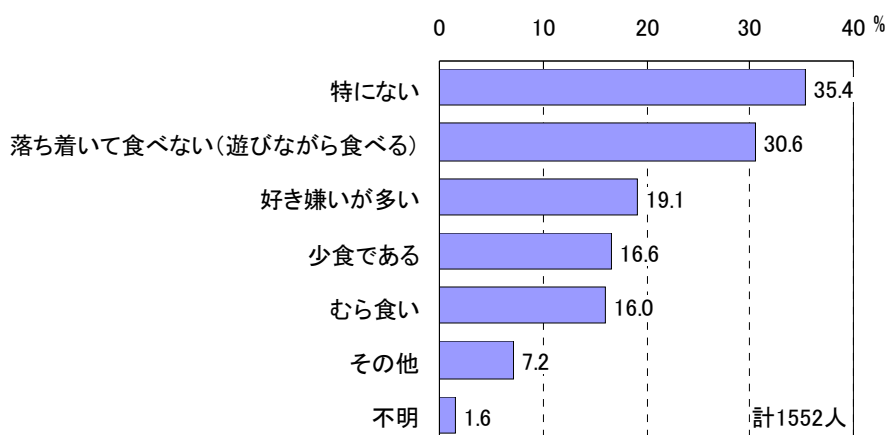


※ グラフ中の「□」は子育てに関して日常悩んでいること又は気になることと回答したものの割合、「■」はその中で最も悩んでいること又は気になることと回答したものの割合を表す。

資料：福山市次世代育成支援に関するニーズ調査

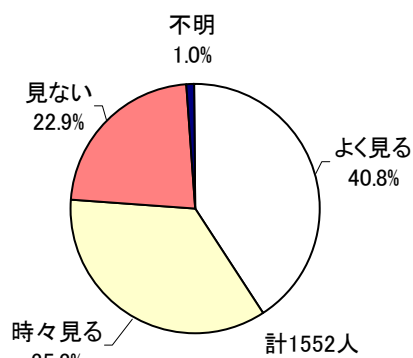
第5章 計画の内容 基本方針1 基本施策2 乳幼児期から思春期までの保健対策

■食事について心配なこと（就学前）



資料：福山市次世代育成支援に関するニーズ調査

■食事の時にテレビ等を見るか（就学前）



資料：福山市次世代育成支援に関するニーズ調査

今後の方向性

子どもの事故防止に努め、不慮の事故など乳幼児の死亡防止に向けた取組を推進するとともに、子どもの頃からの望ましい食習慣や生活習慣を身に付けさせることにより、子どもの健やかな成長を支援していきます。

乳幼児健康診査などの相談機能を強化、充実することにより、子育ての不安やストレスを軽減します。

また、性に関する知識の普及や啓発を行い、10歳代の人工妊娠中絶や性感染症罹患率を減少させるとともに、学校の無煙化と子どもへの喫煙防止教育の充実を図り、未成年者の喫煙をなくすなど子どもの健全な育成を推進します。

具体的な施策

※ 乳幼児の事故防止

不慮の事故による乳幼児の死亡を防ぐための取組を推進します。

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> 家庭内（風呂場、階段、窓、台所など）での事故防止対策を行います。 赤ちゃんの「うつぶせ寝」をやめます。（医学上の指示を除く。） 応急手当や心肺蘇生法を習得します。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> 年齢に応じた事故防止チェックリストを作成し、乳幼児相談や乳幼児健康診査で配布し、家庭での知識の啓発を図ります。 子どもを対象とした救急医療セミナーでの講習を充実します。
地域は
<ul style="list-style-type: none"> 小児科を中心に保護者に対して事故防止チェックリストを配布します。

【数値目標等】

	現状値	目標値
4歳までの不慮の事故死亡率（人口10万人対）	15.3%（2001年度）	0%（2012年度）

※数値データ：「健康ふくやま21」

※ 食生活改善推進事業

栄養、食生活は、多くの生活習慣に起因する疾病との関連が深く、また、生活の質との関連も深いことから偏食を防止し、朝食の摂取割合や野菜の摂取頻度を増やすなど子どもに望ましい食生活を身に付ける啓発を推進します。

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> 朝食を毎日食べる習慣を身に付けます。 偏食を予防し、野菜を毎食食べるようにします。 年齢に応じた適切な栄養の摂取、食事量を理解します。 乳幼児期の肥満の防止に努めます。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> 子どもを産み育てるために適正な体重の意義を啓発します。 保育所、幼稚園に対する栄養士による「食育」に関する講話の機会を増やします。 保育所での未就学児の保護者に対する食生活に関する支援事業の展開と支援を行います。 私立幼稚園の食生活に関する啓発実態の把握と支援を行います。 公民館で子どもを対象に「食育」を中心とした料理教室を開催します。

【数値目標等】

	現状値	目標値
朝食を欠食する習慣のある児童（1.6歳児）	9.6%（2001年度）	0%（2012年度）
朝食を欠食する習慣のある児童（3歳児）	10.4%（2001年度）	0%（2012年度）

※数値データ：「健康ふくやま21」



※ 離乳食講習会

生後4か月から7か月ごろまでの乳児の保護者に対し、離乳食の必要性、進め方、作り方の指導や試食の機会を提供し、健全な食生活の習慣付けをめざすように支援します。

家庭は
・ 発達年齢に応じた離乳食への移行や栄養、食事量について理解します。
行政は
・ 離乳食の必要性、進め方、作り方の指導や試食の機会を提供し、健全な食生活を習慣付けるための啓発を行います。

※ 乳幼児健康相談

乳幼児の問診、身体測定、発育・発達の確認、育児相談、歯科相談、栄養相談を行うことで、乳幼児の心身の健全な発育・発達を支援します。

家庭は
・ 子どもは夜10時までに寝る習慣を付けます。
行政は
・ 乳幼児健康相談、幼児健康診査の場等で望ましい生活習慣を身に付けるための啓発を行います。
地域は
・ 望ましい生活習慣を付けるように啓発します。

【数値目標等】

	現状値	目標値
夜10時までに寝る児童（1.6歳児）	50.8%（2001年度）	80.0%以上（2012年度）
夜10時までに寝る児童（3歳児）	49.3%（2001年度）	80.0%以上（2012年度）

※数値データ：「健康ふくやま21」

第5章 計画の内容 基本方針1 基本施策2 乳幼児期から思春期までの保健対策



(乳幼児健康診査での身体計測)

※ 訪問指導（すこやか育児サポート事業、産後うつ病質問票を使用した訪問）
（P47参照）

※ 乳児一般健康診査、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査

医療機関において乳児の疾病、障害の早期発見、心身の健全な発育・発達などを促すとともに、親の育児不安を軽減するため、乳児一般健康診査や4か月児健康診査を実施しています。

また、1歳6か月児及び3歳児健康診査では、障害や病気を早期に発見し、適切な指導をしています。

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健康診査は必ず受診します。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健康診査の受診率の向上に努めます。 ・ 1回当たりの健康診査の受診者数の見直しなど乳幼児健診の機能を強化します。 ・ 民生委員・児童委員、子育て支援ボランティアなどと協力し、幼児健診の未受診者の把握に努めます。 ・ 乳幼児健康相談、幼児健康診査の場等で望ましい生活習慣を身に付けるための啓発を行います。 ・ 保育所、幼稚園等は乳幼児健康診査の受診を勧奨します。

【数値目標等】

	現状値	目標値
幼児健診の受診率（1.6歳児）	89.0%（2001年度）	95.0%以上（2012年度）
幼児健診の受診率（3歳児）	82.4%（2001年度）	90.0%以上（2012年度）

※数値データ：「健康ふくやま21」

第5章 計画の内容 基本方針1 基本施策2 乳幼児期から思春期までの保健対策



(幼児健康診査での内科診察)

※ 予防接種

家庭は		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種の効果を学び適正な時期に受けます。 		
行政は		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健康相談、幼児健康診査の場等において予防接種を勧奨します。 ・ 家庭、保育所、幼稚園、小中学校に予防接種の種類、接種時期等の情報を提供します。 ・ 保育所、幼稚園、学校は、子どもに予防接種の勧奨を行います。 		
【数値目標等】		
	現状値	目標値
6か月までにBCGの予防接種を終了している乳児	データなし	90.0%以上 (2012年度)
1歳6か月までに麻しんの予防接種を終了している児童	70.0% (2001年度)	90.0%以上 (2012年度)

※数値データ：「健康ふくやま21」

第5章 計画の内容 基本方針1 基本施策2 乳幼児期から思春期までの保健対策

※ 思春期の保健対策

小中学生への喫煙・飲酒防止教室を実施するとともに、性や性感染症に関する正しい知識の普及・啓発を行っています。

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> 望まない妊娠や性感染症、喫煙、飲酒等を防止するために親子でコミュニケーションを取ります。 性教育の講演会やイベントなどへ積極的に参加します。 性に関する正しい知識を持ち、子どもに対する性教育を実施します。 保護者は、子どもに喫煙・飲酒を勧めません。 特に、妊産婦の近くではタバコを吸いません。 特に、妊産婦のときはタバコを吸いません。 喫煙が及ぼす害について子どもと話し合います。 保護者は、子どもの禁煙・禁酒を徹底させます。 未成年者の禁煙・禁酒を徹底させます。 保護者は、子どもの話をよく聞きます。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> 小中学校での未成年者の喫煙・飲酒防止教室を実施します。 性や性感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行います。 保護者を含めた性教育を実施します。 性教育を推進していく人材を育成します。 心の相談窓口の周知に努めます。 子どもを産み育てるために適正な体重の意義を啓発します。
地域は
<ul style="list-style-type: none"> 喫煙が及ぼす人体への害について相互の意識啓発を行います。 喫煙者へのマナーの啓発を行います。 未成年者へのタバコの販売に当たっては年齢の確認などを行います。 学校内行事の際の全面禁煙に協力します。 タバコを吸っている小中学生を発見したときには注意をします。 青少年補導員による地域活動を推進します。

【数値目標等】

	現状値	目標値	
未成年者の喫煙率（中学2年生）	1.0%（2001年度）	0%（2012年度）	
未成年者の喫煙率（高校2年生）	11.3%（2001年度）	0%（2012年度）	
未成年者の飲酒割合 （最近1か月の飲酒経験）	毎日0%（2001年度）	0%（2012年度）	
	週に3日以上		
	10.0%（2001年度）		
	週に1日程度		
	12.0%（2001年度）		
	毎日0%（2001年度）		
（中学2年生）	週に3日以上		
	5.9%（2001年度）		
	週に1日程度		
（高校2年生）	23.7%（2001年度）		
	ストレスを感じる人の割合（小学6年生）	43.0%（2001年度）	38.0%以下（2012年度）
	ストレスを感じる人の割合（中学2年生）	51.6%（2001年度）	46.0%以下（2012年度）
ストレスを感じる人の割合（高校2年生）	62.8%（2001年度）	56.0%以下（2012年度）	

※数値データ：「健康ふくやま21」

第5章 計画の内容 基本方針1 基本施策2 乳幼児期から思春期までの保健対策

※ 学校の無煙化の推進

学校においては、喫煙防止教育の実施を推進するとともに、校内全面禁煙を推進します。

家庭は
・ 校内全面禁煙に協力します。
行政は
・ 校内全面禁煙を推進します。
地域は
・ 校内全面禁煙に協力します。

【数値目標等】

		現状値	目標値
学校の無煙化の推進	小学校	51校（2004年11月）	全校実施（2005年度）
	中学校	10校（2004年11月）	

3 楽しい育児の実現

現状と課題

旧福山市が実施したニーズ調査（就学前）では、子育てに関し、1,552人中「なんとなく不安や負担を感じる」が50.9%、また「非常に不安や負担を感じる」が9.9%で、何らかの不安や負担を感じている人は全体の60.8%となっています（下図参照）。

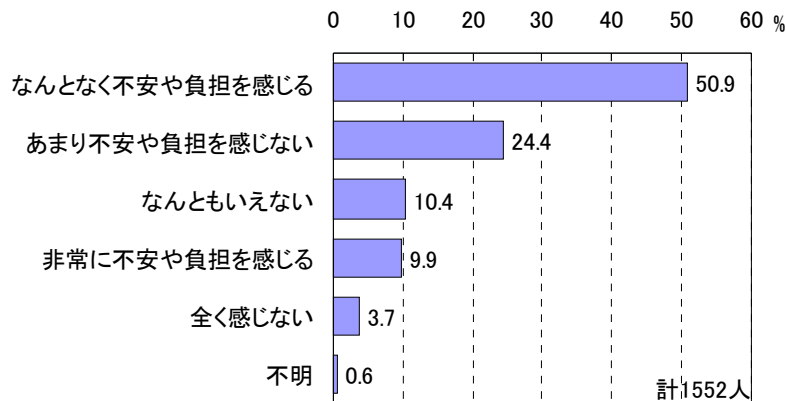
また、子育てや親子関係のことで気軽に相談できる人がいる人の方が「虐待をしていると思わない」と回答する傾向が多いことから、虐待を未然に防止するためには、子育てに関して気軽に相談できる環境を整備することが必要と考えられます。

旧沼隈町が実施したニーズ調査によると「育児は楽しいか」の問いに対し、就学前児童では、「楽しいときの方が多い」と回答した割合は年齢が上がるほど少なくなっています。

育児不安やストレスは、児童虐待につながるなど、親のみならず子どもの心身にも影響を及ぼします。

子どもの人権を尊重し、健全な育成を支援していくためには、母親のみならず、父親など家族全員の育児への参画や理解、地域の支援など子育て家庭を取り巻くすべての者が一体となって育児を楽しめる環境を整えていくことが必要です。

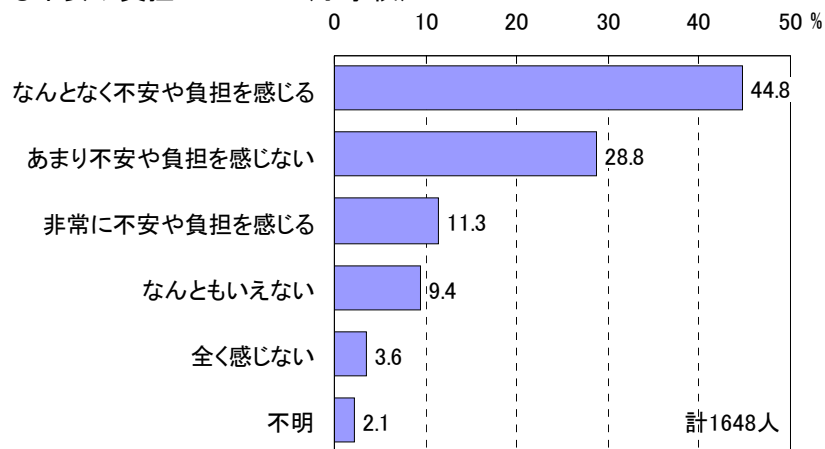
■子育てに関する不安や負担について（就学前）



資料：福山市次世代育成支援に関するニーズ調査

第5章 計画の内容 基本目標1 基本施策3 楽しい育児の実現

■子育てに関する不安や負担について（小学校）



資料：福山市次世代育成支援に関するニーズ調査

今後の方向性

行政や医療機関などの関係機関や地域が一体となって、子育てに関する相談機能を強化・充実し、楽しい育児の実現を推進します。

具体的な施策

※ 子育て支援ボランティア事業

(P46 参照)

※ 訪問指導（すこやか育児サポート事業、産後うつ病質問票を使用した訪問）

(P47 参照)

※ 離乳食講習会

(P52 参照)

※ 乳児一般健康診査、乳幼児健康相談

(P52～53 参照)

【数値目標等】

	現状値	目標値
子育ての相談相手がいない親（1.6歳児）	3.2%（2001年度）	0%（2012年度）
子育ての相談相手がいない親（3歳児）	3.7%（2001年度）	0%（2012年度）
育児を楽しめる親（1.6歳児）	35.7%（2001年度）	50%以上（2012年度）
育児を楽しめる親（3歳児）	36.5%（2001年度）	50%以上（2012年度）

※数値データ：「健康ふくやま21」

4

小児医療の充実

現状と課題

小児医療については、次代を担う尊い命を守り育てるため、また、保護者の育児面における安心の確保という両面から、その体制の整備が急務となっています。

小児人口が減少する一方、小児科救急受診者数は増加しており、核家族化により、子どもが病気の際、身近で適切な助言を受けることが困難になりつつあります。

また、医学に関する情報が逆に保護者の不安を増大させている状況もうかがえるため、疾病に関する正しい知識の普及が必要です。

休日や夜間における急な病気への対応については、在宅当番医、小児二次救急輪番病院、福山市医師会による福山夜間小児診療所など小児医療体制の充実に取り組んでいます。

今後の方向性

医師会や関係自治体で構成される福山・府中地域保健対策協議会へ市として積極的に参画し、小児医療体制のあり方について検討を重ねるとともに、出産や子育てに関する正しい知識の普及を促進します。

具体的な施策

※ 小児医療の充実

在宅当番医、小児二次救急輪番病院、福山市医師会による福山夜間小児診療所の休日、夜間の診療の充実に努めます。

家庭は

- ・ 休日、夜間の当番医などの情報を日頃から把握します。

行政は

- ・ 出産や育児に関する正しい知識の普及を推進します。
- ・ 疾病に関する正しい知識を普及します。
- ・ 小児医療体制のあり方について医師会などと連携を図るため、福山・府中地域保健対策協議会へ参画します。

基本方針2

子育て家庭に対する支援の充実

1

保育所その他の施設での保育サービスの充実

現状と課題

子育てと仕事の両立を支援するため、保育を必要とする児童の全員入所を推進するとともに、特別保育事業についても乳児保育の拡充や延長保育の時間や実施箇所数の拡大、休日保育、夜間保育の実施に加え、2004(平成16)年10月から医療機関での病児・病後児保育を開設するなど保護者の多様化する保育ニーズに弾力的に対応してきました。

また、乳幼児の人口は減少すると予測される一方で、保育所への入所児童数は地域によって違いはあるものの全市的には年々増加しており、集団保育機能を基本とした適正規模・適正配置を考慮しながら効率的な運営を図る必要があります。

小学校第1学年から第3学年(障害児学級在籍等の児童は第6学年)までの児童に対しては、子どもの健全育成と保護者の就労支援を図るため、放課後児童クラブ事業を実施しているところであり、引き続き事業内容の充実を図る必要があります。

今後の方向性

保育所においては、保育を必要とする児童の全員入所を推進するとともに、人権を大切に育てる保育の充実、保護者の就労形態や生活実態の変化に対応できる保育サービスを充実しつつ、自己評価を行いながら保護者のニーズに的確に応えたサービスを提供します。

また、幼稚園を含めた就学前施設全体のあり方を検討する中で効率的かつ効果的な施設整備を推進します。

放課後児童クラブ事業については、現在の開設箇所を基本に児童の健全育成と保護者の就労支援のため事業内容の充実を図ります。

具体的な施策

※ 保育サービスの充実

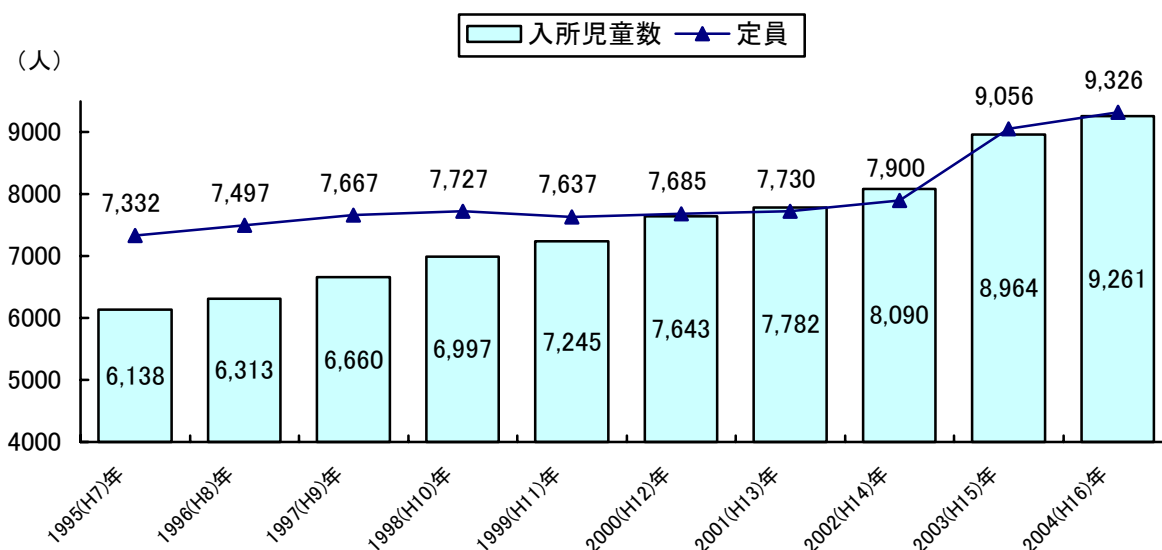
保育を必要とする児童の全員入所を推進するとともに、児童一人ひとりの人権を大切にする心を育てる保育の充実、保護者の就労形態や生活実態の変化に対応できる保育サービスの充実を推進します。

行政は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育サービスの内容の情報提供を推進します。 ・ 乳児保育、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、一時保育、障害児保育など特別保育事業を充実します。 ・ 弾力的な入所定員及び受入年齢を拡大します。 ・ 産休・育休明けの入所予約制度を行います。

【数値目標等】

	現状値	目標値
保育所入所児童数	10,755 人 (2004 年度)	10,800 人 (2009 年度)
延長保育実施箇所数 (1時間延長)	103 箇所 (2004 年度)	94 箇所 (2009 年度)
延長保育実施箇所数 (2時間延長)	3 箇所 (2004 年度)	12 箇所 (2009 年度)
延長保育実施箇所数 (3時間延長)	1 箇所 (2004 年度)	4 箇所 (2009 年度)
休日保育実施箇所数	3 箇所 (2004 年度)	5 箇所 (2009 年度)
夜間保育実施箇所数	2 箇所 (2004 年度)	2 箇所 (2009 年度)
病児・病後児保育実施箇所数	2 箇所 (2004 年度)	5 箇所 (2009 年度)
一時保育の1日当たり最大受入児童数	81 人 (2004 年度)	135 人 (2009 年度)

■ 保育所定員と入所児童数の推移



資料：市調べ（各年度4月1日現在。旧沼隈町を除く。）

※ 保育所・幼稚園の連携、就学前教育・保育と小学校の連携

保護者や地域の実情に応じ、保育所と幼稚園のそれぞれの特性を活かしながら、多様な保育・教育を提供していくとともに、幼児期の教育と小学校以降の教育との円滑な移行を図るため、保育所、幼稚園、小学校間の連携を図ります。

行政は

- ・ 保育所、幼稚園、小学校間の連携が円滑に行えるよう環境の整備を行います。
- ・ 職員研修を充実し、多様な保育・教育ニーズに応えるための職員の資質の向上に努めます。
- ・ 「保育所保育指針」や「幼稚園教育要領」等を参考に保育・教育を充実し、小学校への円滑な移行に取り組みます。
- ・ 保育所、幼稚園の行事などを通じ、それぞれの施設に通所する児童間の交流を図ります。
- ・ 保育所、幼稚園の職員間で保育・教育に関する指導方法などの情報交換、研修等を行うことにより、保育・教育の質の向上を図ります。

※ 就学前施設の再整備

今後の児童数の推移、地域の実態、保護者のニーズ、施設の老朽化などに応じた保育所の整備に努めます。

行政は

- ・ 児童数の推移に沿った計画的な施設の整備を行います。
- ・ 就学前施設全体での保育所の役割、集団保育機能を基本とした適正規模・適正配置など効率的かつ効果的な施設運営を行います。

※ 放課後児童クラブ事業

(P71 参照)

※ 幼稚園での預かり保育

私立幼稚園に通園する児童の保護者の就労形態などに弾力的に対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、日常の保育の終了後や長期休暇の期間において預かり保育を実施しています。

地域は

- ・ 私立幼稚園による長期休暇期間を含めた預かり保育を実施します。

※ 短期入所生活援助事業（ショートステイ、トワイライト）

保護者の疾病や疲労その他の理由などにより家庭において保育することが一時的に困難になった場合に乳児院や児童養護施設においてショートステイを実施しています。また、保護者の仕事などにより平日の夜間などに不在となり、家庭において児童を養護することが困難となった場合にトワイライトを実施しています。

行政は

- ・ 乳児院や児童養護施設と連携を図り、適切な児童の養護を行います。

第5章 計画の内容 基本方針2 基本施策1 保育所その他の施設での保育サービスの充実

※ ファミリー・サポート・センター事業

保護者の就労や疾病、急な用事などの際、保育所、幼稚園、小学校の送迎や子どもを預かるなど子育てを応援してほしい人と、子育てを応援したい人が会員となって、子育て家庭を地域で支える活動を実施しています。

家庭は		
<ul style="list-style-type: none"> 積極的に協力会員に登録します。 協力会員としての資質の向上を図るために研修等に参加します。 相互支援ができる会員間の信頼関係を築きます。 		
行政は		
<ul style="list-style-type: none"> 地域バランスを勘案した協力会員を確保します。 協力会員の研修を充実します。 会員相互間の信頼関係を築くための支援を行います。 		
地域は		
<ul style="list-style-type: none"> 協力会員の登録の呼び掛けを行います。 		
【数値目標等】		
	現状値	目標値
ファミリー・サポート・センター協力会員数	114人（2004年度）	160人（2009年度）

■ 会員数の状況

（単位：人）

地域	協力会員	依頼会員	両方会員
中東部	44	152	27
中西部	19	75	16
南部	27	49	15
西部	10	10	6
北東部	11	16	3
北西部	3	1	—
合計	114	303	67

資料：市調べ（2004(H16)年3月31日現在）

※ 家庭保育福祉員

乳幼児の保育に理解と熱意を持ち、一定の資格を満たす人を登録認定して、自宅の一室を保育室として開放し、生後6週間から3歳未満の乳幼児の保育を実施しています。

行政は		
<ul style="list-style-type: none"> 保護者の選択肢の一つとして家庭保育福祉員制度を維持します。 		

2

地域の多様なニーズに応えた子育て支援サービスの充実

現状と課題

ふくやま子育て応援センターでは子育てに関する不安やストレスなどに対する相談、子育て家庭の保護者によるサークル活動の支援を行っています。また、11所の保育所を中心としてそれぞれの地域の保育所が連携し、家庭で子どもを保育している保護者や子どもを対象に、地域子育て支援センター事業を実施しています。

このほか、福山市自然研修センター（ふくやまふれ愛ランド）での子育て支援事業「ぐりとぐら広場」、公民館での親子のふれあいの場や保護者同士の交流を図る事業の実施や関係機関等への子育てに関する案内チラシの作成、配布等を行っています。

旧福山市が実施したニーズ調査（就学前）によると、子育てに関して何らかの不安や負担を感じている人は1,552人中60.8%となっています。また、旧沼隈町が実施したニーズ調査においても就学前児童では331人中81.9%の人が育児に大変さや不安を感じることがあると回答していることから事業の内容の強化・充実が必要となっています。

今後の方向性

保育所、幼稚園、公民館、自然研修センターなどで実施する各種の子育て支援事業の充実を図るとともに、子育てに関する相談機能の強化・充実を図ります。

具体的な施策

※ ふくやま子育て応援センター

育児不安などに対する相談のほか子育て家庭の保護者によるサークル活動の支援、子育て支援事業に関する情報提供などを行い、各種の子育て支援事業を総合的にコーディネートしながら地域の子育て支援を推進しています。

また、ファミリー・サポート・センター事業や休日保育も実施しています。

第5章 計画の内容 基本方針2 基本施策2 地域の多様なニーズに応えた子育て支援サービスの充実

(ふくやま子育て応援センター)



家庭は
<ul style="list-style-type: none"> 子育てに関して不安や悩みがあるときは、気軽に子育て応援センターに相談します。 子育て応援センターのサークル活動に参加します。 サークル活動を通じ、子育て家庭の輪を広げます。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> 子育て応援センターの機能を充実します。 育児相談を気軽にできる環境づくりと子育て不安を解消します。 子育て支援事業に関するタイムリーな情報提供と利用を促進します。 サークル活動の支援を行います。 サークルの紹介などを行います。

※ 地域子育て支援センター事業

11所の保育所を中心としてそれぞれの地域の保育所が連携し、家庭で保育をしている保護者や子どもへの園庭開放や様々な子育て支援事業に関する情報提供、公共施設などでのイベント開催などにより子育て家庭が集うことができる場の提供や育児不安についての相談指導を推進しています。

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援センター事業に積極的に参加します。 地域子育て支援センター事業を通じた子育て家庭の仲間づくりを行います。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> 育児相談を気軽にできる環境づくりと子育て不安を解消します。 子育て支援事業に関するタイムリーな情報提供と利用を促進します。 地域住民が子育て支援に参加しやすい環境を整備します。 家庭における養育力の向上を支援します。 地域の子育て力の向上を支援します。
地域は
<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援センター事業に積極的に参加し、協力します。 地域の住民に地域子育て支援センター事業への参加を呼び掛けます。

※ 家庭児童相談室

社会の変動に伴う家庭生活の変化が家庭における子どもの養育に大きく影響し、子どもの非行発生の要因となっている現状を踏まえ、家庭における様々な相談を受けています。

第5章 計画の内容 基本方針2 基本施策2 地域の多様なニーズに応えた子育て支援サービスの充実

家庭は		
<ul style="list-style-type: none"> 気軽に家庭児童相談室に相談します。 		
行政は		
<ul style="list-style-type: none"> 家庭児童相談員による家庭における人間関係の健全化及び子どもの養育の適正化など家庭児童福祉の向上の支援を行います。 家庭児童相談室の周知を図ります。 		
地域は		
<ul style="list-style-type: none"> 家庭児童相談員と連携し、協力します。 家庭児童相談室を紹介します。 		
【数値目標等】		
	現状値	目標値
子育てに関する不安や負担感	就学前児童	60.8%
	小学生児童	56.1%
		減少（2009年度）

※ **育児支援家庭訪問事業**

（P90 参照）

※ **ぐりとぐら広場（福山市自然研修センター（ふくやまふれ愛ランド））**

就学前児童の保護者を対象に、ふくやまふれ愛ランドにおいて子どもとその家族のコミュニティーの場の提供や絵本の読み聞かせ、保育士による親子での触れ合い遊び、保健師による子育て相談等を実施しています。

家庭は		
<ul style="list-style-type: none"> 気軽に「ぐりとぐら広場」を利用します。 		
行政は		
<ul style="list-style-type: none"> 遊具を使った自由遊びやリズム遊び、子育て相談等を実施する中で、様々な利用者ニーズに応じた子育て支援事業を実施します。 		

※ **子育て支援ボランティア事業**

（P46 参照）

※ **子育て支援交流事業の充実**

（P77 参照）

※ **幼稚園での子育て支援事業**

幼稚園に通園する児童の保護者が抱える子育てに関する不安などについて相談に応じたり、各種のイベントを開催するなど子育て家庭に対する支援を推進するほか、保育所など他の子育て支援事業を実施する関係機関などと連携し、様々な子育て支援事業に関する情報提供を行います。

行政は		
<ul style="list-style-type: none"> 育児相談による子育て不安の解消を図ります。 		
地域は		
<ul style="list-style-type: none"> 私立幼稚園における園庭開放、絵本の読み聞かせ、各種イベントの開催などによる子育て家庭との交流を行います。 		

3

子育て家庭に対する情報提供の充実

現状と課題

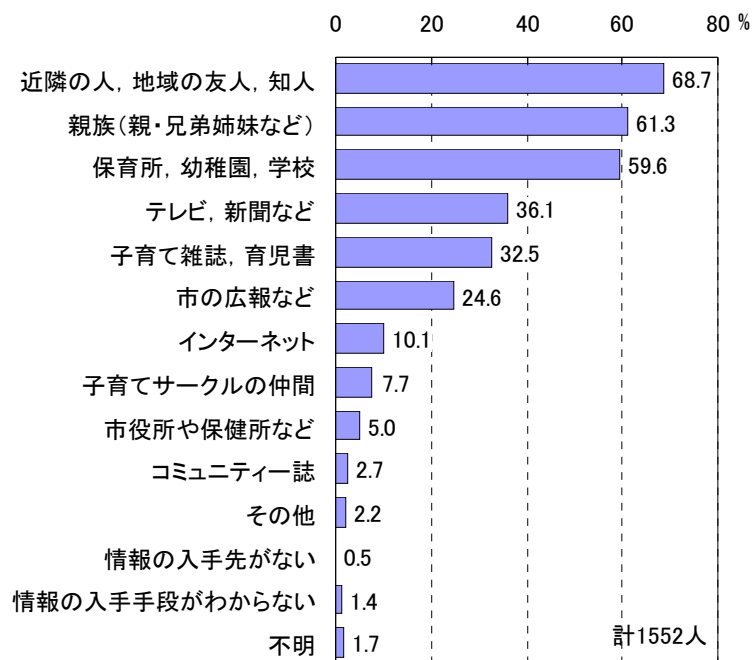
旧福山市と旧沼隈町が実施したニーズ調査によると、いずれも子育てに関する情報の入手先として「近隣の人、地域の友人、知人」、「親族（親、兄弟姉妹）」、「保育所、幼稚園、学校」などが就学前、小学生とも上位を占めています（下図、P68 参照）。

旧福山市が実施している各種の子育て支援事業についての認知度については、就学前、小学校とも「ふくやま子育て応援センター」や「子育て支援事業・子育て支援活動（保育所など）」は半数を超えています。

また、これらの子育て支援事業を利用した人の今後の利用意向については、認知度に対して非常に高い傾向があります。

周囲の人からの情報の入手だけでは、十分子育て情報が収集できないことがうかがえることから、あらゆる機会や手段を活用して、子育て家庭に積極的に情報提供を行うことが必要となっています。

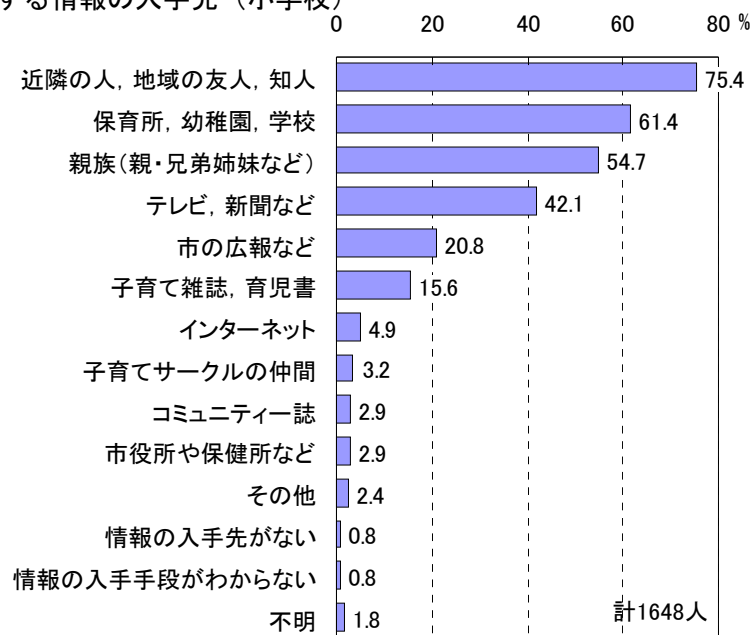
■子育てに関する情報の入手先（就学前）



資料：福山市次世代育成支援に関するニーズ調査

第5章 計画の内容 基本方針2 基本施策3 子育て家庭に対する情報提供の充実

■子育てに関する情報の入手先（小学校）



資料：福山市次世代育成支援に関するニーズ調査

今後の方向性

関係機関が実施する様々な子育て情報を子育て支援事業の機会やインターネット、広報などあらゆる機会や手段を活用して、タイムリーな情報提供を行います。

具体的な施策

※ 子育て支援サービスのネットワークづくり

関係機関が実施する様々な子育て支援情報をあらゆる機会や手段を活用して、子育て支援施策のネットワークを構築するとともに、様々な子育て支援事業についてタイムリーな情報提供を行います。

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 気軽に行政の窓口や各種団体の窓口で情報収集を行います。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 的確な子育て支援の提供を行うための関係機関との連携や情報の共有化を充実させます。 ・ 相談者に対する気軽な相談と幅広い対応、施設の紹介を行います。 ・ 子育てに関する情報提供を推進します。(子育てガイドブックの作成、子育て応援センターのホームページの充実、インターネットを利用した相談システムの検討、NPOなど民間団体などが実施する子育て支援事業の情報提供)
地域は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の子育て家庭に対して、各種団体が実施する子育て支援情報を提供します。

※ ふくやま子育て応援センター

(P64 参照)

※ 地域子育て支援センター事業

(P65 参照)

※ 子育て支援ボランティア事業

(P46 参照)

4

子育てと仕事の両立支援の推進

現状と課題

保護者の就労支援として保育を必要とする児童の全員入所、受入年齢の拡大、産休育休制度利用者の入所予約、延長保育、休日保育、病児・病後児保育などの保育サービスの充実や放課後児童クラブ事業の実施など子育てと仕事を両立するための環境整備に取り組んでいます。

また、2001(平成13)年に実施した「福山市民意識調査」では、男性の24.5%は「男は仕事、女は家庭」という考え方に同意しています。なお、2004(平成16)年に実施した内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」では、男性の49.8%が同様の考え方に同意しています。

このような意識の延長として、職場優先の企業風土ができあがり、男女ともに家庭生活と職場生活の両立が難しい現状があるとうかがえます。

しかし、男女共同参画により、人々の意識の中に根付く固定的役割分担意識は、時代とともに変わりつつあり、子育てと家庭の両立のためには、社会一般の理解を深め、働きながら子どもを産み、育てやすい雇用環境の整備を促進する必要があります。

また、若年者における失業者やフリーターの増加は、若年者の職業的自立を阻害し、少子化の一層の進行を招きかねない問題となっており、若年者の就労を支援する必要があります。

今後の方向性

「福山市男女共同参画推進条例」及び「福山市男女共同参画基本計画」をより一層着実に推進し、国、県、関係団体等と連携し、家庭生活とその他の活動の両立や男性を含めたすべての人が子育てと仕事のバランスを取ることができる働き方の見直しについて、労働者や事業主に対し、広報、啓発、研修、情報提供等を行います。

また、保育を必要とする児童の全員入所を始め、特別保育事業の更なる推進や放課後児童クラブ事業の内容を充実することにより保護者の就労支援と児童の健全育成を図ります。

具体的な施策

※ 女性雇用対策事業等

国、県、関係団体と連携し、労働者及び事業主に対し仕事と家庭の両立についての広報、啓発、研修、情報提供等を行います。

第5章 計画の内容 基本方針2 基本施策4 子育てと仕事の両立支援の推進

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> 勤労女性センター講座へ参加します。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> 労働局、県、21世紀職業財団との共催による仕事と家庭の両立に関するセミナーを開催します。 福山地方雇用対策協議会など関係団体と連携し、事業主へ啓発や情報提供を行います。 勤労女性センターにおける仕事と家庭の両立に関する講座を開催します。 (例) 男性の料理教室、育児セミナー 若年求職者を対象とした就職支援セミナーを開催します。
地域は
<ul style="list-style-type: none"> 事業主における仕事と家庭の両立しやすい職場環境づくりを推進します。

※ 学習・啓発事業

「福山市男女共同参画推進条例」及び「福山市男女共同参画基本計画」をより一層着実に推進することにより、家庭生活とその他の活動が両立できるまちづくりをめざします。

行政は
<ul style="list-style-type: none"> 性別にとらわれない個人の能力に基づく雇用が実現されるための法制度の周知や啓発を行います。 男女ともに多様なライフスタイルに合わせた、働き方の見直しを啓発します。

※ 保育サービスの充実

(P61 参照)

※ 放課後児童クラブ事業

保護者の就労支援と児童の健全育成のため放課後児童クラブ事業の内容充実を図るとともに、未開設学区における新たな支援策を検討します。

行政は
<ul style="list-style-type: none"> 現行の開設箇所数を基本とし、備品や施設整備など事業内容の充実を図ります。

※ ファミリー・サポート・センター事業

(P63 参照)

(ファミリー・サポート・センター事業協会会員による保育)

※ 幼稚園での預かり保育

(P62 参照)



5

子育て家庭に対する経済的な支援

現状と課題

旧福山市が実施したニーズ調査では、子育てに関して悩んでいることとして、就学前、小学校ともに「子育てや教育にお金がかかりすぎること」、「子どもの医療費について負担を感じる」と回答した人が多くなっています。

本市においては、保育所に同時に3人以上入所している家庭の保育料の3人目以降の無料化、乳幼児等医療費の拡大など各種の医療費に係る費用への助成の充実や遺児年金、児童手当など各種手当、ひとり親家庭等への自立支援事業など経済的な支援を実施しています。

今後の方向性

制度の周知を図り、子育て家庭の経済的な負担感を軽減することにより、養育者が心身ともにゆとりをもって子育てを行えるように支援します。

具体的な施策

事業	事業内容
不妊治療扶助	2004(平成16)年4月1日以降に開始した体外受精又は顕微受精に要した費用(入院費や食事代など治療に関係のない費用を除く。)に対して、1年度当たり10万円を限度として、通算2年間助成します。
乳幼児等医療費	乳幼児等が病院へ通院又は入院した際の保険医療費に係る自己負担分の一部を助成します。
小児慢性特定疾患医療費	18歳未満で小児慢性特定疾患を治療している人を対象に、保険医療費に係る自己負担分を助成します。
未熟児養育医療費	出生時体重が2,000グラム以下又は体の発育が未熟なまま生まれた乳児が指定医療機関に入院して未熟な状態を改善するための保険医療費に係る自己負担分を給付します。
育成医療費	18歳未満で身体上の障害を有する児童又は現存する疾患を放置すると障害を残すと思われる児童を対象に、障害を軽くしたり、改善するための医療を受ける際の保険医療費に係る自己負担分を給付します。
ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等の親又は児童が病院に通院又は入院した際の保険医療費に係る自己負担分を助成します。

第5章 計画の内容 基本方針2 基本施策5 子育て家庭に対する経済的な支援

事業	事業内容
重度心身障害者医療費	身体障害者手帳の3級以上や療育手帳の㊸以上を所持している障害者(児)に対し、保険医療費に係る自己負担分を助成します。
幼児インフルエンザ予防接種費	幼児のインフルエンザ予防接種費の一部を助成します。
児童手当	0歳から小学第3学年までの児童を養育している保護者に対し、手当を支給します。
児童扶養手当	児童を養育している母子家庭の母又は養育者に対し、手当を支給します。
特別児童扶養手当	20歳未満の障害児を監護、養育している人に対し、手当を支給します。
障害児福祉手当	在宅の重度障害者(児)に対し、手当を支給します。
遺児年金	父母のいない児童、父又は母のいない児童その他これらに準ずる状態にある児童に対し、年金を支給します。
重症心身障害者福祉年金	重症心身障害者の更生の援助のため、身体障害者手帳3級以上、療育手帳B以上等の障害者(児)を対象に福祉年金を支給します。
保育所保育料の3人目以降の無料化	同時に3人以上保育所へ入所している家庭の3人目以降の保育料を無料にします。
就園奨励費(幼稚園)	世帯の市民税所得割課税額が一定の額以下の3歳児から5歳児までの保護者の保育料の減免に対する補助を行います。
就学援護費	福山市立小中学校の児童生徒に対する就学の援助を行います。
母子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭の母等の経済的な自立や児童の就学のための資金を貸し付けます。

基本方針3

次代を担う世代の育成

1

生きる力を育成する学校の教育環境の整備

現状と課題

旧福山市が実施したニーズ調査（小学校）では、子育てに関して日常悩んでいることとして、「子どもの教育に関すること」と回答した人が、1,648人中46.9%と2番目に多くっており、また、旧沼隈町が実施したニーズ調査（小学校）においても265人中46.4%と1番目に多くなっていることから子どもの教育に対する養育者の不安が見られます。

本市では、「福山市学校教育ビジョン」を基に、各校は学校評価の中に「確かな学力」、「豊かな心」の育成に向けて具体的な取組項目を位置付け、個に応じた指導の充実を図っています。

今後の方向性

計画的に教育課程を実施するとともに、子ども一人ひとりに応じた指導や評価活動を充実することにより、基礎基本を身に付けさせ、個性を伸ばし、選択能力を向上させます。

また、心に響く道徳教育の推進、子どもの自立を育成するための生徒指導、たくましく生きるための健康・体力づくりに取り組むことを通して、子どもの道徳性や自己指導能力を育成するとともに、生涯にわたり、たくましく生きていくための健康・体力づくりを推進します。

就学前児童への教育や保育に関しては、「幼稚園教育要領」や「幼児教育振興プログラム」、「広島県幼児教育ビジョン」、「保育所保育指針」を参考に、幼稚園、保育所での教育や保育を充実し、小学校以降の生活や学習が円滑に継続していく取組を推進します。

具体的な施策

※ 確かな学力の向上

計画的に教育課程を実施するとともに、子ども一人ひとりに応じた指導や評価活動を充実することにより基礎基本を確実に身に付けさせ、個性を伸ばし、選択能力を向上させます。

第5章 計画の内容 基本方針3 基本施策1 生きる力を育成する学校の教育環境の整備

行政は

- ・ 授業の質を高める授業計画を充実します。
- ・ 一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行います。
- ・ 評価規準や評価方法の工夫・改善を行います。

※ 英語教育の推進

中学生に生きた英語を使うことができる力を伸ばすため、英語指導助手の充実を図るとともに、小学校に英語の指導助手を派遣し、子どもたちが生きた英語により一層親しめ、より身近に感じられる取組を行います。

行政は

- ・ 英語指導助手を増員します。

※ 読書教育の推進

各学校において、児童生徒が読書に親しむための本やぜひ読ませたい必読書、問題解決的な学習や探求的な学習のための蔵書を質的にも量的にも整備し、読書教育の充実を図ります。

行政は

- ・ 学校図書館用の図書を充実します。

※ 豊かな心の育成

豊かな体験活動を基に、子どもの道徳性や自己指導能力を育成し、生涯にわたり、たくましく生きていくための健康・体力づくりを推進します。

行政は

- ・ 心の教育を充実します。
- ・ 子どもの心に響く道徳教育を実践します。
- ・ 健康・体力づくりをするための推進計画を作成します。
- ・ 体力テストの実施により子どもの体力の実態を把握します。
- ・ 健康教育を充実します。
- ・ 子どもの自立を育成する指導体制を充実します。
- ・ ボランティア活動や乳幼児との交流などの体験活動や自然体験活動を充実します。
- ・ 食事の摂取割合の向上と楽しい給食時間を推進します。

地域は

- ・ ボランティア活動などの積極的な受入れを行います。

※ 不登校児童生徒への取組

児童生徒一人ひとりが安心して生活でき、いじめをはじめ不登校を生み出さない充実した学校生活を送れるよう、中学校へのスクールカウンセリングプロジェクト職員の配置や研修センターでの相談活動、各学校における教育相談体制の整備など、いじめ・不登校対策の充実を図ります。

行政は

- ・ 研修センターの相談活動を充実します。
- ・ 適応指導教室「かがやき」を運営します。
- ・ スクールカウンセリングプロジェクト事業を推進します。
- ・ 校内教育相談体制を確立します。

第5章 計画の内容 基本方針3 基本施策1 生きる力を育成する学校の教育環境の整備

【数値目標等】

	現状値	目標値
児童生徒の健全育成の啓発、指導	—	暴力行為の半減 いじめの半減 不登校児童生徒数の半減

※ 幼稚園・保育所の連携、就学前教育・保育と小学校の連携

保護者や地域の実情に応じ、幼稚園と保育所のそれぞれの特性を活かしながら、多様な教育・保育を提供していくとともに、幼児期の教育と小学校以降の教育との円滑な移行を図るため、幼稚園、保育所、小学校間の連携を図ります。

行政は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、保育所、小学校間の連携が円滑に行えるよう環境の整備を行います。 ・ 職員研修を充実し、多様な教育・保育ニーズに応えるための職員の資質の向上に努めます。 ・ 「幼稚園教育要領」等や「保育所保育指針」を参考に教育・保育を充実し、小学校への円滑な移行に取り組みます。 ・ 幼稚園、保育所の行事などを通じ、それぞれの施設に通所する児童間の交流を図ります。 ・ 幼稚園、保育所の職員間で教育・保育に関する指導方法などの情報交換、研修等を行うことにより、教育・保育の質の向上を図ります。

※ 就学前施設の再整備

今後の児童数の推移や地域の実態、保護者のニーズに応じた幼稚園の整備に努めます。

行政は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前施設全体での幼稚園の役割、集団保育機能を基本とした幼稚園運営を行います。

2

家庭における教育力の向上

現状と課題

核家族化の進行、出生率の低下による少子化の進行に伴い、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。そのような中、子どもの「生きる力」の基礎的な資質や能力を培う上で必要な役割を担う家庭教育への支援が求められています。

また、妊産婦、乳幼児から中学生までの子どもを持つ親が子育てやしつけについて、気軽に相談することができる体制が必要です。

今後の方向性

妊産婦、乳幼児から中学生までの子どもを持つ保護者が子育てなどについて気軽に相談することができる体制の整備や家庭教育に関する学習機会や情報提供を行うとともに、子育て支援情報の効果的な提供や親子のコミュニケーションの育成を図ります。

具体的な施策

※ 家庭児童相談室

(P65 参照)

※ 子育て支援交流事業の充実

公民館において親子の触れ合いの場や保護者同士の交流を図る事業を行います。
また、関係機関等へ案内チラシを作成、配布し、周知を図ります。

家庭は		
・ 親同士の交流の場に積極的に参加します。		
行政は		
・ 公民館などでの親子の触れ合いの場や親同士の様々な交流を推進します。		
地域は		
・ 親同士の交流の場における子育てのアドバイスをを行います。		
【数値目標等】		
	現状値	目標値
子育て支援交流事業開催数	地区公民館で 69 回	地区公民館で 73 回

3

地域における教育力の向上

現状と課題

核家族化の進行、出生率の低下による少子化の進行に伴い、地域の連帯感や人間関係が希薄になりつつあることから青少年の健全育成や地域の福祉、医療、環境保全など社会が直面する様々な課題に地域が適切に対応することが困難となっています。

このため、家庭における教育力の向上が必要であるとともに、子どもや子育て家庭を地域全体で見守り、育てるためには、地域の様々な主体が連携して、その教育力を高める取組が必要となっています。

今後の方向性

豊かな人間性や社会性などを培うための多様な体験活動や身近で気軽にできるスポーツイベントや自然に親しみながらできる健康・体力づくり、乳幼児期からの読書の機会を提供するなど地域における教育力の向上を図ります。

具体的な施策

※ 自然研修センター事業（福山市自然研修センター（ふくやまふれ愛ランド））

自然環境の中で、宿泊研修、野外活動、体験農業、遊びの指導等を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、福祉の増進に寄与するため諸事業を展開し、青少年の健全育成に資する場の役割を果たします。

家庭は
・ 自然研修センターでの宿泊研修、野外活動、農業体験事業に参加します。
行政は
・ 宿泊研修、野外活動、体験農業、遊びの指導等を通じた多様な体験活動の機会の提供等による青少年の健全な育成を推進します。（青少年育成指導者派遣事業、青少年野外活動指導者養成講座など）
・ 地域における青少年の活動拠点として、積極的な受入れと活動を展開します。
地域は
・ 行政、関係団体と連携し、青少年の健全育成のための事業を推進します。

※ 体験活動ボランティア活動支援センター事業の充実

コーディネーターを配置し、ボランティア活動、体験活動の機会の場の開拓、情報収集・提供、指導者の登録と紹介、学校や個人と活動先のマッチング等のコーディネートを実施し、子どもたちの様々な体験活動の機会の充実を図ります。

第5章 計画の内容 基本方針3 基本施策3 地域における教育力の向上

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちと様々な体験活動へ参加します。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> コーディネーターによる「体験活動ボランティア活動支援センター事業」の活動情報を収集します。 「体験活動ボランティア活動支援センター事業」に関して、毎月の情報誌の発行やホームページでの情報提供を推進します。 子どもたちから募集した「げんき情報局員」による取材活動を行います。
地域は
<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの様々な体験活動へ積極的に関わります。

※ **職場体験学習・インターンシップの受入れ**

中高校生の勤労体験学習として福山市図書館全館でそれぞれの図書館エリア内の生徒の受入れを実施しています。

行政は
<ul style="list-style-type: none"> 全図書館での各図書館エリア内の中高校生の勤労体験学習を受け入れます。

※ **子どもの居場所づくり事業（地域子ども教室）の推進**

家庭、学校、地域が一つになって、未来を担う子どもたちを育む環境づくりに取り組むため、放課後等における安全・安心していただける子どもの居場所づくりとして「地域子ども教室」を設置します。

「地域子ども教室」では、子どもたちが様々な体験活動を行うとともに、地域住民との交流を図っていきます。

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> 「地域子ども教室」を積極的に利用します。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> 小学校の図書室や公民館等に「地域子ども教室」を設置します。 「地域子ども教室」での様々な体験活動や地域住民との交流を促進します。
地域は
<ul style="list-style-type: none"> 「地域子ども教室」の活動指導員、安全管理指導員として積極的に関わります。

【数値目標等】

	現状値	目標値
地域子ども教室実施箇所数	16箇所（2004年度）	72箇所（2006年度）

※ **生涯スポーツの振興**

各種大会の開催、地域への指導者の派遣、子どもから高齢者まで気軽にできるニュースポーツ講習会、スポーツ指導者を養成するための指導者講習会の開催や学校施設を開放し、地域の交流を推進します。

第5章 計画の内容 基本方針3 基本施策3 地域における教育力の向上

家庭は
<ul style="list-style-type: none">・ 普段からの健康づくりやスポーツ活動を日常の生活へ取り入れます。
行政は
<ul style="list-style-type: none">・ 子どもたちを対象とした各種大会を充実します。・ 各種大会の広報、新聞報道、ホームページなどを利用した周知及び参加を呼び掛けます（HAPPYスポーツ塾、ふくやまスポーツクラブ、わくわくヨット教室、地域スポーツ教室、スポーツデリバリーサービス事業、陸上競技場で遊ぼうDAY、竹ヶ端運動公園フットサル大会、ローズアリーナフェア、ふくやまマラソン大会など）。
地域は
<ul style="list-style-type: none">・ 各種団体と協力し、地域住民に各種大会や行事などへの参加を呼び掛けます。



4

次代の親の育成

現状と課題

福山市（旧福山市、旧内海町、旧新市町、旧沼隈町）における一般世帯数の推移をみると、1975(昭和50)年の100,255世帯から2000(平成12)年には146,676世帯へ46,421世帯の増加となっていますが、家族類型別の推移をみると、「夫婦のみ」又は「単身」世帯の増加が顕著となっているのに対し、「3世代」世帯は減少が続いています（P18～20参照）。

また、合計特殊出生率も年々減少していることなどから、本市においても核家族化や少子化が進行していることがうかがえます（P17参照）。

このような状況の中、子ども同士や子どもたちが赤ちゃんと接する機会が減少し、親となつてからの子育てに対して様々な面でマイナスの影響を及ぼしているのではないかと考えられています。

今後の方向性

次世代を育む親となる小中学生及び高校生が乳幼児と出会い、ふれあい、交流するため、学校における体験活動や保育所、幼稚園などの世代間交流事業の推進、地域の公的施設を活用した将来の子育てに関する貴重な予備体験をすることにより、乳幼児の発達、生命や性について学習し、将来子どもを産み、育て、親となることに希望を持ち、喜びを感じる環境を整備します。

具体的な施策

※ 豊かな心の育成

ボランティア活動や乳幼児との交流などの社会体験活動や自然体験活動を通し、豊かな心の育成を推進します。

行政は

- ・ ボランティア活動や乳幼児との交流などの社会体験活動や自然体験活動を充実させます。

※ 思春期の保健対策

(P55参照)

※ 世代間交流事業

保育所において老人会などと連携し、伝承遊びなどを通じた触れ合いや異年齢との遊びなどの中で、高齢者や小学生との世代間交流を実施し、地域の子育て機能を充実するための取組を行っています。

家庭は
・ 保育所や地域などが実施する行事等に積極的に参加することで、地域とのきずなを形成します。
行政は
・ 保育所での世代間交流事業を充実します。
地域は
・ 保育所や地域などが実施する行事等へ積極的に参加します。



(高齢者との交流)

5

児童生徒の健全育成の推進

現状と課題

近年、家庭や地域の教育力の低下を背景として、子どもの「生きる力」を育むうえで、子どもの生活体験や自然体験の不足が指摘されています。

青少年の時期に、学校の内外におけるボランティア活動や体験活動を推進するなど、多様な体験活動の機会を充実し、豊かな人間性や社会性等を培っていくことが必要とされています。

また、核家族化の進行に伴い、子育ての伝承を行うことが難しく、祖父母の持つ無条件に受容する力を児童が体験する機会が少なくなっています。

本市では、2002(平成14)年度に、新子どもプランに基づく事業計画を策定し、その中で「子ども放課後・週末活動等支援事業」(地域教育力活性化モデル事業)を実施し、子どもたちの体験活動の機会を提供し、地域教育力の促進に努めています。

今後の方向性

学校におけるボランティア活動や乳幼児との交流などの社会体験活動や自然体験活動の充実を図るとともに、性の逸脱行為や少年の問題行動などに対し、関係機関と連携しながら児童生徒の健全育成を推進していきます。



(ボランティア活動)

具体的な施策

※ 放課後児童クラブ事業

(P71 参照)

※ 自然研修センター事業（福山市自然研修センター（ふくやまふれ愛ランド））

(P78 参照)

※ 豊かな心の育成

(P81 参照)

※ 児童生徒の健全育成の啓発、指導

学校においては、「福山市学校教育ビジョン」に基づき、「豊かな心」の育成をめざして取組を行っています。性の逸脱行為については、性教育を通して、正しい知識を身に付けさせます。また、少年の問題行動等については、関係機関と密接な連携を図る中で対応します。

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てのことで相談したいときは、気軽に学校や教育委員会などへ相談します。 ・ 望ましい生活習慣付けを行います。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 性の逸脱行為等については、保健の教科をはじめ、特別活動や道徳教育等での指導を行います。 ・ 少年の問題行動等については、具体的なケースに対して関係機関と連携した組織的な対応を推進します。 ・ スクールカウンセラーと教師とが一体となり家庭に対する支援を行います。 ・ 警察のサポートセンターとの連携を行います。
地域は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 少年の問題行動を発見したときは注意をします。 ・ 少年の問題行動についての地域住民への啓発を行います。 ・ 少年の問題行動などについての学習と地域での子育て力の向上を図ります。

※ 世代間交流事業

(P82 参照)

※ 体験活動ボランティア活動支援センター事業の充実

(P78 参照)

※ 子どもの居場所づくり事業（地域子ども教室）の推進

(P79 参照)

第5章 計画の内容 基本方針3 基本施策5 児童・生徒の健全育成の推進

※ 読書活動推進に向けた整備

子どもたちの学力向上を図るためには、学力、対人能力の基盤としての言葉の教育が重要であることから、図書館の蔵書の充実を図るとともに、読書に親しむ環境づくりを推進します。

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館などで実施する読書活動へ参加します。 ・ 家庭でも子どもに本を読み聞かせ、また、子ども自身が本を読むことの習慣付けを図ります。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての子どもが様々な機会や場所において自主的に読書活動を行うことができるようライフステージに合わせた環境整備を推進します。 ・ 学校、図書館その他の関係機関等との連携を強化します。(乳幼児へのサービスとしては、絵本と出会うふれあい事業、あかちゃんといっしょのおはなし会、おはなしのじかんなど、児童へのサービスとしては、おはなし会、工作教室、レファレンスサービス、ビデオ上映会など、青少年へのサービスとしては、ヤング図書の充実などを行います。)
地域は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館などで行う図書の貸出しを利用します。 ・ ボランティアによる図書の読み聞かせを実施します。

※ こどもエコクラブ事業

一人ひとりが環境への関心と理解を深め、具体的な行動を行うことにより、社会経済活動やライフスタイルを環境負荷の少ないものに転換していくため、子どもたちに地域の中で楽しみながら主体的に継続的な環境活動・学習を行う機会を提供し、支援していきます。

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境問題に対し関心をもち、理解を深め、問題解決能力を養います。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在における環境問題が将来に及ぼす影響などについて情報提供し、環境問題を解決するための啓発を行います。 ・ 「こどもエコクラブ」への参加を呼び掛けます。 ・ 体験的な環境学習会、交流会などクラブが地域に根ざした活動ができる支援を行います。
地域は
<ul style="list-style-type: none"> ・ クラブ同士で連携し、人や自然とつながる機会を提供します。 ・ 各クラブの活動の展開を更に充実していくための支援をします。

6

地域全体との協働による子育て支援の推進

現状と課題

子育て家庭が安心して心豊かに暮らしていくためには、行政だけではなく、関係機関や地域住民、民間団体が協働して子育て家庭を支援する仕組みづくりが必要です。

そのため、地域子育て支援センター事業や子育て支援ボランティアの養成等を通じて、地域住民の子育て力の向上を図るとともに、NPOや子育てサークルなど民間団体と市や関係機関が実施する子育て支援事業の情報交換を進める中で行政と地域住民、関係団体が協働して子育て支援を推進する必要があります。

今後の方向性

様々な子育て支援事業を実施する団体などと一体となり、育児不安や子育て家庭の孤立化を予防し地域全体で子育て家庭を見守り、支え合うネットワークづくりを推進していきます。

具体的な施策

※ 子育て支援交流事業の充実

(P77 参照)

※ 子育て支援ボランティア事業

(P46 参照)

※ 地域住民、民間団体の子育て力の育成と協働

行政と地域住民、関係団体とが協働して子育てを推進し、地域子育て支援センター事業や子育て支援ボランティアの養成等を通じて、地域住民の子育て力の育成を図ります。

また、NPOや子育てサークルなど民間団体と市や関係機関等が実施する子育て支援事業の情報交換を推進します。

第5章 計画の内容 基本方針3 基本施策6 地域全体との協働による子育て支援の推進

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域などが実施する子育て支援事業へ積極的に参加します。 ・ 近隣の住民とコミュニケーションを取ります。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援センター事業や子育て支援ボランティアの養成等を通して、地域の子育て力の向上を支援します。 ・ NPO等民間団体と市などが実施する子育て支援事業の情報交換を推進します。 ・ 行政と地域、関係団体とが協働した子育て支援を推進します。
地域は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会行事などを通して、子育て家庭と交流します。 ・ 地域でできる子育て支援事業を実施します。 ・ 行政などが実施する子育て支援事業へ参加し、子育てに関する知識や情報を収集します。

※ 地域全体で子育てを見守り、支え合う活動の推進

地域に密着した日常的な児童委員活動や民生委員児童委員協議会の取り組む子育て支援活動、児童の健全育成活動と連携し、育児不安や子育て家庭の孤立化を防ぐとともに、児童虐待の予防・早期発見に努め、地域全体で子育てを見守り、支え合うネットワークづくりを推進していきます。

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域などが実施する子育て支援事業に積極的に参加します。 ・ 子育てのことで相談したいときは、気軽に地域を担当する児童委員へ相談します。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童委員活動の活性化を図ります。 ・ 児童委員と住民とが信頼関係を築くための支援を行います。 ・ 単位民生委員児童委員協議会が行う子育て支援・児童健全育成事業の住民への周知と活動を支援します。
地域は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童委員と協力し、地域での子育て支援・児童健全育成事業への積極的な参画を行います。 ・ 支援が必要と思われる家庭を発見したときは、児童委員に早期に連携します。 ・ 児童虐待を発見したときは、児童委員や市、児童相談所等へ速やかに通告します。

基本方針4

援助を必要とする子育て家庭への支援

1

児童虐待防止対策の充実

現状と課題

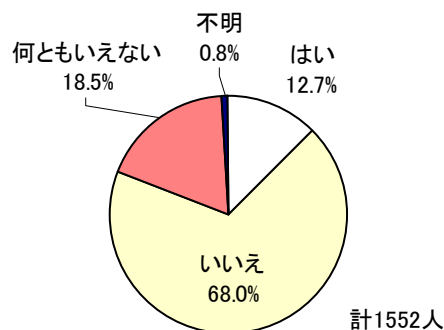
核家族化により地域との関係が希薄化し、家庭における養育力の低下や地域の子育て力の低下により、これまで家族や近隣の人から得ることができた子育ての支援や知識が得られにくくなり、子育てに関して不安や負担感をもつ親が多くなっています。

また、旧福山市が実施したニーズ調査においては、子育てに関して悩んでいることについて、経済的な悩みを除くと子どもの健康面やしつけ、いじめに関するものの割合が高く、更に、気軽に相談できる人がいない人はいる人と比較して自分が虐待しているのではないかという不安を抱いている割合が高くなっています。

子どもの人権を著しく侵害する児童虐待の防止への対応については、これまでも福祉、保健、医療、教育などそれぞれの分野において取り組んでいるところですが、2000(平成12)年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、全国の児童相談所に寄せられる虐待に関する相談件数は、ここ数年急増し続け、2003(平成15)年では約2万6千件となっています。

本市においても、広島県福山児童相談所の集計によると2002(平成14)年度においては166件、2003(平成15)年度においては149件の児童虐待の相談が寄せられており、児童虐待を未然に防止するための的確な対応が求められています。

■虐待していると思ったことがあるか（就学前）



資料：福山市次世代育成支援に関するニーズ調査

今後の方向性

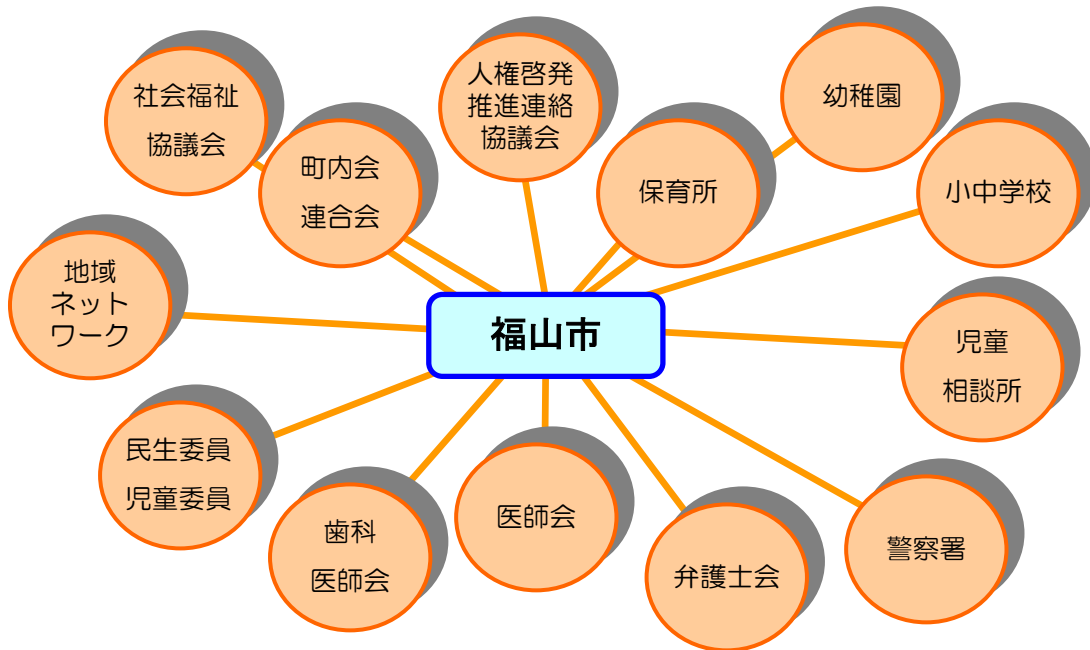
児童虐待防止のための様々な取組の推進や市における相談窓口を周知し、各部署との連携を強化するとともに、福祉、保健、医療、教育などの関係機関や地域の住民が連携することにより、児童虐待を未然に防止し、また、早期発見・早期対応、アフターケアなど児童虐待を受けた子どもが健全に成長し、家庭の自立を促していくためのネットワークづくりを推進していきます。

具体的な施策

※ 児童虐待防止ネットワークの構築

児童虐待防止のための相談窓口を周知するとともに、福祉、保健、医療、教育などの関係機関や地域と連携することにより、児童虐待を未然に防止し、児童虐待を受けた子どもが健全に成長し、家庭の自立を促していくためのネットワークづくりを推進していきます。

■福山市児童虐待防止ネットワーク構成図



第5章 計画の内容 基本方針4 基本施策1 児童虐待防止対策の充実

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てのことで相談したいときは、気軽に市の相談窓口や児童相談所などへ相談します。 ・ 家族全員で子育てを支援します。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止ネットワークを構築します。 ・ 児童虐待防止のための正しい知識の普及と意識啓発を行います。 ・ 児童虐待の防止に関係する職員等の研修を充実します。 ・ 児童虐待の防止に携わる関係機関の育成と支援を行います。 ・ 児童虐待が起こった家庭が自立するための各種支援事業を推進します。 ・ 児童虐待に関し、気軽に相談できる仕組みづくりや家庭への働きかけを行います。
地域は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の児童虐待の発生予防のため、行政や関係団体等と協力します。 ・ 児童虐待の防止や再発防止のため、子育て家庭との積極的なかかわりを持ちます。 ・ 児童虐待を発見したときは、児童相談所又は市へ通告します。 ・ 行政と協力し、児童虐待が起こった家庭に対する見守りと自立の支援を行います。

【数値目標等】

		現状値	目標値
虐待していると思 ったこと	就学前児童	12.7% (2003年度)	減少 (2009年度)
	小学校児童	9.3% (2003年度)	

※ 子育て支援ボランティア事業

(P46 参照)

※ 育児支援家庭訪問事業

子どもの養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に訪問し、必要な助言、指導等を行うことにより、家庭での安定した児童の養育ができるよう支援します。

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問時、子育てに関する不安などについて相談します。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師、保育士、助産師等の資格を有する者が家庭訪問し、子育てに関する指導や相談、情報提供を実施します。 ・ 家庭訪問による相談、指導等により保護者の育児不安やストレスの解消に努めます。
地域は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児支援家庭訪問事業を紹介します。

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

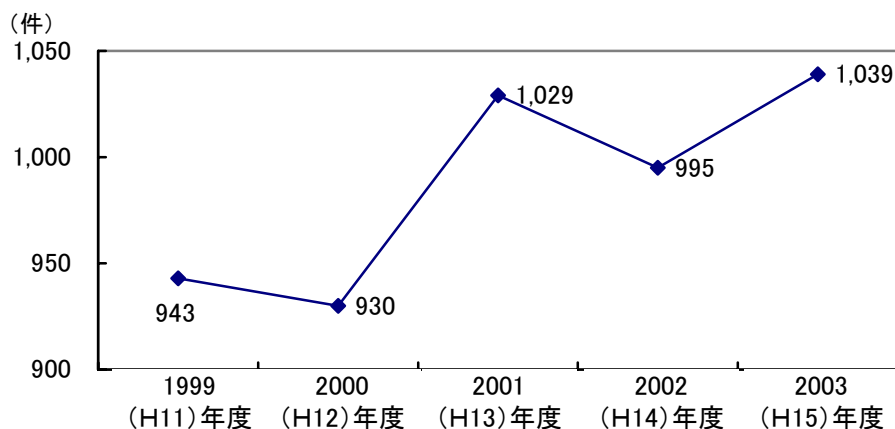
人口動態統計によると福山市（旧福山市、旧内海町、旧新市町、旧沼隈町）においては、2001(平成13)年から離婚件数が増加しています（下図参照）。

また、国勢調査によると年々ひとり親家庭は増加し、父親と子どもの世帯に比べ母親と子どもの世帯数は顕著に増加しています（下図参照）。

ひとり親世帯では、就労や子育てなど数多くの問題を抱えているケースが多く、社会経済環境の変化とあいまって複雑化しています。

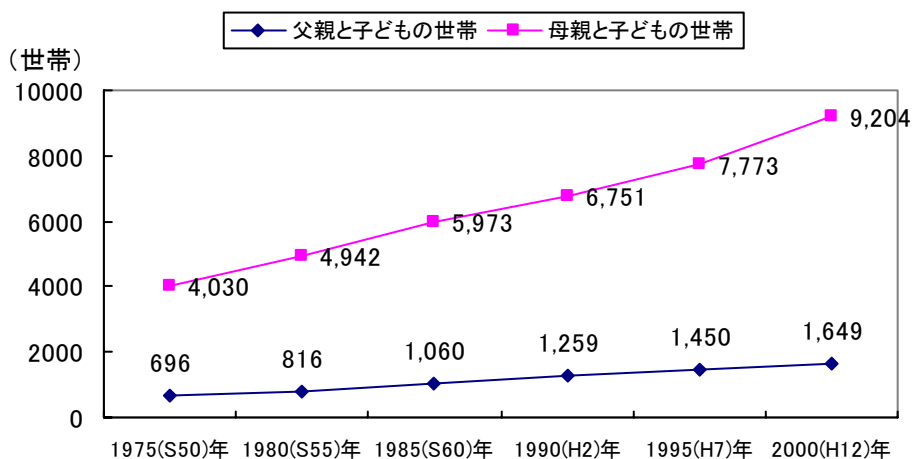
母子世帯と父子世帯には、共通する問題もありますが、母子世帯は、経済的に不安定な状況に置かれることが多く、父子世帯は、経済的な問題よりも家事、育児等に対する不安を多く抱えています。

■ 離婚件数の推移



■ ひとり親家庭の推移

資料：人口動態統計



資料：国勢調査

今後の方向性

ひとり親家庭それぞれの実情に応じた対応がとれるよう、相談支援体制を強化するとともに、保育所入所の際の配慮や各種手当、貸付金制度などの経済的支援、就労支援などひとり親家庭が自立するための支援を実施し、生活の安定、向上のための施策を推進します。

具体的な施策

※ ひとり親家庭等自立支援事業

就労するために有効な資格の取得の際に要する費用の一部の助成や保育士、看護師など特定の資格を取得する期間に係る給付金の支給、非常勤から常勤に雇用する企業に対して奨励金を支給するなど、ひとり親家庭が自立するための支援を推進します。

行政は

- ・ 就労するために有効な資格の取得の際に要する費用の一部を助成することにより、ひとり親家庭の自立の支援を図ります。(自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業、常用雇用転換奨励金事業)

※ 母子保護の実施

母子家庭の健全な生活環境を確保するため、施設内の生活だけでなく、他の母子生活支援施設や地域との交流など、地域社会全体で母子家庭の自立が支援できるよう積極的に取り組みます。

家庭は

- ・ 自立に向けた努力をします。

行政は

- ・ 母子生活支援施設での自立のための指導を行います。
- ・ 入所者の生活環境の向上を図ります。

地域は

- ・ 母子生活支援施設での行事への参加や交流を通して自立の支援を行います。

※ 母子相談事業

家庭児童相談室における相談を充実し、子育て家庭の自立に向けた支援を推進します。

行政は

- ・ ひとり親家庭自立支援員による母子が抱える様々な相談を受けることにより、アドバイスや自立に向けた指導、支援を行います。

※ ひとり親家庭への経済的支援

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、遺児年金、母子及び寡婦福祉資金貸付金などの支援を行うことで、ひとり親家庭の経済的な負担を軽減します。

3

障害児施策の充実

現状と課題

「ノーマライゼーション」の理念の下に、障害のある子どもや難病を抱える子どもたちが福山市を構成する社会の一員として主体的に成長できるよう支援していくことが必要です。

障害のある子どもを支援していくため、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設での受入れや児童デイサービス、重症心身障害児（者）通園事業、外来相談、また、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ事業においても障害児の受入れを実施しています。

教育に関しては、これまでの「特殊教育」から「特別支援教育」への転換を図ろうとする国の方向性が示されており、乳幼児から学校卒業までの一貫した相談支援体制の整備や保健、福祉、医療、労働などの各分野との連携、通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の児童生徒を含め、障害児学級に在籍する障害のある児童生徒への学校としての全体的・総合的な対応が求められています。

今後の方向性

保育所、幼稚園、学校へ通所、通学する児童生徒の障害が多様化、重度化していることから、それに対応できる新たな取組を図ります。

具体的な施策

※ 障害児の教育

障害のある幼児、児童生徒の教育的ニーズを把握し、必要かつ適正な個に応じた教育を推進します。

また、拠点校による教育内容、施設設備、専門的な指導の充実を図ります。

行政は

- ・ 児童の実態や就学前施設での状況、児童相談所、医療機関等と連携した総合的な判断による適切な教育を実施します。
- ・ LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対する理解と対応について教職員の資質向上のための研修を実施します。
- ・ 「特別支援教育」に向けて、教育相談体制や校内支援教育体制の整備について検討します。

第5章 計画の内容 基本方針4 基本施策3 障害児施策の充実

■ 障害児学級の状況

	幼稚園	小学校	中学校	実施施設
知的障害児学級		42校	18校	
難聴児学級	1園（西幼稚園）	1校（2学級）	1校（1学級）	西小学校、城北中学校
言語通級指導教室		4校（5教室）		霞（2）、御幸、深津、伊勢丘
情緒障害児学級		30校	17校	
情緒通級指導教室		1教室		霞
肢体不自由児学級		4校	2校	
病弱学級		1校		御幸
院内学級		1校		川口

資料：市調べ（2004（H16）年5月1日現在）

※ 放課後児童クラブ事業

（P71 参照）

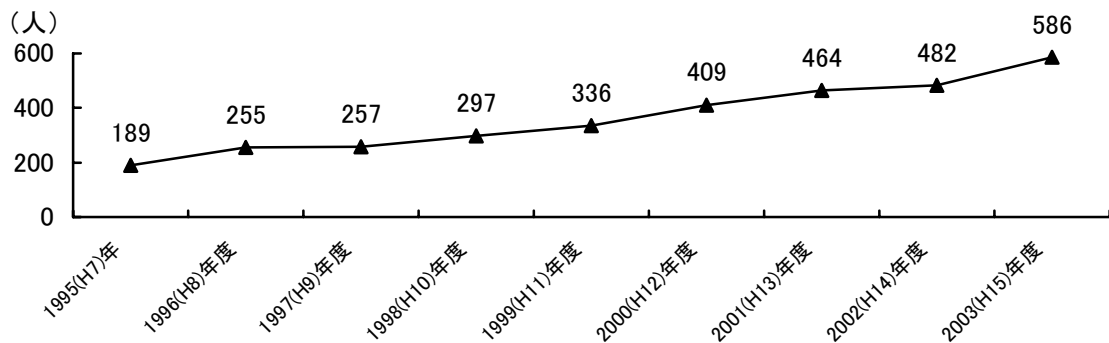
行政は
・ 障害児学級在籍等の児童について小学第1学年から第6学年まで実施します。

※ 障害児保育

福山市障害児保育運営委員会と連携しながらすべての保育所において児童にとってより良い保育を実践します。

家庭は
・ 子どもを中心に据えた、適切な進路を選択します。
行政は
・ 障害児の保育内容を充実するため、研修の充実を行います。
・ 福山市障害児保育運営委員会との連携により、児童にとってよりよい保育を保障します。
地域は
・ 一人ひとりの違いが認め合える地域を実現します。

■ 障害児保育の推移



資料：市調べ（各年度3月31日現在。旧沼隈町を除く。）

第5章 計画の内容 基本方針4 基本施策3 障害児施策の充実

※ ことばの相談室

福山市内に在住の就学前児童で、言語の発達に課題がある児童を専門的に指導・援助し、その軽減・克服を図ることによって、心身の健全な成長と発達を促進します。

行政は

- ・ 発音について保育所（4箇所）、幼稚園（3箇所）における専門的な指導と支援を行います。

※ 療育相談・療育支援システム

疾病や障害を早期に見出し、適切な支援を行います。

行政は

- ・ 「療育支援システム」の整備及び支援を行います。
- ・ 1回当たりの健康診査の受診者数の見直しなど乳幼児健診の機能を強化します。
- ・ 民生委員・児童委員、子育て支援ボランティアなどと協力し、幼児健診の未受診者を把握します。

※ 支援費制度の充実

障害のある児童に早期療育を提供することにより、健全な発達を支援するとともに、児童居宅介護事業、児童デイサービス、児童短期入所事業等の各種サービスを提供することで、保護者の負担の軽減を図ります。

家庭は

- ・ 早期の療育を実施します。

行政は

- ・ 各施設や相談事業所との連携や保護者の希望その他の状況を総合的に判断し、支援費のサービス支給量を決定します。（児童居宅介護事業、児童デイサービス、児童短期入所事業）

地域は

- ・ 地域での見守り等により、障害児が暮らしやすい環境づくりを推進します。

※ 重症心身障害児（者）通園事業

在宅の重症心身障害児に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能などに係る訓練、指導や保護者に対し、家庭での療育技術の指導を行います。

家庭は

- ・ 早期の療育を実施します。

行政は

- ・ 各施設や相談事業所との連携や保護者の希望その他の状況を総合的に判断し、支援費のサービスを決定します。

地域は

- ・ 地域での見守り等により、障害児が暮らしやすい環境づくりを推進します。

※ 水中活動モデル講座

すこやかセンターの水浴訓練室で障害児（者）を対象にその指導者やボランティアの育成、障害の内容などによる指導メニューの確立を目的として福山市医師会と連携して実施しています。

行政は

- ・ 障害児（者）等利用者にとって高度な専門性と安全性を確保します。
- ・ 水中活動の指導者やボランティアの育成を図り、情報提供をします。

基本方針5

子育て家庭にやさしい安全・安心な生活環境の整備

1

安全で、安心して子育てができるまちづくりの推進

現状と課題

妊産婦、乳幼児を連れた保護者をはじめ、高齢者、身体障害者等が自立した日常生活及び社会生活を確保する重要性が増大する中で、これまでのバリアフリーを更に進め、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組づくりを行うユニバーサルデザインの考え方が浸透し始めています。

本市においても、2001(平成13)年に庁内組織である「福山市ユニバーサルデザイン推進会議」を設置し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた事務事業や公共施設、道路等の整備に取り組んでいます。

今後の方向性

ユニバーサルデザインの推進体制や啓発の充実に努めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づく社会資本整備の一層の推進を図ります。

また、自主的な防犯機能の向上のための地域活動の拡大を進めます。

具体的な施策

※ ユニバーサルデザインの推進

公共施設や公共交通機関を利用する妊産婦、高齢者、身体障害者等の移動の利便性及び安全性の向上に努めます。

また、年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、すべての人が自由に活動し、安全・安心で快適な暮らしができる社会づくりをめざし、総合的かつ効果的にユニバーサルデザインを推進します。

道路における交通安全施設整備や安全かつ快適で利用しやすい生活環境の整備を促進するとともに、国、県、市、市民による現地調査に基づき、交通事故多発箇所を把握するなど安全な道路交通環境を整備します。

第5章 計画の内容 基本方針5 基本施策1 安全で、安心して子育てができるまちづくりの推進

家庭は
<ul style="list-style-type: none">ユニバーサルデザインの理解を深めます。心のユニバーサルデザインを実践します。
行政は
<ul style="list-style-type: none">ユニバーサルデザインを啓発します。公共施設等への多目的トイレの設置などユニバーサルデザイン化の整備に努めます。(道路、歩道の段差の解消等の推進)
地域は
<ul style="list-style-type: none">ユニバーサルデザインの理解を深め、地域で支え合うことができるまちづくりを推進します。心のユニバーサルデザインを実践します。

※ 生活安全モデル地域の指定

生活安全モデル地域を指定し、住民参加の下、安心して子育てができる安全なまちづくりを推進します。

家庭は
<ul style="list-style-type: none">各家庭における防犯意識の醸成と備えを徹底します。
行政は
<ul style="list-style-type: none">新たな生活安全モデル地域の指定を行います。
地域は
<ul style="list-style-type: none">自主的な防犯活動及び意識の啓発により、地域の防犯力を向上します。

2

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状と課題

社会経済環境の急速な変化に伴い、犯罪の多様化、凶悪化、低年齢化が進行しています。この背景には、住民の連帯意識や規範意識の希薄化など、地域社会の変容により、地域が本来有していた自主防犯機能が低下していることも一因として考えられます。

本市においては、警察を中心に防犯体制の整備を進めるとともに、青少年の非行防止諸運動として1958(昭和33)年に学区青少年補導員協議会を設置し、補導活動をはじめ、子どもの安全確保など地域社会における諸活動を行うとともに、毎年7月に「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」として非行防止策の諸事業を集中的に実施しています。

また、「出会い系サイト」などによる性の逸脱行為や被害、覚せい剤等薬物乱用問題、飲酒・喫煙の弊害など青少年の非行化や問題行動は年々悪化し、青少年の健全な育成の更なる推進が必要となっています。

本市においては、1979(昭和54)年に福山市青少年社会環境浄化モニター協議会を設置し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある環境や行為から青少年を保護育成するために、青少年を取り巻く環境の実態調査やビラの撤去等効果的な活動を行うとともに、関係業者に自主規制の要請・依頼を行っています。

今後の方向性

「子ども110番の家」の更なる周知、関係機関、関係団体との情報交換や緊密な連携を取ることにより、地域と一体となって青少年の保護育成を図ります。

具体的な施策

※ 子どもの安全確保

保育所、幼稚園、学校、家庭、地域が一体となった危機管理体制を確立し、子どもの安全確保に努めます。

行政は

- ・ 小学校への緊急通報システムを導入します。
- ・ 保育所、幼稚園でのセキュリティー対策を行います。
- ・ 安全確保のための保育所、幼稚園、学校、家庭、地域の連携を強化します。
- ・ 危機管理マニュアルによる安全の確保を図ります。
- ・ 生徒指導体制を確立します。

第5章 計画の内容 基本方針5 基本施策2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

※ 非行防止活動の推進

青少年補導員協議会など関係機関、関係団体の正副会長会議の開催を推進するとともに、地域における研修会を実施する中で関係機関、関係団体の連携強化を図ります。

家庭は
・ 加害者にも被害者にもならないための家族全員によるコミュニケーションを図ります。
行政は
・ 関係機関、関係団体等に対する情報提供や連携を強化することにより活動を支援します。 ・ 関係機関、関係団体等の会議及び研修を充実します。
地域は
・ 行政や関係機関、関係団体等との連携を強化します。

※ 「子ども110番の家」推進事業

子どもや地域住民に対する防犯のための対応マニュアル等の更なる周知を図るとともに、学区青少年補導員協議会や警察等を中心に関係機関、関係団体、地域の住民と連携し、子どもを被害から守る活動の支援を行います。

行政は
・ 防犯意識の啓発やPRの推進を行います。 ・ 「子ども110番の家」の表示プレートや対応マニュアルを作成し、配布します。 ・ 地域での活動に対する支援を推進します。
地域は
・ 被害の発生予防のため、行政や関係団体等との協力を行います。 ・ 被害の発生予防のため、住民への協力の呼び掛けと啓発を行います。 ・ 被害の発生予防のため、自主的パトロールを行います。 ・ 子どもへの安全確保のための指導を行います。

3

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

インターネットの普及、各種メディア等が提供する情報、有害図書の販売等、情報化社会の進展及び少子化、核家族化に伴う家庭の教育力の低下、地域社会における人間関係の希薄化等により、子どもによる非行は、凶悪化、粗暴化、低年齢化の傾向が進んでおり、非行と被害の両面で深刻な状況にあります。

今後の方向性

子どもの健全育成を社会全体の責務としてとらえ、行政、関係機関、関係団体等が連携・強化する中で、家庭、学校、地域が一体となり、総合的な取組を推進します。

具体的な施策

※ 社会環境浄化活動の推進

行政、関係機関、関係団体等が連携・強化する中で、家庭、学校、地域が一体となって、青少年の健全育成のために総合的な取組を推進します。

行政は

- ・ 関係機関、関係団体等と連携を強化する中で環境浄化を推進します。
- ・ 関係業界に対する社会環境の浄化への協力を要請します。

地域は

- ・ 行政や関係機関、関係団体等と協力し、社会環境の浄化を推進します。
- ・ 特に有害情報を発見したときは、行政や関係機関、関係団体等と連携を図ります。

4

子どもの交通安全を確保するための活動の推進

現状と課題

モータリゼーションの進展による自動車交通量の量的拡大に加え、生活の24時間化に伴う夜間交通が増大するなど子どもを取り巻く交通環境の安全に配慮することが必要です。

本市では、各年齢層に応じた交通安全教育・意識啓発に努めるとともに、交通安全施設の整備や自転車駐輪場の整備などを推進しています。

今後の方向性

交通安全教室の内容の充実など交通安全の指導・啓発や情報提供を推進し、児童生徒の交通災害からの防止や通学・通園時の交通マナーの指導、チャイルドシートの着用の徹底などを保護者を含めて交通安全の意識啓発を図ります。

具体的な施策

※ 交通安全教室

交通安全の指導・啓発や情報提供を推進するとともに、交通安全教室の内容を充実します。また、通学・通園時の交通マナーの徹底を図ります。

家庭は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通マナーを遵守します。 ・ 危険な場所を家族で認識し、交通安全に取り組みます。
行政は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通公園において参加体験実践型の教室を開催します。 ・ 交通安全教育専門員を派遣し、移動安全教室を開催します。 ・ 交通指導員により安全の確保と交通指導を行います。 ・ 通学・通園時の交通マナーを徹底します。 ・ 「交通安全ファミリーランド」の開催により交通安全の意識啓発をします。 ・ 保育所、幼稚園、学校など施設の周辺の危険箇所を把握し、交通安全対策に取り組みます。
地域は
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の自主的な交通安全活動を行うとともに、交通マナーの向上を図ります。 ・ 地域の交通量が多い場所など危険が予測される箇所を把握し、改善します。

※ **チャイルドシートの着用の徹底**

チャイルドシート着用状況調査をするとともに着用についての指導・啓発を推進します。

家庭は
<ul style="list-style-type: none">・ チャイルドシートの着用を徹底します。・ チャイルドシートの正しい着用方法を習得します。
行政は
<ul style="list-style-type: none">・ チャイルドシートの着用についての指導や啓発を行います。
地域は
<ul style="list-style-type: none">・ 地域における交通安全活動の一環としてのチャイルドシートの着用方法と意識を徹底します。





資料編

資料編

1

次世代育成支援対策推進法

公布：平成15年7月16日法律第120号

施行：平成15年7月16日

(附則第1条ただし書前段：平成15年8月22日，同後段：平成17年4月1日)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

資料編

(事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
 - 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児

の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 5 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（都道府県行動計画）

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 5 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

資料編

6 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する国の援助)

第十一条 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第三項の規定による届出をした一般事業主

からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

資料編

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第十二条第一項又は第三項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
 - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。）であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

- 2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。
- 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第一項の指定の手續その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

資料編

- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章 雑則

(主務大臣)

第二十二條 第七條第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

- 2 第九條第四項及び第十條第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

(権限の委任)

第二十三條 第十二條から第十六條までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

第二十四條 第十六條第五項において準用する職業安定法第四十一條第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六條第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第二十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四條第二項の規定に違反した者
- 二 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六條第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若し

くは虚偽の陳述をした者

四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

以上

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

一、すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

三、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

四、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。

五、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。

六、すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

七、すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

八、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十、すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一、すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二、すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

制定 1966年11月3日

改定 1983年4月1日

前文

私たちは恵まれた自然の中に育った 福山の市民です

私たちの福山市は たくましい市民の不屈の精神によって築かれ 大きく発展しつづけている希望の町です

私たちは 福山市民であることに誇りと責任をもち お互いのしあわせをねがい よい市民となるために市民憲章を定め 心のよりどころとします

本文

1. 心に太陽をもち 胸をはって元気に働きましょう

1. 小さな親切を 勇気をもって行いましょう

1. きまりを守り よい習慣をつくりましょう

1. 子どもたちのために 明るい家庭と美しい町をつくりましょう

1. 文化を育て 健康で平和な社会を築きましょう

1. 人権を尊重し 差別のない人間関係をつくりましょう

4

次世代育成支援対策行動計画策定委員会設置要綱

1 設置

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づき次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定するため、次世代育成支援対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 組織

- (1) 委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。
- (2) 委員会は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

市長室長、総務部長、財政部長、経済部長、保健福祉部長、福祉担当部長、保健所長、保健所次長、児童部長、市民生活部長、建設部長、土木担当部長、農林土木当部長、都市担当部長、建築担当部長、教育委員会事務局管理部長、同学校教育部長、同社会教育部長

3 委員長

- (1) 委員長は、岡崎助役とする。
- (2) 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長

- (1) 副委員長は、開原助役とする。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 幹事

- (1) 委員会に幹事を置く。
- (2) 幹事は、所掌事務に関連の課の長のうちから委員長が指名する。
- (3) 幹事は、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

6 幹事長

- (1) 幹事会に幹事長を置く。
- (2) 幹事長は、児童部子育て支援課長とする。
- (3) 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

7 会議

- (1) 会議は、委員長が招集する。
- (2) 委員長は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- (3) (1) 及び (2) の規定は、幹事会に準用する。

資料編

8 庶務

委員会の庶務は、児童部子育て支援課において、総括し、及び処理する。

9 雑則

この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

10 施行期日

この要綱は、2003年9月4日から施行する。

この要綱は、2004年4月30日から施行する。

(以降の改正期日略)

5

福山市次世代育成支援対策推進懇話会設置要綱

1 設置

次世代育成支援対策の推進について広く意見を聴くため、福山市次世代育成支援対策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

2 所掌事務

懇話会は、福山市が次世代育成支援対策の推進について必要な意見を述べる。

3 組織

懇話会は、委員15人以内で構成する。

4 委員の任命

委員は、市議会議員、医師、学識経験者、児童福祉関係団体の関係者及びその保護者の代表者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期等

- (1) 委員の任期は、所掌事務が終了するまでの期間とする。
- (2) 委員は、非常勤とする。

6 会長

- (1) 懇話会に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- (3) 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代表する。

7 会議

懇話会の会議は、会長が招集する。

8 資料の提出等の要求

懇話会は、必要があると認めるときは、関係人の意見を聴くことができる。

9 庶務

懇話会の庶務は、児童部子育て支援課において処理する。

資料編

10 雑則

この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が、懇話会に諮って定める。

11 施行期日

この要綱は、2003年11月17日から施行する。

この要綱は、2004年4月30日から施行する。

懇話会委員名簿

名前	所属団体	期間
池田政憲	福山市医師会	2003年度, 2004年度
石部元雄	筑波大学名誉教授	2003年度, 2004年度
上野健二	福山市議会	2003年度
浦上峰代	福山母子寡婦福祉連合会	2003年度
木村真知子	連合広島福山地域協議会	2003年度, 2004年度
蔵田郁子	福山市PTA連合会	2003年度, 2004年度
蔵本 久	福山市議会	2004年度
栗原 潔	福山市公立小学校長会	2003年度, 2004年度
河本良登	福山市私立幼稚園協会	2003年度, 2004年度
小畠公是	福山市保育所保護者会連合会	2003年度, 2004年度
下井嘉子	福山市連合民生・児童委員協議会	2003年度
杉野敏子	福山市母子寡婦福祉連合会	2004年度
高橋都美子	福山市連合民生・児童委員協議会	2004年度
高橋 実	福山市立女子短期大学	2003年度, 2004年度
難波富江	福山市法人立保育所協議会	2003年度, 2004年度
久田数枝	福山市幼稚園PTA連合会	2003年度
藤坂真治	福山人権保育連絡会	2003年度, 2004年度
細木宣男	福山市医師会	2003年度, 2004年度
和田初代	福山市幼稚園PTA連合会	2004年度

(五十音順・敬称略)



用語集

用語集



掲載ページ	用語	解説
1	第三次福山市総合計画後期基本計画	1995（H7）年に2005（H17）年度を目標として策定された福山市のまちづくりの基本理念と将来都市像及びそれを実現するための基本目標を定めた計画
1	健康ふくやま21	生活の質の向上や安心できる母子保健を重点目標として2003（H15）年に2012（H21）年度を目標として策定された市民の健康づくりのための計画
1	福山市学校教育ビジョン	21世紀を担う人材の育成を目指すため、2003（H15）年に福山市の学校教育方針を示すものとして作成されたもの
4	合計特殊出生率	一人の女性が一生（15～49歳）の間に産む子どもの数
8	労働力人口	15歳以上の者で、就業者及び就業したいと希望し、求職活動をしているが仕事についていない者（完全失業者）の総数
10	1.57ショック	出生率の低下に対する社会の驚きを表したことば。1990（H2）年6月、前年の1989（H元）年の合計特殊出生率がそれまで最低であった1966（S41）年の1.58よりも低い1.57であると発表されたことによることが契機となった。
10	エンゼルプラン	文部・厚生・労働・建設（当時）の4大臣合意により1994（H6）年に出された国の子育て支援に関する10年間の計画。1990年代の少子化対策としての総合的な子育て支援施策の必要性から、企業、職場、地域、国が一体となって子育て家庭への支援をすることを示した。
10	少子化対策推進基本方針	「少子化への対応を考える有識者会議」の提言（1998（H10）年12月）の趣旨を踏まえ、政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として策定した方針
10	少子化対策プラスワン	少子化の流れを変えるため、少子化対策推進基本方針の下で、もう一段の少子化対策を推進するもの。「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」など4つの柱に沿った対策を総合的かつ計画的に推進している。
10	福山市児童育成計画	1997（H9）年に2005（H17）年度を目標として21世紀を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができる環境づくりを推進するための指針として策定された計画。本市における子育て支援施策を総合的・計画的に進めていくための方向を明らかにしたもの
10	将来人口推計	直近の国勢調査人口を基準として測る5年ごとの我が国の将来人口推計（中位推計）

用語集

掲載ページ	用語	解説
10	福山市障害者保健福祉総合計画実施プラン	1999（H11）年に2003（H15）年度を目標としてリハビリテーションとノーマライゼーションの理念の下、障害のある人の社会参加の促進や自立した生活を支援するために策定された計画
15	コーホート変化率法	あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法
26	乳児保育	0歳児（生後6週間以上）の保育を行う事業
26	延長保育	11時間の開所時間を超えて更に1時間以上の保育を行う事業
26	一時保育	保護者の疾病等により一時的に保育所において保育を行う事業
26	休日保育	日曜日、祝日など保育所の閉所日において保護者の就労等により保育ができない場合に保育所において保育を行う事業
47	HBs抗原検査	B型肝炎の母子感染防止のために行われる検査
62	幼稚園教育要領	文部科学省が幼稚園の保育内容の骨子として策定したもの
62	保育所保育指針	厚生労働省が保育所の保育内容の指針として策定したもの
70	福山市男女共同参画推進条例	男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力ある地域社会を実現することを目的として2002（H14）年に制定された条例
74	広島県幼児教育ビジョン	広島県の幼児教育の充実を図るための指針及び振興計画として策定したもの
74	幼児教育振興プログラム	文部科学省が2001（H13）年から2005（H17）年度を目標として策定した幼児教育の進行に関する実施計画
83	新子どもプラン	文部科学省が、1999（H11）年度から2001（H13）年度までの3年間に地域で子どもを育てる環境の整備を目指した、「全国子どもプラン（緊急3ヶ年戦略）」の実績を踏まえ、継続的に子どもたちの体験活動機会の充実などに資する施策を推進するために策定したプラン
93	特別支援教育	LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの



福山市次世代育成支援対策推進行動計画

前期（2005（平成17）年度～2009（平成21）年度）

2005（平成17）年3月発行

発行／福山市

編集／福山市児童部子育て支援課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

TEL：(084)928-1053

FAX：(084)922-0846

URL：<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>

E-Mail：kosodate@city.fukuyama.hiroshima.jp